世界遺産に学び、ともに歩むまち――なら

奈良

奈良市第3次総合計画
【後期基本計画】

奈　良　市

奈良市第３次総合計画

後期基本計画

「世界遺産に学び、
ともに歩むまちーなら」

はじめに

奈良市は、国際文化観光都市として恵まれた自然環境や世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産とともに発展してまいりました。そして、昨年４月には、旧月ヶ瀬村・旧都祁村との合併を行い、それぞれの地域が持つ優れた資源を活用したまちづくりに取り組んでおります。

一方では、今後予想される人口減少社会の到来や少子・高齢化の進行など数多くの課題を抱えており、財政面におきましてもますますその厳しさを増しております。

このような状況のなか、平城遷都１３００年を迎える平成２２年度を目標年度とする「奈良市第３次総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

今回策定したこの計画は、市民の皆様が真に安全・安心で幸せに暮らすことができ、愛し愛される奈良として誇れるまちづくりを進めるための道しるべであります。

私は、第３次総合計画に掲げた都市の将来像である「世界遺産に学び、ともに歩むまち―なら」を実現するため、「共助」「互助」の精神のもと、市民の皆様の参画と協働により、奈良市の安寧と活性化に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。今後ともこの計画の推進にあたり皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、今回の後期基本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、様々な角度からご討議いただきました市議会議員の皆様、そして熱心なご審議をいただきました奈良市総合計画審議会委員の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 18 年２月

奈良市長　藤原　昭

市のシンボル

花：ナラノヤエザクラ

木：イチイガシ

鳥：ウグイス

目　　次

総　論

序章　はじめに

第１節　総合計画策定の経緯 ……２

第２節　総合計画の構成 ……３

第１章　基本計画策定にあたって

第１節　基本計画策定の趣旨 ……４

第２節　基本計画の概要 ……５

第２章　基本計画策定の背景

第１節　自然条件 ……６

第２節　まちづくりのあゆみ ……８

第３節　社会経済環境の動向 ……11

第３章　人口フレーム

第１節　総人口 ……20

第２節　年齢別人口 ……21

第３節　交流人口（観光客数） ……22

第４節　世帯数 ……23

第５節　就業者数 ……24

第４章　土地利用の方向

第１節　土地利用の基本方針 ……25

第２節　地域別土地利用 ……26

第５章　基本計画の遂行にあたって

第１節　市民参加と協働の推進 ……30

第２節　効率的な行財政運営の推進　30

第３節　関係機関との連携の推進 ‥31

各　論

第１章　人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第１節　人権の確立 ……36

第２節　同和問題の解決 ……39

第３節　男女共同参画社会 ……42

第４節　平和 ……45

第５節　市民参加 ……46

第６節　交流 ……48

第７節　情報化の推進 ……50

第８節　文化遺産の保護と継承 ……52

第９節　文化・芸術の振興 ……55

第 10 節　生涯学習の振興 ……58

第 11 節　学校教育の充実 ……61

第 12 節　青少年の健全育成 ……67

第 13 節　スポーツ・レクリエーションの振興 ……70

第２章　福祉のまちづくり

第１節　地域福祉 ……74

第２節　児童福祉 ……77

第３節　母子・父子福祉 ……80

第４節　高齢者福祉 ……82

第５節　障がい者・児福祉 ……84

第６節　保健・医療・衛生 ……87

第３章　環境保全と安心・快適なまちづくり
第１節　環境保全……92
第２節　環境清美……94
第３節　土地利用計画……98
第４節　市街地整備…… 102
第５節　交通体系…… 105
第６節　道路…… 108
第７節　交通安全…… 110
第８節　住宅…… 112
第９節　景観・自然環境…… 114
第 10 節　公園・緑地…… 117
第 11 節　河川・水路…… 118
第 12 節　上水道…… 120
第 13 節　簡易水道…… 122
第 14 節　下水道…… 123
第 15 節　防災・消防…… 125
第 16 節　地域の安全・安心…… 129

第４章　地域を支える産業を育成するまちづくり
第１節　観光交流…… 132
第２節　農林…… 135
第３節　商工・サービス…… 139
第４節　勤労者対策…… 142
第５節　消費生活…… 144

附属資料…… 147

総　論

月ヶ瀬橋と梅林

序　章　はじめに

第１節　総合計画策定の経緯

総合計画は、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示すものである。

本市では、1982 年（昭和 57 年）に基本構想を策定し、これを受けて 1984 年（昭和 59 年）に基本計画を策定した。

その後、1991 年（平成３年）２月に 2000 年（平成 12 年）を目標年次とする「奈良市新総合計画」を策定した。

この「奈良市新総合計画」が目標年次を迎えるにあたり、近年の社会経済環境の変化に対応した新しいまちづくりの目標を示すため、2001 年（平成 13 年）２月に 2010 年（平成 22 年）を目標年次とする「奈良市第３次総合計画」を策定し、本市がめざすべき都市の将来像を「世界遺産※に学び、ともに歩むまちーなら」とした。

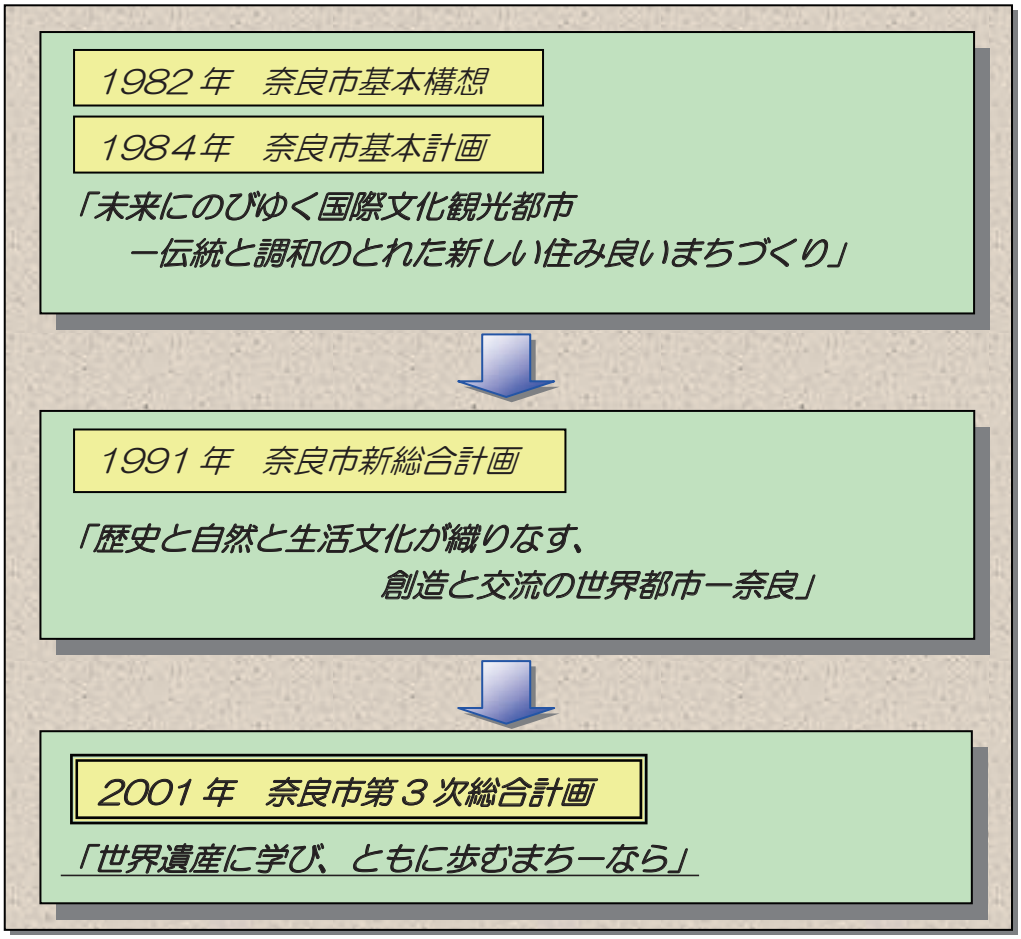

第２節　総合計画の構成

「奈良市第３次総合計画」は、「基本構想」「基本計画」で構成する。

（1）基本構想

基本構想は、本市がめざすべき都市の将来像と、これを実現するための市政運営の基本方針を示すものである。

（2）基本計画

基本計画は、都市の将来像の実現に向けて、取り組むべき施策の内容を明らかにしたものである。

奈良市の世界遺産

東大寺

興福寺

春日大社

春日山原始林

元興寺

薬師寺

唐招提寺

平城宮跡

第１章　基本計画策定にあたって

第１節　基本計画策定の趣旨

「奈良市第３次総合計画」では、前期基本計画を 2005 年度（平成 17 年度）までとしており、今回、基本構想の理念のもと、2010 年度（平成 22 年度）までの後期基本計画として策定する。

基本計画は、基本構想において示した都市の将来像「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」の実現に向けて、施策の基本方針と具体的内容を明らかにするために策定するものであり、市民とともにその実現をめざす。

今後、策定される各分野の個別計画は、この基本計画をふまえたものでなければならない。また、既存の分野別計画においても、この基本計画と整合性を図りながら推進していくことが求められる。

前期基本計画を策定した時点から現在までの間に、わが国では中核市や特例市への移行、市町村合併の推進などによる地方分権の流れが着実に進んでいる。市町村が自立、自活を求め、自ら考え、自ら行うまちづくりを実践するための条件も整備されてきた。

こうしたなか、多様化、高度化した市民ニーズに対応した安全で安心な夢のあるまちづくりの推進、また、子どもたちが奈良のまちに夢と誇りをもち、そして、市民すべてが愛着の持てる国際文化観光都市・奈良をつくりあげるための体制づくりが急務となっている。

そこで、2005 年（平成 17 年）４月１日の旧月ヶ瀬村、旧都祁村との合併をふまえて、本市のもつ貴重な歴史と自然を活かしつつ、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン※の考え方に基づき、市民に愛し愛される奈良のまちづくりを推進する。

このような背景のもと、基本構想に示された基本理念と都市の将来像の実現に向けて後期基本計画を策定し、市民とともにこの計画の実現を図る。

第２節　基本計画の概要

(1)基本計画の性格

基本計画は、基本構想に基づき、人口構造、土地利用などの基本的な枠組みを定めるとともに、本市の都市の将来像「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」を実現することを目的として基本的な施策、事業を具体的かつ体系的に定めるものである。

この計画は、本市が主体となって行う事業を対象とするが、本市への影響や関係の深い事業については、国・県が実施する事業も対象とするため、市民や関係機関に理解と協力を求める。

この計画に沿った総合的で計画的な行政運営を行うことにより、快適な市民生活を享受できる都市が形成される。

(2)基本計画の期間

後期基本計画の期間は、2006 年度（平成 18 年度）から 2010 年度（平成 22 年度）までの５年間とする。

(3)基本計画の構成

基本計画は、「総論」「各論」の２編で構成する。

◆総合計画の期間

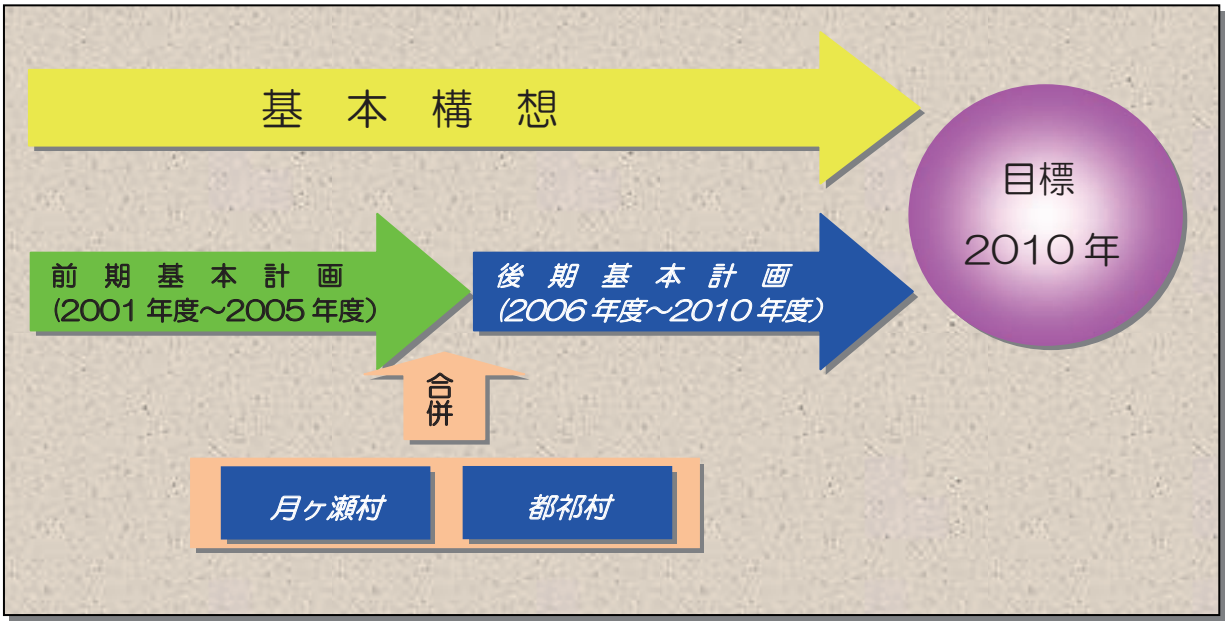

第２章　基本計画策定の背景

第１節　自然条件

(1)位置

本市は、奈良県の北部に位置し、北は京都府、東は山添村、宇陀市、三重県伊賀市、南は桜井市、天理市、大和郡山市、西は生駒市と接している。

面積は、276.84ｋ㎡で、奈良県の総面積のほぼ 7.5％を占め、東西 33.51ｋｍ、南北 22.22ｋｍで東西に長い形をしており、周囲は 162.25ｋｍに達している。

(2)自然

本市は、大和青垣国定公園、室生赤目青山国定公園、県立矢田自然公園、県立月ヶ瀬神野山自然公園など美しい自然に恵まれている。特に、名勝に指定されている月瀬梅林や奈良公園、特別天然記念物に指定され世界遺産でもある春日山原始林、天然記念物に指定されている吐山スズラン群落をはじめとする緑の環境にも恵まれている。

北部地域は、いわゆる奈良山丘陵で、京都府南端の丘陵地に接している。

東部、月ヶ瀬及び都祁地域は、標高 200mから 600mの起伏のある高原地域で、名張川や布目川、白砂川などが山あいを北に流れ、木津川と合流している。

中央部及び南部地域は、奈良盆地の北部に位置する平坦部で、佐保川、秋篠川が盆地の南部に向かって流下し、大和川に合流している。

西部地域は、西ノ京丘陵と矢田丘陵の一部が延びていて、富雄川が南流し、大和川に合流している。

◆奈良市の位置

方位	地名	経度・緯度	距離
東端	月ヶ瀬石打	東経 136° 04′	東西 33.51km
西端	二名六丁目	東経 135° 43′	
南端	都祁吐山町	北緯 34° 33′	南北 22.22km
北端	広岡町	北緯 34° 45′	

海抜　最高：貝ヶ平山＝822.0m、最低：池田町＝56.4m

◆奈良市の地形分類図

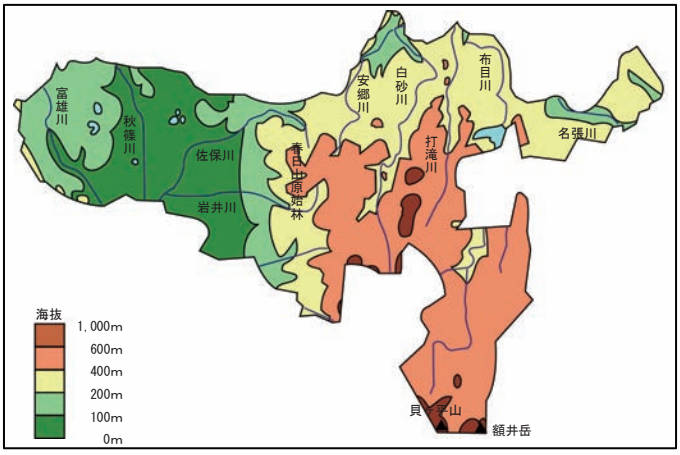

気象条件は、地形的に見ても盆地がもつ内陸性の気候を現し、年間を通して寒暖の差が大きいが、総じて温和な気候である。

2004 年（平成 16 年）の年平均気温は、奈良地方気象台（半田開町）で 15.7℃、針観測所（針町）で 13.1℃であった。奈良地方気象台と針観測所のデータを比較すれば、針観測所の方が、年間を通して２～３℃低くなっている。

2004 年（平成 16 年）の年間降水量は、奈良地方気象台で 1,511mm 、 針 観 測 所 で 1,742mm であった。月平均降水量は、梅雨期の６月、７月と９月が多くなっている。奈良地方気象台と針観測所のデータを比較すれば、針観測所の方が年間を通して降水量が多くなっている。

2004 年（平成 16 年）の年平均風速は、奈良地方気象台で 1.5m/s、針観測所で 1.3m/s であった。１月から４月にかけての期間が最も強く、その他の季節は比較的穏やかである。奈良地方気象台と針観測所のデータを比較すれば、春から秋にかけて奈良地方気象台の方が強く吹いている。

◆月平均気温

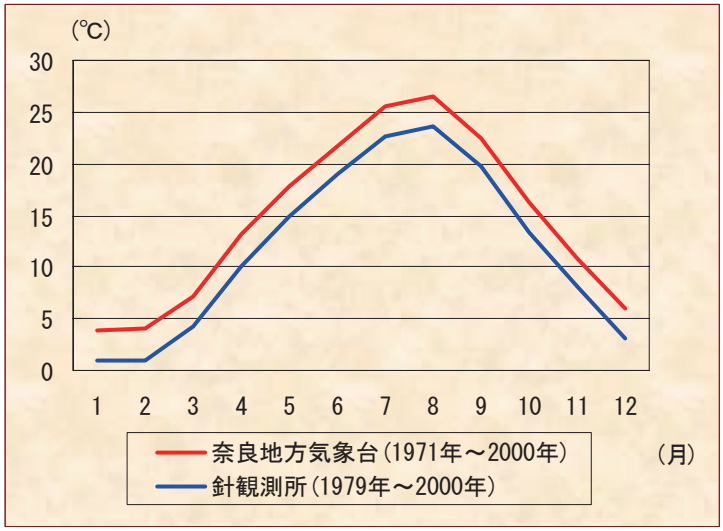

◆月平均降水量

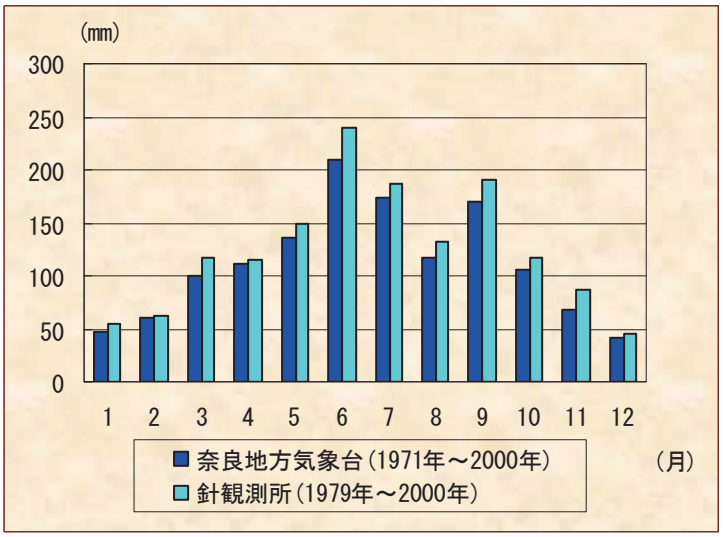

◆月平均風速

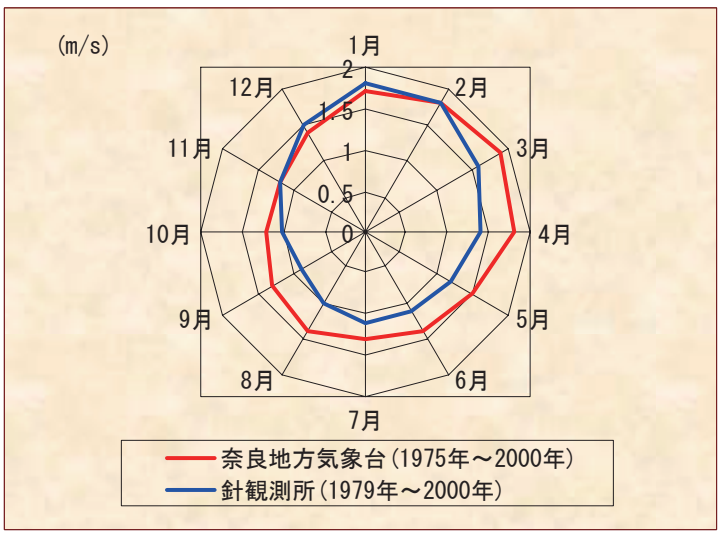

第２節　まちづくりのあゆみ

奈良は、710 年に「平城京」として都が開かれ、シルクロードの東の終着駅として、天平文化の華を咲かせ、古代日本の首都であった 70 余年の間、政治経済の中心地として栄えた。最盛期には、10 万人の人口を数えたと言われる。

784 年に長岡（京都）に都が移った後も、平城京をかざった諸大寺はそのまま残され、南都と呼ばれるようになり、社寺の都として生まれかわった。

11 世紀から 12 世紀頃には、東大寺、興福寺、春日社（現春日大社）、元興寺などの社寺が勢力をもち、寺や神社の仕事にたずさわる人や、農民などが住む「まち」が境内地の外にでき、「郷」と呼ばれた。12 世紀後半の戦火で、多くの社寺と諸郷が甚大な損壊を受けたが、復興事業が活発に進められ、郷は以前にもまして充実し、13 世紀には、郷の組織も整うようになり、今日の奈良のもとがほぼ形づくられた。

15 世紀後半には、応仁の乱を避けて、京都の貴族や商人が奈良に疎開してきたこともあり、京都との関係は一層親密になった。また、自治都市「堺」との交流も深まり、商業や手工業が繁栄した。16 世紀初めには、東大寺、興福寺といった支配をこえて、郷と郷との横の連合が進み、1567 年の戦乱で東大寺大仏殿は再び焼失したが、むしろ郷民のまちづくりは発展し、1595 年の文禄検地によって、近世の奈良町が成立した。

17 世紀の中頃から、奈良晒、酒造、製墨などの産業がめざましい発展をとげ、産業都市として繁栄をみせた。1692 年には大仏が修造され開眼供養が行われ、1709 年には大仏殿が再建された。この頃から、奈良見物に訪れる人が多くなり、奈良はしだいに観光の町としての性格をもつようになった。

明治維新には、廃仏毀釈によって多くの寺院が衰退し、また、廃藩置県ののち、奈良県は一時期、堺県や大阪府に合併されたが、1887 年には奈良県庁が奈良町に復帰し、1898 年２月１日に人口 29,986 人、面積 23.44ｋ㎡の規模で奈良市制が施行された。この時期から都市基盤の整備も進み、鉄道については、1890 年奈良・王寺間がまず開通し、大阪（現ＪＲ関西線）へは、1892 年に通じた。1914 年には、奈良・大阪間（現近鉄奈良線）が開通した。これら以外にも鉄道網の整備が進み、周辺都市との間で交通条件も整い、観光客も増えていった。また、市制施行当時には、県庁、博物館、裁判所、奈良県師範学校などがあったが、本市の誘致により奈良女子高等師範学校（現奈良女子大学）が 1909 年に開校するなど、県の中心地としての機能を整えていった。

第２次世界大戦で奈良は、京都、鎌倉とともに大きな戦禍をまぬがれ、貴重な自然や文化財が保存された。このようななかで、1950 年には「奈良国際文化観光都市建設法」が住民投票の結果を受けて成立し、国際文化観光都市として整備を進めていくことになった。

また、この頃から、近鉄学園前駅周辺において宅地開発が進められ、高度成長期に入ってからは、西北部丘陵一帯にも宅地開発が広がり、近畿圏から多くの人々を迎え、住宅都市としての機能を併せもつことになった。

1988 年に策定された「関西文化学術研究都市の建設に関する計画」においては、「平城宮跡地区」と本市を含む「平城・相楽地区」が文化学術研究地区に指定された。

その後、市制 100 周年を迎えた 1998 年 12 月には「古都奈良の文化財」として東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興

寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡の八資産群がユネスコの世界遺産リストに登録された。

2002 年4月には、全国で 29 番目の中核市に移行し、保健福祉や都市計画などのさまざまな分野で多くの権限が移譲されたほか、市保健所を新たに開所した。

また、地域に密着した質の高い地域医療サービスの提供をめざして、2004 年 12 月に国立病院機構奈良病院の移譲を受け、新たに市立奈良病院として開院した。

2005 年4月に合併した旧月ヶ瀬村は、15 世紀ごろ染物の媒染剤である烏梅の製造が伝わったことで梅の栽培が盛んになったとされており、梅とともに発展し豊かな自然とともに今日まで守り継がれてきた。江戸時代後期から明治にかけて、頼山陽をはじめとする多くの文人墨客の来遊により、月ヶ瀬の名が広く世に知られるようになり、1922 年には、名勝「月瀬梅林」の指定を受けたこともあって、多くの人が訪れるようになった。

また、旧都祁村のまちづくりは、縄文時代に住み着いた人々が独自の文化を育み、古代国家「闘鶏（つげ）の国」を築きあげたことからはじまる。都祁の地は、伊勢や伊賀などに通じる交通の要衝として栄え、伊勢街道を中心にさまざまな文化が伝えられた。さらに、1965 年には国道 25 号（名阪国道）が開通したことで、交通の便が飛躍的に向上し、工業団地や住宅の開発が進むことになった。

このように異なるまちづくりを進めてきた奈良市、旧月ヶ瀬村、旧都祁村が 2005 年4月に合併し新生「奈良市」が誕生した。今後は、それぞれがもつ地域資源や機能を相互に補完しあいながら、魅力あるまちづくりを進めていく。

2006 年3月には、けいはんな線が開通し、西北部地域と大阪・東大阪沿線エリアがより身近になり、ヒト・モノ・情報・文化・産業の交流が今後一層活発になるものと期待されている。

◆市村域の変遷

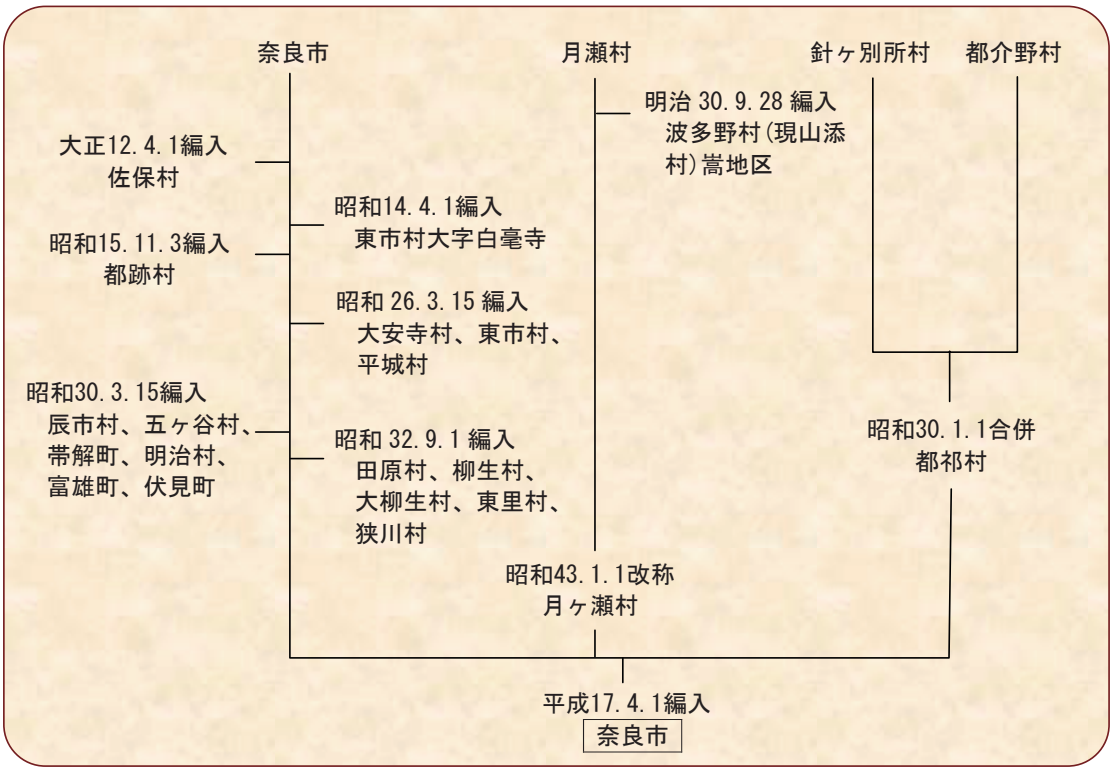

◆奈良市のあゆみ

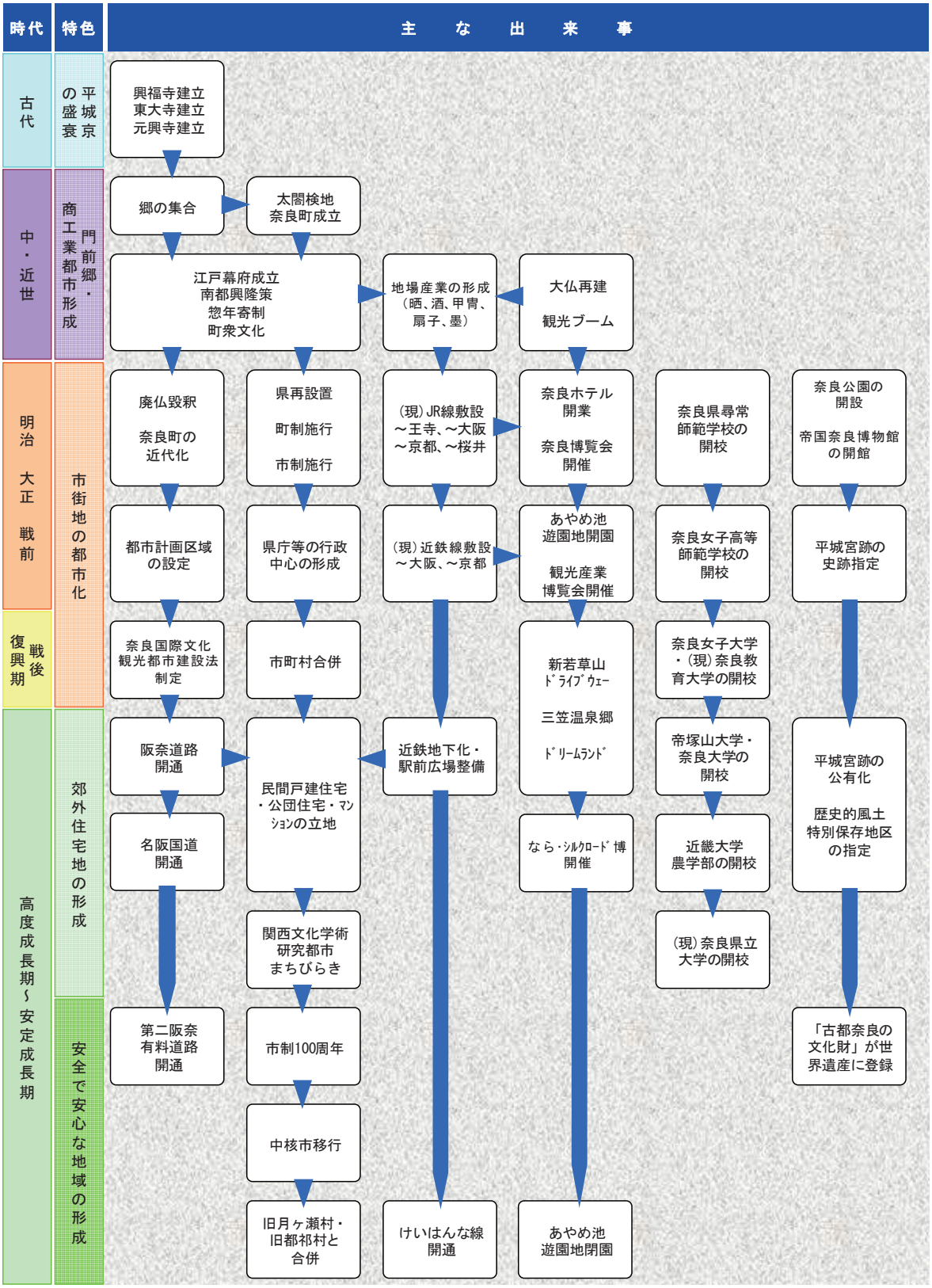
時代
特色
主な出来事
古代
平城京の盛衰
興福寺建立
東大寺建立
元興寺建立
中・近世
門前郷・商工業都市形成
郷の集合
太閤検地
奈良町成立
江戸幕府成立
南都興隆策
惣年寄制
町衆文化
地場産業の形成
（晒、酒、甲冑、
扇子、墨）
大仏再建
観光ブーム
明治 大正 戦前
市街地の都市化
廃仏毀釈
奈良町の
近代化
県再設置
町制施行
市制施行
（現）JR線敷設
～王寺、～大阪
～京都、～桜井
奈良ホテル
開業
奈良博覧会
開催
奈良県尋常
師範学校の
開校
奈良公園の
開設
帝国奈良博物館
の開館
都市計画区域
の設定
県庁等の行政
中心の形成
（現）近鉄線敷設
～大阪、～京都
あやめ池
遊園地開園
観光産業
博覧会開催
奈良女子高等
師範学校の
開校
平城宮跡の
史跡指定
復興期
戦後
奈良国際文化
観光都市建設法
制定
市町村合併
新若草山
ﾄﾞﾗｲﾌﾞｳｪｰ
三笠温泉郷
ﾄﾞﾘｰﾑﾗﾝﾄﾞ
奈良女子大学
・（現）奈良教
育大学の開校
高度成長期～安定成長期
郊外住宅地の形成
阪奈道路
開通
民間戸建住宅
・公団住宅・ﾏﾝｼｮﾝの立地
近鉄地下化・
駅前広場整備
帝塚山大学・
奈良大学
の開校
平城宮跡の
公有化
歴史的風土
特別保存地区
の指定
名阪国道
開通
なら・ｼﾙｸﾛｰﾄﾞ博
開催
近畿大学
農学部の開校
関西文化学術
研究都市
まちびらき
（現）奈良県立
大学の開校
安全で安心な地域の形成
第二阪奈
有料道路
開通
市制100周年
「古都奈良の
文化財」が世
界遺産に登録
中核市移行
旧月ヶ瀬村・
旧都祁村と
合併
けいはんな線
開通
あやめ池
遊園地閉園

第３節　社会経済環境の動向

(1)地方分権の進展と地方制度改革の動向

近年、わが国では、急速な高齢化や価値観の多様化、経済社会の成熟化、さらには国際情勢の激変など内外の状況が大きく変化した。

このような状況のなかで、2000 年（平成 12 年）４月には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行され、国から地方への事務権限の移譲によって、住民に最も身近な基礎自治体としての市町村の重要性はますます高まっている。

政府では、人口などの一定の要件を備えた市を中核市や特例市として指定する制度や地方分権に対応できる地方自治体の規模拡大と行財政基盤の強化を目的に、市町村合併を推進するとともに、地方自治体の自立性を高め、国、地方を通じた財政の効率化を図ることを狙いに、「三位一体改革」※を推進している。

また、地方自治体では、財政状況の悪化や新たな行政課題への対応の必要性等から行財政改革に取り組んでおり、地方分権時代に対応できる組織機構や事務事業の見直しと改善、効率的な行政体制の整備、職員数の適正管理等を進めている。

本市においても、行財政改革を推進しており、2004 年度（平成 16 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）までを期間とする「奈良市行財政改革大綱」を策定した。

今後も、市税収入の大幅な増収が見込めず、地方交付税などの財源確保も厳しい財政状況にあり、歳出全般にわたる徹底した見直しを行う。

また、自らの発想で自助努力を重ね、定型化しがちな業務の見直しと改善を図り、組織や制度を改革し、行政運営の効率化、財政基盤の強化にさらなる取り組みを行う。

◆地方財政普通会計の決算規模の推移（全国）

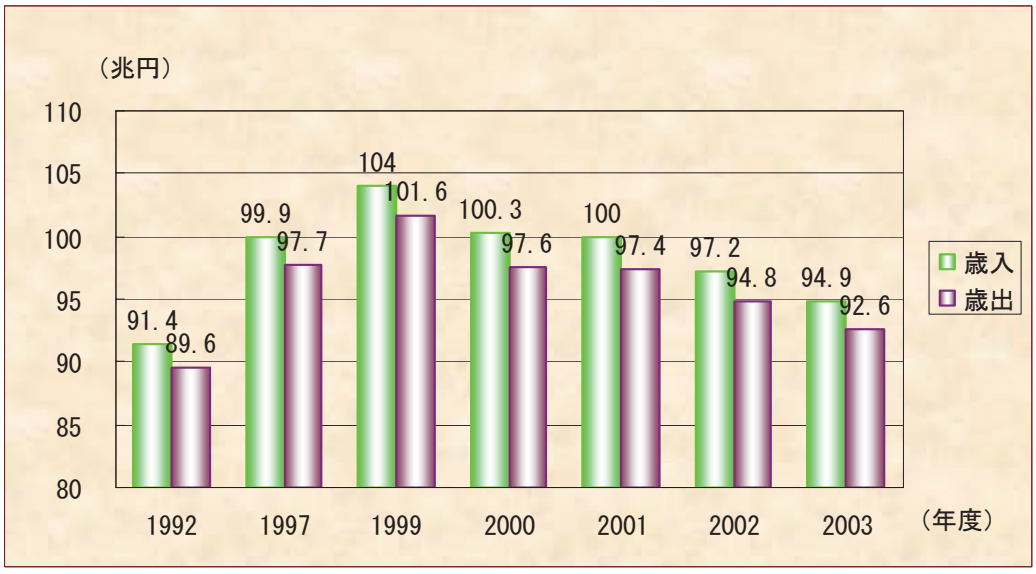

資料：総務省「地方財政白書」（平成 17 年版）

(2)少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来

わが国の総人口は2005年（平成17年）には死亡数が出生数を上回り、人口減少に転じたとの報告が厚生労働省から出されており、今後も年少人口が減少する一方で高齢者が増え、急激に少子・高齢化が進み、2015年（平成27年）頃には、国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎える。

こうした人口構造の変化により、若年労働力人口が減少し、社会全体の活力が低下するとともに、医療、福祉にかかる費用の増加が見込まれ、高齢社会に対応した社会システムの整備が求められている。いきいきと元気に過ごす高齢者も増加しており、高齢者の就業や社会参加、健康や生きがいづくりのニーズがますます高まっている。

特に、社会保障費抑制の観点から、健康づくりへの取り組みが求められ、2000年（平成12年）に、21世紀における健康づくり運動「健康日本21」がスタートし、2002年（平成14年）7月には「健康増進法」が成立し、国や地方自治体において「健康増進計画」の策定が行われている。

また介護保険事業制度においても、介護予防重視型の制度改正が進められており、高齢者を地域で支え合うとともに自立を支援し、高齢者が他の世代とともに、社会を支える一員となるような社会づくりが求められている。

さらに、少子化対策強化の観点から、2003年（平成15年）には「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」などが成立し、子育て支援に向けた行動計画が各地方自治体において策定され、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりや、さまざまな子育て支援サービスの充実が図られてきている。今後、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるためには、家庭や学校だけでなく、地域社会全体での取り組みが求められている。

本市においても、少子・高齢化が進行しており、2007年（平成19年）以降に60歳を迎える「団塊の世代※」の豊富な経験や知識・技能を地域社会に還元してもらうことにより、進行する核家族化により希薄になりがちな、近隣社会のコミュニティを再生し、同時に、若年層と高齢者との世代間交流を図る施策を進めていく。

また、少子化対策については、「奈良市次世代育成支援行動計画」に基づき、安心して子どもを生み育てられる環境整備を行うとともに、地域住民との協働による多様な子育て支援を推進する。

◆年齢3区分別人口の推移（中位推計、全国）

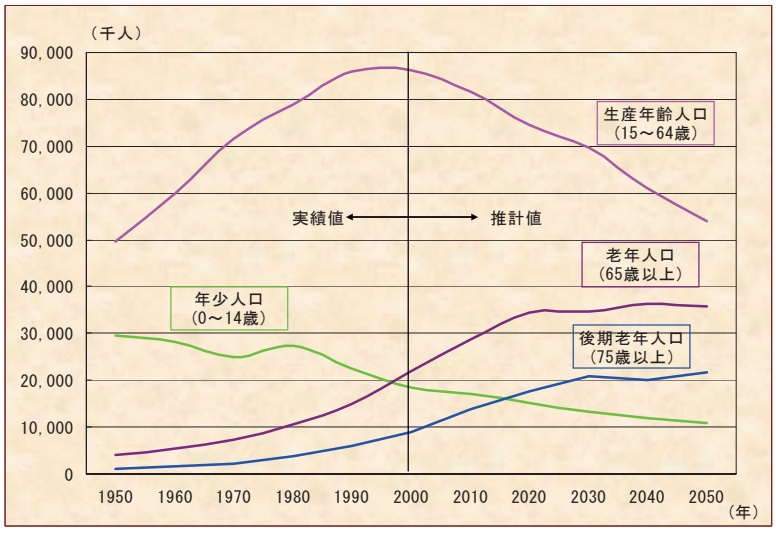

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成14年1月推計）

(3)インターネットの普及と高度情報化社会の到来

携帯電話やパソコン等の情報通信機器が普及したことにより、日常生活におけるインターネットの利用が急速に拡大し、2003 年（平成 15 年）には人口普及率が 60%を超えた。また、2001 年（平成 13 年）1月の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（ＩＴ※基本法）」の施行を受けて策定された「e-Japan 戦略」では、2005 年（平成 17 年）までに世界最先端のＩＴ国家となることを目標に掲げ、公共部門においても、地域公共ネットワークの整備や学校のＩＴ環境の整備など、さまざまな基盤整備が進められてきた。さらに今後は、２０１０年（平成２２年）を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながる社会の実現に向けた取り組みが進められている。

2003 年（平成 15 年）7月には、24 時間 365 日のオンライン申請などの施策を盛り込んだ「電子政府構築計画」も策定され、8月には電子政府を実現するための基盤としての、住民基本台帳ネットワークシステム※が本格稼動している。今後も、住民に対する日常の情報提供をはじめ、在宅での医療、福祉、通信を利用した学習活動の支援、災害などの非常時の情報提供など、さまざまなサービスの提供が見込まれている。

このように、情報化の進展は産業経済や地域社会に新たな可能性をもたらすが、その一方で、情報通信基盤の整備水準のほか情報通信機器を利用する方法と技術の程度が、新たな格差を生むことも懸念されている。また、最近ではコンピュータウィルスや不正アクセス、詐欺などのサイバー犯罪の脅威が急速に増加しているだけでなく、顧客情報の大量流出が問題となるなど、高度情報化社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護が重要な課題となっている。

本市においても、市民生活や経済活動においてインターネットは急速に普及しており、情報技術革新のスピードに乗り遅れることなく、さまざまな情報サービス基盤の整備を促進する。また、一方で、情報管理、個人情報保護などの安全・管理体制面を行政自らが率先して、社会に周知していく。

◆インターネット利用者数の推移（全国）

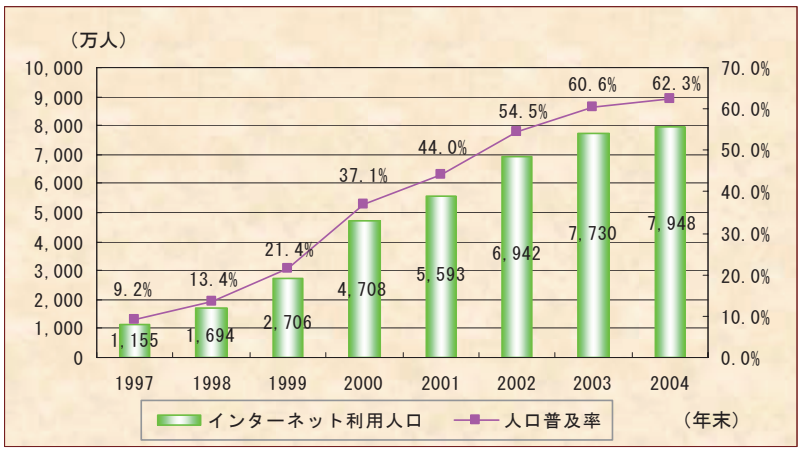

※1 インターネット利用人口は、パソコン、携帯電話・PHS・携帯情報端末、ゲーム機・TV 機器等のうち、1 つ以上の機器を利用している 6 歳以上の者が対象。
※2 2004 年末の人口普及率は、通信利用動向調査で推計したインターネット利用人口を、全人口中位推計値（国立社会保障・人口問題研究所「わが国の将来人口推計」）で除したもの。
※3 1997～2000 年末までの数値は「通信白書（現情報通信白書）」より抜粋。2001～2004 年末の数値は、通信利用動向調査の推計値。
※4 推計においては、高齢者及び小中学生の利用増をふまえ、対象年齢を年々拡げており、2000 年末以前の推計結果については厳密に比較できない（1999 年末までは 15～69 歳、2000 年末は 15～79 歳、2001 年末から 6 歳以上）。

資料：総務省「情報通信白書」（平成 17 年版）

(4)持続可能な社会の実現に向けた取り組みの進展

社会経済活動の発展と、世界人口の増大にともなって、エネルギー、食料、資源への需要が高まるなかで、地球温暖化、熱帯雨林の減少、酸性雨の発生、オゾン層の破壊など、地球レベルでの環境問題が深刻化している。

このため、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の企業行動やライフスタイルなど、わが国の経済社会のあり方を見直すことが求められている。さらに、資源、エネルギーの有効利用や環境保全の観点から、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることが求められている。

このような背景のもと、廃棄物、リサイクル関連の法制度の整備が進み、循環型社会の構築に向けた取り組みは、本格的な実施段階に入っており、2003年（平成15年）3月には、「循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、資源生産性、循環利用率、最終処分量について数値目標を掲げた取り組みが行われている。

また、企業の環境意識の高まりを背景に、ＩＳＯ14001※の認証取得件数が急増しているとともに、環境問題への取り組みの状況を公開している企業も着実に増加するなど、環境への配慮が企業活動において不可欠な要素となっている。

一方、住民においても、地球環境問題や身近な環境問題に対する意識が高まり、環境保全活動に取り組むＮＰＯ※法人数が急増しているなど、環境への取り組みの参加が活発となっている。

住民、事業者、行政などあらゆる主体がそれぞれに責任をもち、連携しながら、自然との共生をめざして、環境問題に対応していくことが求められている。

本市においても、世界遺産をはじめとする数多くの歴史的文化遺産を、恵まれた自然環境と一体となって保全、継承していく必要がある。このような観点から、産業活動や日常生活において市民一人ひとりが環境保全に配慮した取り組みを行う施策を推進する。

◆ＩＳＯ14001　審査登録件数の推移（全国）

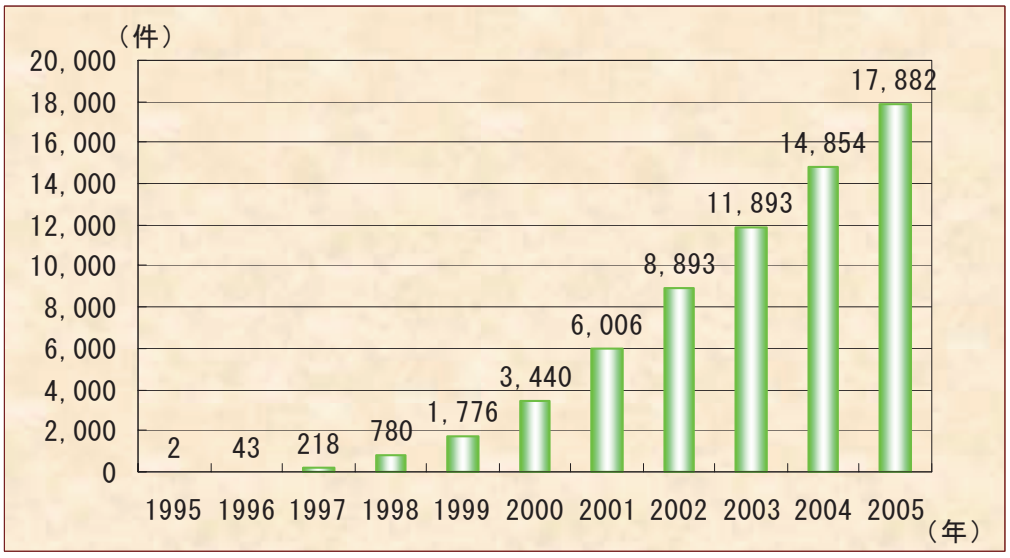

資料：（財）日本規格協会

(5)ＮＰＯの増加と市民参加型社会への流れ

2000 年（平成 12 年）以降、ＮＰＯは急速に増加し、2005 年（平成 17 年）には全国で約２万５千団体が認証を受けてさまざまな活動を行っている。活動の種類をみると、保健・医療・福祉の増進を図る活動や、社会教育の推進を図る活動が多く、2005 年（平成 17 年）12 月 31 日現在でそれぞれ１万団体を超えており、今後も増加していくと考えられる。

また、まちづくりや行政運営における市民の参画意識の高まりを背景に、パブリックコメント制度の導入や、自治基本条例の制定などが行われている。

パブリックコメント制度は、1999 年（平成 11 年）に「規制の設定又は改廃に係わる意見提出手続」が閣議決定され、行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、広く意見を求め、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うものである。なお、２００５年（平成１７年）には、「行政手続法」の一部改正により、意見公募手続等として法制化がなされた。

地方自治体においても、こうしたパブリックコメント制度を導入する団体が増加しており、各種の計画策定時にもホームページ等で計画案を公開し、意見の募集が行われている。

自治基本条例は、まちづくりに対する市民の参画意識の高まりを背景に、市民の権利や責務を明確にし、行政との情報の共有化と意思決定過程への参画を保障するものであり、この条例を策定する動きが地方自治体に広がっている。

今後、行政においては、限られた予算で市民満足度の高いサービスを提供することが求められており、そのためには、さまざまな場面で市民参画の機会をつくり、行政と市民が協働した取り組み、市民参加型社会を実現することが重要となっている。

本市においても、厳しい財政状況が続くなか、増加しつつあるＮＰＯやボランティアと協働し、福祉、環境、歴史文化、まちづくりなど各種分野で幅広く連携して、市民ニーズに応えていくことが重要であり、市民相互の信頼、行政と市民の信頼を構築し、市民が積極的にまちづくりに参画できる仕組みづくりや取り組みを行う。

◆ＮＰＯ認証数の推移（全国）

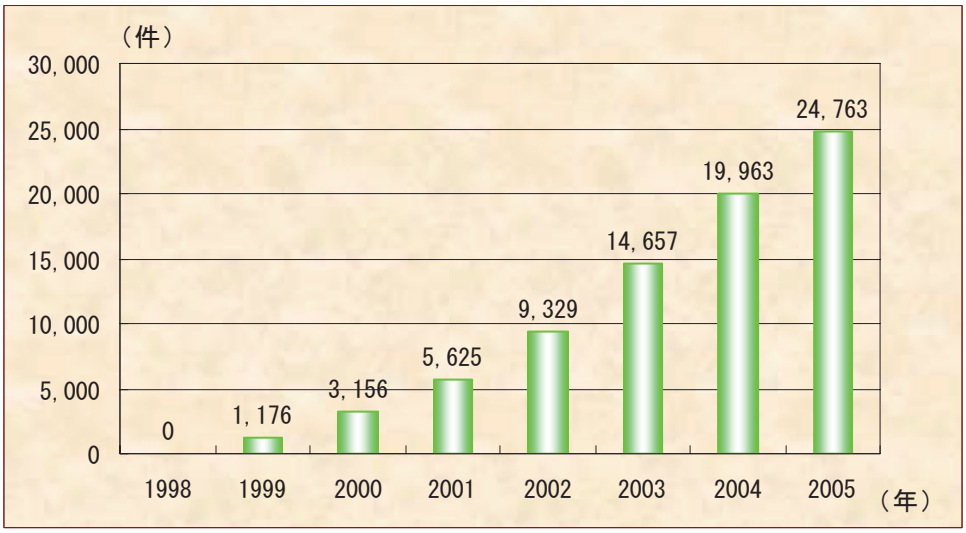

※各年 12 月末の件数。　　資料：内閣府国民生活局

(6)グローバル化の進展

航空ネットワークの拡大や、インターネットをはじめとする情報通信の発達により、国境を越えたヒト・モノ・情報の交流は急速に拡大している。

ビジネスの分野では、従来からの日本企業の海外進出に加え、外資系企業の日本市場への進出や、世界規模での企業の提携、再編が繰り広げられている。

特に近年では、中国などの東アジアの経済が大きく成長し、日本経済のアジアとのつながりは年々強まっている。日本企業の海外現地法人数は、1990 年（平成２年）以降、北米、ヨーロッパが緩やかな増加に留まっているのに対し、1990 年代中頃からアジア地域、なかでも中国に立地する現地法人数が急速に増加している。こうした現地法人の増加等を背景に、日本の貿易（輸出入計）における中国の比率が徐々に高まっており、2003 年（平成 15 年）では、アメリカと肩をならべる規模まで達し、2004 年（平成 16 年）には中国が日本の最大貿易相手国となった。

また、観光交流の分野では、海外から日本を訪れる旅行者が、海外を訪れる日本人に比べて圧倒的に少ない状況を改善するため、2010 年（平成 22 年）までに、外国人旅行者を１千万人にするという目標を掲げ、官民挙げての戦略的訪日促進事業「ビジット・ジャパン・キャンペーン※」が展開されており、2003 年（平成 15 年）７月には、観光立国に向けた具体的な取り組みを示した「観光立国行動計画」も策定されている。

市民生活においても、海外渡航者や在日外国人の増加に加え、インターネットなどの普及によって、海外の文化やビジネスに接する機会が増えている。こうした海外とのつながりが強まるにつれ、地域社会においても、世界的な視野で物事を考え、行動する市民の増加が見込まれる。

このようななかで、経済社会における世界的なルールへの迅速な対応は当然のことながら、技術開発や環境問題への対応など、さまざまな分野での新たな基準づくりを先導するとともに、国際交流における積極的な役割を果たすことが求められている。

本市においても、世界遺産を有する国際文化観光都市として、多数の外国人が来訪している。今後も、わが国を代表する歴史文化を積極的にアピールし、「奈良ブランド」を世界に向けて発信していく。

◆海外旅行客数の推移（全国）

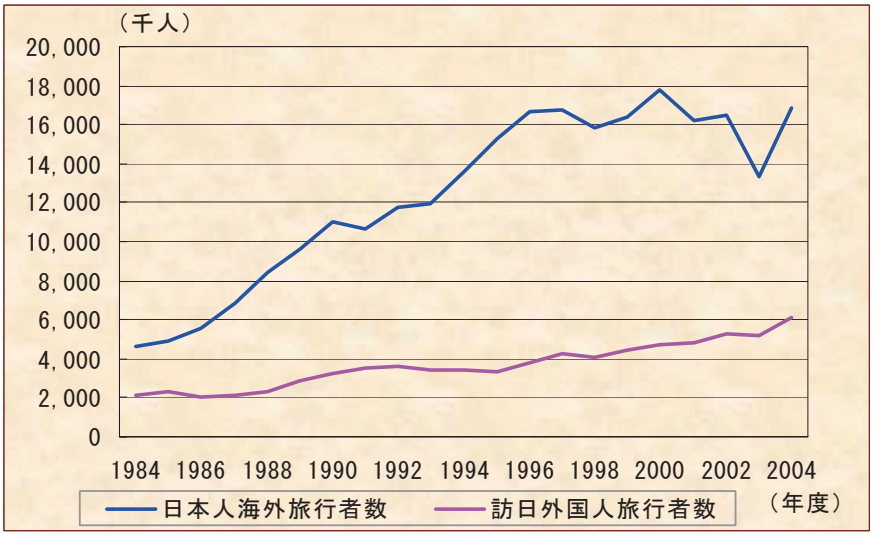

資料：観光白書
（平成 16、17 年版）

(7)景気回復の兆しと雇用環境の変化

バブル経済の崩壊後、日本経済は長期にわたり景気低迷を続けていたが、2002 年（平成 14 年）はじめ頃から回復局面に変化してきている。2001 年度（平成 13 年度）のマイナス成長から、2002 年度（平成 14 年度）は実質ＧＤＰ※成長率 0.8%に留まったが、2003 年度（平成 15 年度）2.0%、2004 年度（平成 16 年度）1.9%と回復し、2005 年度（平成 17 年度）も堅調に推移しており、景気回復局面が４年目を迎えている。

特に、民間消費や企業投資が増加し、個人消費も堅調な動きを示すほか、米国、中国などへの輸出増加や企業の設備投資が増加している。

また、完全失業率が 2002 年（平成 14 年）以降低下し、2004 年（平成 16 年）には 5.0%を下回る 4.7%となり、一般有効求人倍率についても、2002 年（平成 14 年）以降は上昇し、失業率が着実に低下している。こうした指標からも、景気の低迷から回復への兆しが見られる。

一方、近年では、15 歳から 24 歳の若年完全失業率は９%を超えており、若年者の就職難などを背景に、定職を持たない「フリーター」※や、通学も就職もせず職業訓練も受けない、いわゆる「ニート」※が増加しており、2004 年（平成 16 年）では「フリーター」の数は全国で213万人に達している。また、「団塊の世代」が 2007 年（平成 19 年）以降に 60 歳を迎えるなど、雇用構造の変化についても考慮する必要がある。

景気動向と雇用環境は、税収面で地方財政に直接的な影響を与えるものであり、地域における雇用環境の改善に向けた取り組みが求められている。

中小企業の立地が多く、ローカル経済色の強い本市においては、景気回復局面にあるとの認識にはいまだ至っていないが、今後の明るい展望を求めて、観光・商工関連産業などの振興を図るとともに、都祁地域での工業団地開発などによる新たな産業を育成し、雇用の確保に取り組んでいく。

◆失業率、有効求人倍率の推移（全国）

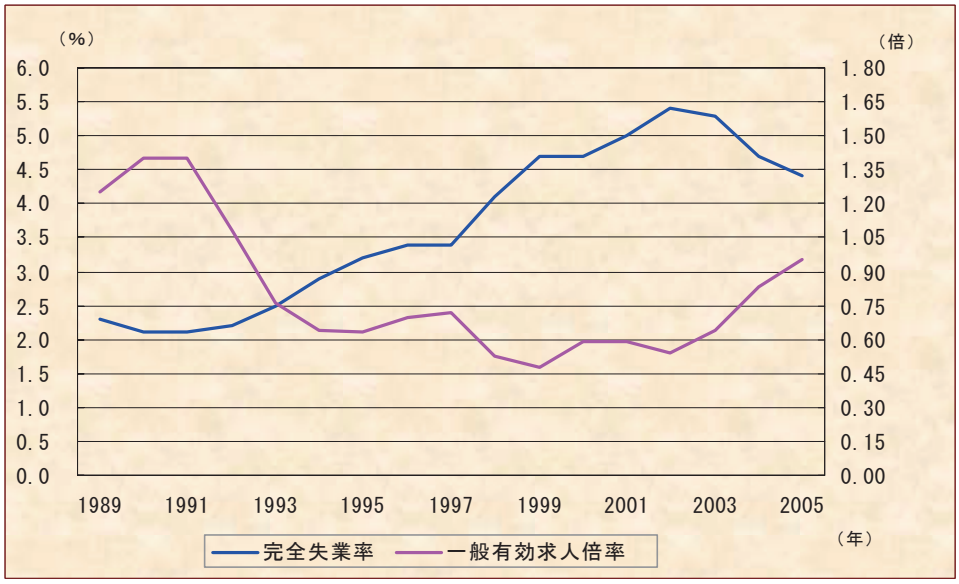

資料：2004 年までは日本統計年鑑（平成 18 年）
2005 年は、完全失業率は労働力調査速報値（総務省）、一般有効求人倍率は厚生労働省

(8)災害に強い安全・安心なまちづくりと安全確保への重要性の高まり

1995 年（平成７年）の阪神・淡路大震災以来、災害の教訓に学び、国、地方自治体、民間及び国民一人ひとりに至るまで、いつでも起こりうる大災害への「備え」の重要性が認識されるようになってきている。

特に、東南海・南海地震に対しては、国の中央防災会議において、2005 年（平成 17 年）３月に地震防災戦略を定め、行政、地域コミュニティ、住民等の社会全体で共有する減災目標、具体目標を掲げて取り組んでいる。

近年、台風等の風水害による甚大な被害も起きており、高齢者等の避難誘導をはじめ、地域での自主防災活動の取り組みや、防災ボランティア活動への積極的な参加が求められている。

今後、地域が主体となって自助、共助と公助※の連携を図っていくとともに、行政としても、的確な災害対策の実施に努めなければならない。

また、近年では、学校にいる間や登下校時に児童・生徒が被害者となる事件も発生しており、教育の場における不安が増大し、安全確保が問題となっている。

今後は、学校における安全確保や地域における治安の維持が課題となっており、地域コミュニティと連携した防犯体制の整備や、事件発生後の適切かつ迅速な対応を図ることが求められている。

食の安全面でも、ＢＳＥ（牛海綿状脳症）※や鳥インフルエンザ※の発生が大きな問題となり、食の安全に対する対策が課題となっている。

本市においても、台風等の風水害対策や地震対策は急務であり、山林の土砂災害を防止し、市民が安全に安心して暮らし、また、古都の文化財を災害から守るために、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域で連携して災害に強いまちづくりに取り組んでいく。

また、子どもの安全、防犯に対しても、地域全体のコミュニティ意識を高めるとともに、家庭、学校、行政、関連機関を含め、地域が一体となった防犯活動を実施することにより、地域全体で安全なまちづくりに取り組んでいく。

◆災害等による死者・行方不明者数の推移（全国）

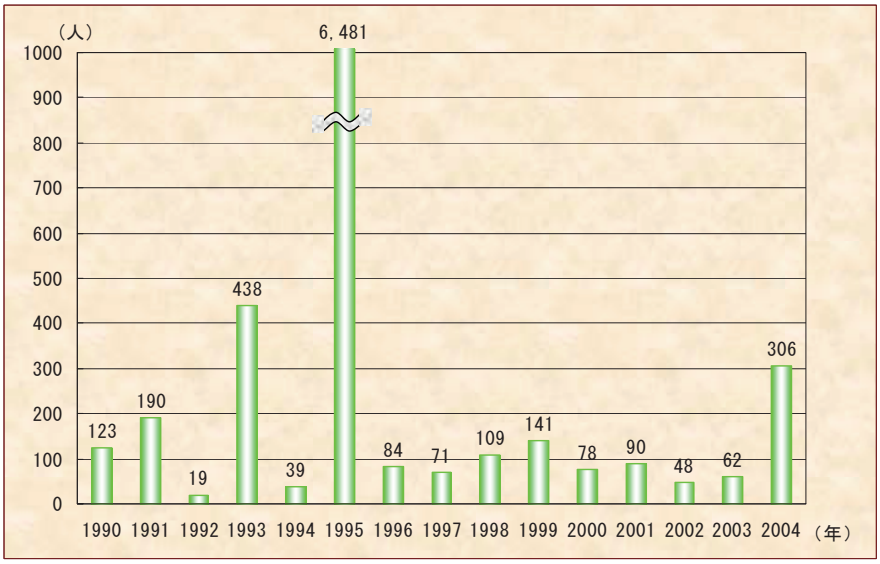

注）1995 年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死 912 人を含む。

資料
「防災に関してとった措置の概況　平成 17 年度の防災に関する計画」（内閣府）

(9)広域計画の動向

総合計画の推進にあたっては、国、県等とも相互に調整を図り、広域的な視点から計画の実現に努めなければならない。

国レベルの計画としては、1998 年に、2010 年から 2015 年を目標年次とした、第５次全国総合開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン」(国土庁) が策定されている。

また、本市を対象範囲に含む計画として、これまでに「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に基づく「奈良地区近郊整備区域建設計画」(2001 年奈良県策定、目標年次 2005 年)、「大阪湾臨海地域開発整備法」に基づく「奈良県関連整備地域整備計画」(1996 年奈良県策定) などが策定されている。これらの計画は、策定年次や目標年次から、現在、改定時期を迎えている。

そのようななかで、近畿圏における広域計画として、2000 年３月に 2015 年を目標年次とする「第５次近畿圏基本整備計画」(国土庁) が策定され、「内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成」、「文化・学術の中枢圏域の形成」、「歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成」などの将来像が提示された。

本市については、「関西内陸環状軸」に位置づけられ、豊かな自然、伝統産業の技術の蓄積や豊富な歴史的文化遺産と、関西文化学術研究都市を有する地域として、文化・学術研究機能の強化と産業の活性化、それらとバランスのとれた良好な居住環境の実現、歴史文化資源の活用を図ることが求められている。

なお、奈良県においては、2035 年を目標年次とする長期ビジョン「やまと２１世紀ビジョン」の策定が進んでいる。このビジョンは、奈良の三つの個性「歴史の“奈良”」、「住まいの“奈良“」、「共生の“奈良”」を住民、企業、行政などが一体となってさまざまな分野で活かしていくものである。このことによって、「住む人々には安心でこころ豊かな暮らし」と「訪れる人々には感動と満足のとき」を実現し、「世界に光る奈良県づくり」をめざすとしている。そして、この奈良の未来像を実現するために、「５つの将来ビジョン」と「地域経営」が示されている。

今後は、これらの広域計画における本市の位置づけをふまえ、計画推進における関係機関や周辺地域との連携を進めていくことが必要である。

第３章　人口フレーム

第１節　総人口

本市の総人口は、1898 年（明治 31 年）の市制施行当時約３万人であった。その後、周辺町村との合併が進み、1955 年（昭和 30 年）には 10 万人を突破した。

1950 年代からのわが国の高度経済成長により、大都市圏への人口移動が生じた。本市においても大阪近郊の住宅適地として、1965 年（昭和 40 年）前後から住宅需要が急激に増大し、主に西北部ゾーンにおいて宅地開発が進み、1971 年（昭和 46 年）から 1980 年（昭和 55 年）の 10 年間には、毎年約８千人から１万４千人の人口増加が続いた。

その結果、1981 年（昭和 56 年）には 30 万人を超え、1991 年（平成３年）には 35 万人となった。

その後、2005 年（平成 17 年）４月１日には、旧月ヶ瀬村、旧都祁村との合併により、総人口は 373,574 人となった。

今後のわが国の人口は、若年層の減少や未婚率の上昇、晩婚化の進行等にともなう出生数減少により少子化が進み、2005 年（平成 17 年）には、厚生労働省から死亡数が出生数を上回り、人口が減少に転じたとの報告が出されている。

本市においては、けいはんな線の開通や、土地区画整理事業などの開発事業の要因を加味して、若干の人口増加は見込まれるものの、2008 年（平成 20 年）の約 37 万５千人をピークに、減少傾向になるものと予想される。

◆人口・世帯数の実績及び推計

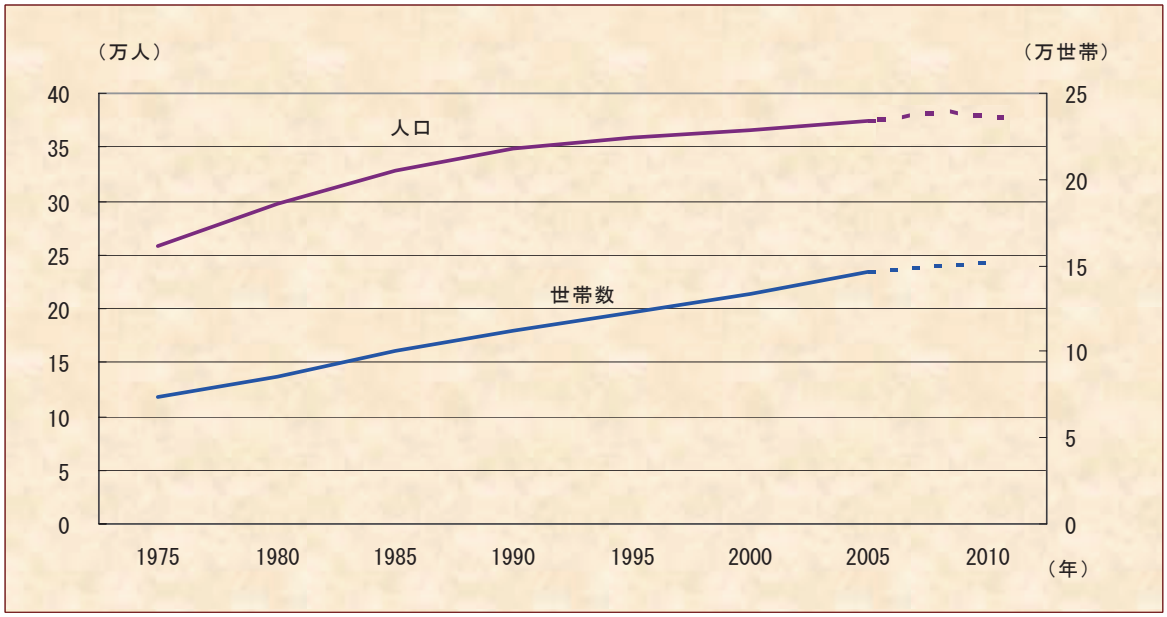

注）2000 年以前のデータは、旧奈良市の国勢調査の値。2005 年は４月１日現在の総人口の値。2010 年は推計値。

第２節　年齢別人口

本市の年齢別人口は、少子・高齢社会の到来により、14 歳以下の年少人口が徐々に減少する一方で、65 歳以上の高齢者人口が増加しており、2000 年（平成 12 年）には高齢者人口が年少人口を上回ることとなった。

2005 年（平成 17 年）では、年少人口（14 歳以下）13.6%、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）67.6%、高齢者人口（65 歳以上）18.8%となっている。

年少人口は、子育てに関する支援施策を充実していくことなどにより、出生率の低下はやや改善されると考えられるが、構成比は 2000 年（平成 12 年）の 14.4%から、2010 年（平成 22 年）には 12.7%へ低下すると予想される。

生産年齢人口は、今後も減少を続け、2010 年（平成 22 年）には、2000 年（平成 12 年）より約１万２千人減少し、構成比は 70%から 64.8%へ低下すると予想される。

高齢者人口は、平均寿命の延びもあり、2000 年（平成 12 年）には 15.6%であった構成比が、2010 年（平成 22 年）には 22.5%まで上昇すると予想される。

少子・高齢化の急速な進展は、社会にさまざまな影響をもたらしはじめており、年金をはじめとする社会保障制度については、年金制度の支え手である若い世代の負担軽減と、高齢者の年金支給開始年齢の引き上げによる、生活維持のための収入確保の問題等が発生してきている。

また、2007 年（平成 19 年）以降、「団塊の世代」が次々と 60 歳を迎えることもあり、これらに対応した施策も実施する。

◆年齢別階層人口構成の実績及び推計

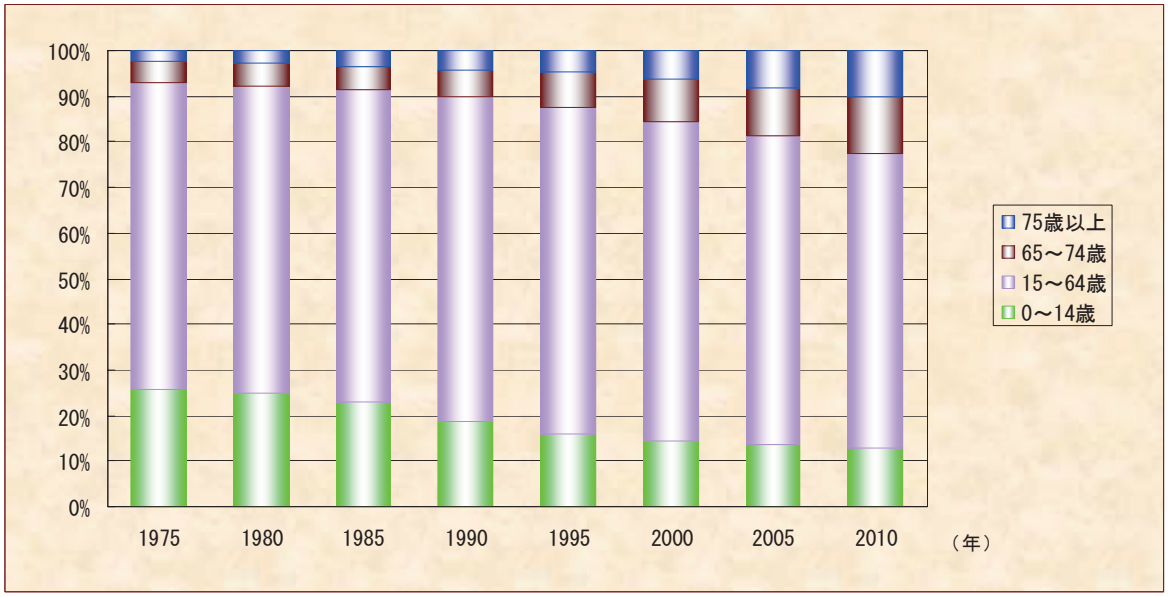

注）2000 年以前のデータは、旧奈良市の国勢調査の値。2005 年は４月１日現在の総人口の値。2010 年は推計値。

第３節　交流人口（観光客数）

本市はこれまで、歴史的文化遺産と自然環境に恵まれた国際文化観光都市として、多くの人々を迎え入れてきた。

市外から本市を訪れる入込観光客数は、1998 年（平成 10 年）に「古都奈良の文化財」がユネスコの世界遺産リストに登録されたこと、また 1999 年（平成 11 年）から始まった「なら燈花会」などのイベントの開催により、1999 年（平成 11 年）から増加に転じ、2003 年（平成 15 年）には年間 1,393 万人となった。しかし、2004 年（平成 16 年）には、あやめ池遊園地が閉園したことなどの影響を受け、６年ぶりに減少に転じ、年間 99 万７千人減の 1,293 万３千人となった。

日帰り客、宿泊客の内訳をみると、日帰り客では、1999 年（平成 11 年）から 2003 年（平成 15 年）までは増加していたが、2004 年（平成 16 年）には前年より年間 98 万人減少し、1,095 万６千人となった。一方、宿泊客は、1994 年（平成６年）から 1998 年（平成 10 年）には 170 万人以上で推移していたが、1999 年（平成 11 年）には 155 万５千人に減少した。その後は微増傾向に転じたが、2004 年（平成 16 年）には、前年から年間１万７千人減の 197 万７千人となった。

今後は、2010 年（平成２２年）に開催される平城遷都 1300 年記念事業に向け、より一層誘客への取り組みを進めるとともに、世界遺産のある国際文化観光都市として、歴史的文化遺産を核とした魅力あるまちづくりに努めることにより、奈良の魅力を「奈良ブランド」として国内外に向けて発信し、交流人口の拡大をめざし、奈良のまちの活性化を図る。

注）交流人口
交流人口には多様な解釈があるが、本市では主に観光客数を指標とする。

◆入込観光客数の推移

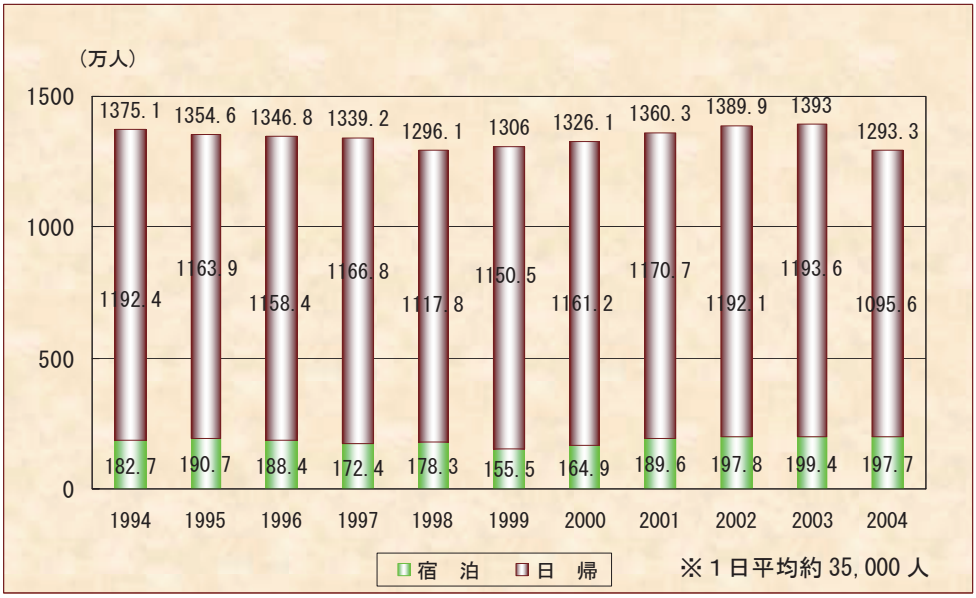

注）旧奈良市の入込観光客数調査の値。

第４節　世帯数

本市の世帯数は、2005 年（平成 17 年）４月１日には、旧月ヶ瀬村、旧都祁村との合併により、146,589 世帯となっている。

市制施行当時の 5,613 世帯に比べ約 26 倍に達している。今後も、核家族化や世帯分離等が進み増加傾向となり、2010 年（平成 22 年）には約１５万１千世帯になると予想される。

また、１世帯あたりの人員は、単独世帯の増加や核家族化の進行等により、減少している。今後もこの傾向は続くものと考えられ、2005 年（平成 17 年）の 2.55 人／世帯から、2010 年（平成 22 年）には 2.48 人／世帯になると予想される。

◆世帯数と平均世帯人数の推移

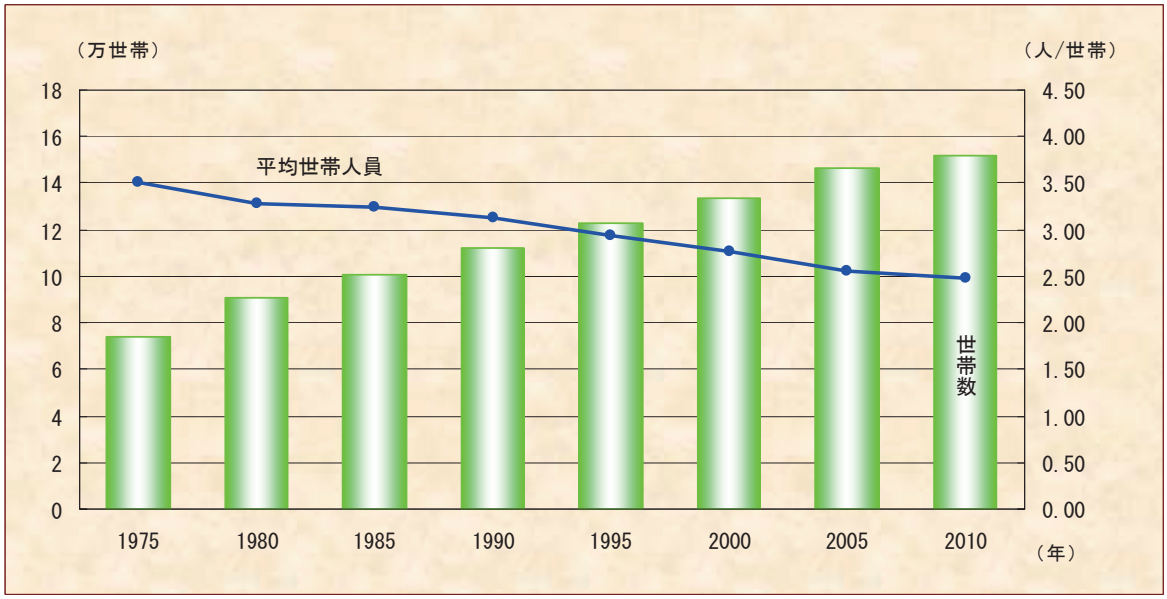

注）2000 年以前のデータは、旧奈良市の国勢調査の値。2005 年は４月１日現在の総世帯の値。2010 年は推計値。

第５節　就業者数

本市の就業者数は、2000 年（平成 12 年）の国勢調査において 165,105 人であった。

近年の産業別動向をみると、第１次産業の就業者数が減少し、第３次産業の就業者数が大きく増加している。2000 年（平成 12 年）現在、就業者全体に占める第１次産業就業者の比率は 1.4%、第２次産業就業者の比率は 23.1%、第３次産業就業者の比率は 75.5%となっている。

今後の本市の就業者数については、「団塊の世代」が、60 歳を迎える 2007 年（平成 19 年）問題への対応や景気の先行き、さらには、男女共同参画社会の進展や高齢者の雇用機会の増大など、雇用環境の変化に不透明さがあるものの、2010 年（平成 22 年）には、172,800 人と予想される。なお、長期的には、就業者数は人口減少にともなって減少に転じていくものと予想される。

構成比においては、第１次産業、第２次産業は減少し、情報、観光、レジャー及び福祉といったサービス部門を中心とした第３次産業が上昇する傾向が続き、2010 年（平成 22 年）には、第１次産業就業者数 1.6%、第２次産業就業者数 22.3%、第３次産業就業者数 76.1%となると予想される。

◆産業別就業者数の推移

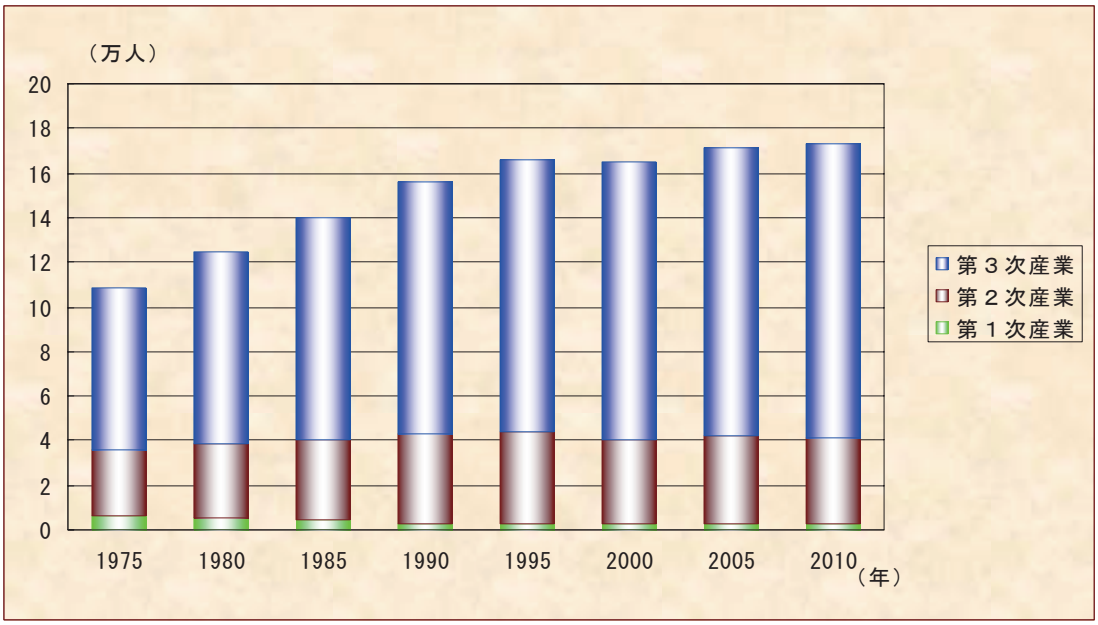

第１次産業：農業、林業、漁業
第２次産業：鉱業、建設業、製造業
第３次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、
卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、
サービス業、公務、分類不能の産業

注）2000 年以前のデータは、旧奈良市の国勢調査の値。2005 年、2010 年は推計値。

第４章　土地利用の方向

第１節　土地利用の基本方針

(1)自然環境、歴史的環境の保全と活用

本市は、大和青垣国定公園、室生赤目青山国定公園、奈良公園、県立矢田自然公園、県立月ヶ瀬神野山自然公園など、緑の環境に恵まれた都市であり、世界遺産に登録された東大寺などの社寺をはじめとする歴史的景観の多くは、自然と一体となって形成されている。

豊かな自然環境は，奈良の大きな魅力であり、奈良の歴史的・自然的景観の基礎となっている。この歴史とともに育まれてきた緑の自然を、かけがえのない財産として守り、育て、次代に継承していかなくてはならない。

優れた自然環境を有する地域では、水資源のかん養や豊かな緑の保全に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション、文化的活動の場として活用し、歴史、文化、自然が共生した環境を形成していく。

また、平城京の時代から受け継がれてきた歴史的文化遺産は、今も生活のなかに生きている。この奈良の歴史文化都市としての特質を活かして、市民はもちろん、奈良を訪れる多くの人々が、奈良の歴史、文化のなかでくつろぎ、やすらげるような環境づくりを進め、これまで培ってきた奈良の歴史、文化を背景に、新しい文化の創造をめざす。

(2)住環境の保全と整備

本市は、大阪近郊の良好な住宅地として発展してきた。今後は、新たな住宅地を開発するだけでなく、これまでに形成されてきた市街地を再整備していく段階に入っている。開発や再整備を行うにあたっては、それぞれの地域の特性にふさわしい土地利用を行う必要がある。

本市は、緑豊かな自然に恵まれており、古代から続く歴史的文化遺産が数多く存在している。景観と自然環境の保全を基本とし、歴史的環境に調和した土地利用を促進する。

市民生活における利便性の向上のためには、住環境や道路、公園、上・下水道、河川などの都市基盤整備を進め、交通網の整備、充実を図らなければならない。また、福祉、保健などの公共施設の整備を進め、うるおいのある生活環境づくりを進める。

安全・安心で快適な住環境を整備するため、防災対策や災害時の避難場所となるオープンスペースの充実を図るとともに、防犯対策についても充実を図る。そして、だれもが快適に生活できるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進める。

それぞれの地域の特性を活かし、住宅地としての住環境の保全と整備を図るとともに、自然環境、歴史的環境と調和した住環境を整備することで、個性ある生活文化の形成をめざす。

第２節　地域別土地利用

地域別の土地利用の方向づけにあたっては、市域の一体性に配慮するとともに、各地域における多様な特性を活用していかなければならない。このためには、各地域の機能分担と連携を進めていく必要がある。

以下に、東部、中央市街地、南部、中部、西北部、月ヶ瀬、都祁の７つのゾーン区分ごとに、土地利用の方向性を示す。

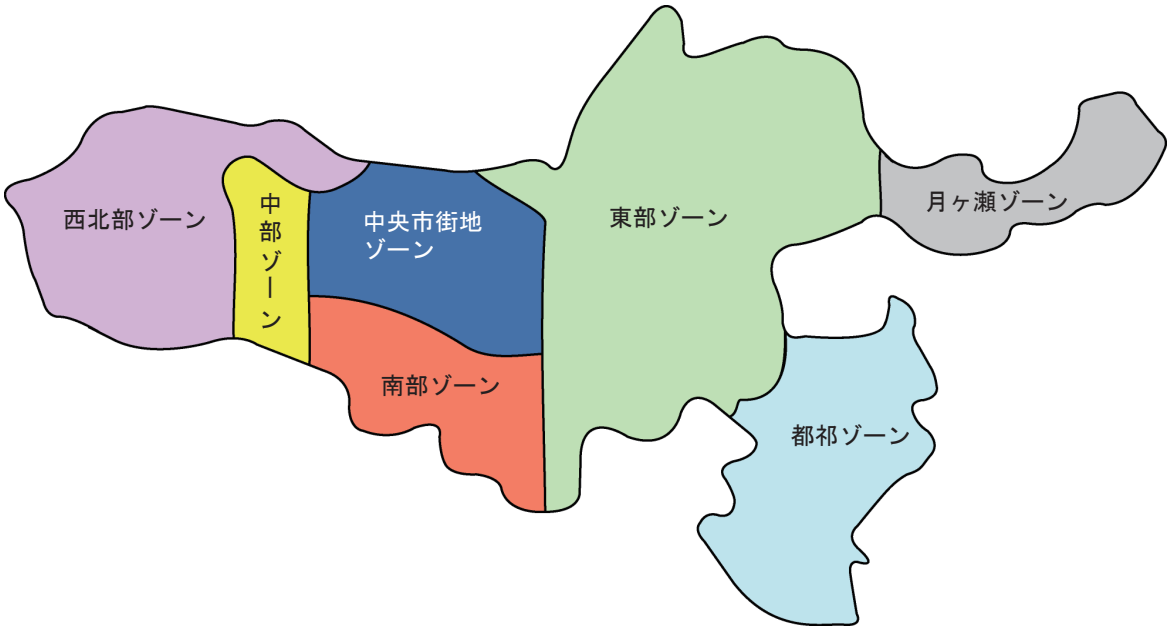

(1)東部ゾーン

森林地域と農業地域が大部分を占め、豊かな自然と歴史に育まれたこのゾーンでは、水資源のかん養や豊かな緑の保全に努め、その特性を損なうことなく地域社会の生活環境の基盤整備を進める。

特にこのゾーンでは、人口の減少・高齢化が進み、良好な自然環境を守り育て、活用する担い手が少なくなっていくことが予想されるため、後継者を育成し、将来にわたって地域に住み続けられるように、総合的な地域生活圏の確立を図る必要がある。

そのためには、農林業の振興に向けた、個性ある地域農業の振興や担い手の育成と経営基盤の強化、並びに森林整備事業など農林業の生産基盤の整備を行う。

また、生活環境や利便性の向上のため、市街地への交通環境の整備を推進する。

既存集落の活性化を図るために、「都市計画法」や「奈良市開発許可の基準に関する条例」を活用し、地域の実情に即した土地利用計画に基づき、新しい居住空間を創造する。

また、市民憩いの森をはじめとする都市施設の整備を検討し、多くの人々が緑豊かな自然とふれあいをもつなかで、その保全と活用につなげる。

(2)中央市街地ゾーン

世界遺産に登録された東大寺をはじめとする歴史的文化遺産が数多く存在するとともに、行政機関や各種の文化施設、商業地が形成されるなど、歴史文化都市にふさわしい機能が集積し、奈良らしい景観を形成しているこのゾーンでは、今後ともこの特性を発展させながら、歴史的環境に調和した土地利用を実現していくことが重要である。

そのため、「奈良市都市景観条例」などの法的措置を適用し、景観、自然環境の保全に努めることを基本としながら、国際文化観光都市・奈良を、世界に向けて発信するような新しい都市機能の整備を積極的に進める。

また、拠点的地域については、全体の土地利用との整合性を図りながら、それぞれ良好な土地利用の実現に向けた取り組みを行う。

「奈良町都市景観形成地区」においては、伝統的町並みの保全整備、住環境の整備とあわせて、新しい文化の創造、観光振興と地域産業の活性化を基本とした整備を推進する。

また、奈良町都市景観形成地区周辺や、それ以外の地区に存在する伝統的町並みについても、都市景観形成地区としての指定を調査・検討する。

ＪＲ奈良駅や近鉄奈良駅周辺では、本市の玄関口としてふさわしい、魅力のある整備を進める。ＪＲ奈良駅周辺については、都市基盤整備をさらに進め、地域の一体化と駅周辺の交通改善のため、ＪＲ奈良駅付近連続立体交差事業を推進する。また、近鉄奈良駅周辺においても、商業、サービス、情報機能の充実を図り、公共施設の整備など地域特性にふさわしい土地利用の再整備を検討する。

安全で快適な交通体系を形成するため、道路体系の整備、歩行者優先の快適な道路環境整備、パークアンドバスライド・サイクルライドの実施、駐車施設の整備を図る。

(3)南部ゾーン

歴史的自然環境に富み、住宅地、農地、工業用地等で構成されるこのゾーンでは、用途の無秩序な混在を規制し、計画的な土地利用を図る必要がある。都市近郊農業の振興のため、市街化調整区域内の農地を保全し、周辺集落の生活環境の整備、優れた集落景観の保全と活用を図る。

市内唯一の工業地域については、工業地としての環境の維持発展を図るとともに、用途が混在しないように配慮しながら、周辺環境整備を進め、地域住民の生活環境の向上を図る。

大和青垣国定公園や山の辺の道など、豊富な自然資源や歴史資源の活用による、観光･レクリエーション機能の充実をめざす。

(4)中部ゾーン

世界遺産に登録された薬師寺、唐招提寺、平城宮跡をはじめとする歴史的文化遺産や、自然環境に恵まれたこのゾーンでは、今後とも、「都市計画法」に基づく「風致地区」や「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づく「歴史的風土保存区域」「歴史的風土特別保存地区」等の法的措置を遵守し、これら景観・自然環境を保存していくことを基本とする。

平城宮跡とその周辺地区は、関西文化学術研究都市の「平城宮跡地区」に指定されており、関連する公共・公益施設の立地を検討する。また、朱雀門や東院庭園が復原され、第一次大極殿正殿の復原計画が進むなか、2010 年（平成 22 年）に開催される平城遷都 1300 年記念事業の象徴会場となる。

このことから、広大な平城宮跡を、市民や奈良を訪れる多くの人々が憩う場として活用するため、「平城遺跡博物館構想」の早期実現を国に要望していく。

(5)西北部ゾーン

大阪近郊の良好な住宅地として、急速に都市化し、新しい住宅地として発展してきたこのゾーンでは、高齢化が進む一方で、その第２世代が地域の中核を担う時期に至っている。

今後は、成熟した郊外住宅地として、生活基盤の再整備が必要となっている。道路、下水道等の都市施設や公共交通網の整備・充実、居住環境の整備とともに、地域住民の要望の多様化・高度化に応じた、さまざまな分野における市民活動を支える拠点、文化、福祉、スポーツ、保健などの公共施設の充実を図る。

近鉄西大寺駅北地区においては、駅周辺の交通渋滞の緩和と防災上の観点から、道路等の都市基盤整備を検討し、南地区については土地区画整理事業を推進し、駅前広場や街路を整備する。その他の鉄道駅周辺においても、商業、交通などの拠点だけではなく、市民交流の場の形成に向けた都市基盤整備を検討する。

また、けいはんな線が、2006 年（平成 18 年）３月に開通することを契機として、学研奈良登美ヶ丘駅を中心に広域的都市機能をもつ、良好な市街地形成を図る。今後は、同線の近鉄高の原駅への延伸を関係機関に働きかけ、さらなる利便性の向上をめざす。

さらに、このゾーンの一部である平城ニュータウンは、関西文化学術研究都市の「平城・相楽地区」に位置し、ならやま研究パークについては、研究・研修施設の誘致を図る。また、文化活動の拠点として北部会館を整備した。

(6)月ヶ瀬ゾーン

名勝「月瀬梅林」を中心とした美しい景観とともに発展してきたこのゾーンでは、梅や茶などの特産物、温泉を活かした交流などの地域資源が形成されている。

特にこのゾーンの特産品である茶、梅、しいたけ等の高付加価値化を推進し、流通の拡大を図る。これらの農産物の育成に資するような基盤整備を進め、農業を核とした活力ある土地利用を推進する。

また、京阪神地域からも多くの来訪者を集めている名勝「月瀬梅林」に加え、1998 年（平成 10 年）に開館した「梅の郷月ヶ瀬温泉」は、このゾーンにおける新たな集客の核となっている。地理的に近い三重県伊賀市をはじめ、名阪国道を利用すれば京阪神や名古屋の大都市圏とも容易に交流できることから、こうした交通上の立地特性と多様な地域資源を活かすことで、市内外との交流を推進する。

(7)都祁ゾーン

名阪国道により京阪神及び名古屋の大都市圏、関西国際空港に直結しているこのゾーンでは、恵まれた交通条件を背景に、製造業等の企業立地が進んでおり、近年では、インターチェンジ周辺を中心にさらに工業団地の整備が予定されるなど、高い開発ポテンシャルを持っている。

こうした開発適地の存在は、貴重なものであり、産業の高度化・ソフト化に対応した先端技術型企業、企業の研究・開発部門、情報・物流部門の立地を促進する。

また、ゾーン内には、名阪国道の３つのインターチェンジが位置し、南北には国道369号が縦貫しており、広域交通の要衝となっている。

このような交通上の利便性を活かし、多機能型サービスエリアとして、地域情報の発信、温泉などの各種の交流機能を備えた道の駅「針テラス」を核とする、ヒト・モノ・情報が交流する拠点づくりを推進する。

さらに、冷涼な気候と都市近郊の立地条件や、大和高原国営農用地開発事業による農業生産基盤の整備によって、農業が発展してきており、近年では、広域交通へのアクセスの良さを活かし、ゾーン内で生産から、加工・流通・販売までを行う取り組みが進んでいる。こうした取り組みをふまえ、農業の物流基盤としての農道の整備、若い担い手農業者の育成、農業経営体の組織化による効率的な営農体制の確立を進め、農産物の生産・加工・流通・販売を一体化した新産業の核としての整備を推進する。

また、効率的、機能的な行政運営の促進と地域住民の利便性の向上及び市民サービス機能拡大のため、都祁行政センターの移転を推進する。

第５章　基本計画の遂行にあたって

第１節　市民参加と協働の推進

本市は、すべての施策において、市民一人ひとりを個人として尊重することを基本理念におき、それを実現するための手段として市民参加と協働を積極的に推進する。

これまでの行政施策の実現は、主として国主導で行われてきた。しかしながら、近年の地方分権の進展にともない、地方自治体の自己決定権が広範囲で認められるようになった反面、自己責任も拡大することになった。

自己決定権の拡大により、市民に対する地方自治体の「説明責任」が強く要求されるとともに、自己責任の増大により、主権者たる市民の「思い」を行政に反映させるため、「市民参加と協働」の機会を拡充する必要がある。

本市は、市民一人ひとりの信託を受けていることを十分に認識し、市民の「思い」を最大限に尊重し、「福祉の増進」を実現する。

この目的を達成するために、情報公開制度を充実させ、市民が求める行政施策を積極的に公開する。

また、広く市民ニーズの把握に努め、市民の理解を得ながら施策を実現させる。

具体的には、市民とのコミュニケーションを拡大していくうえで、市民の誰もが等しく情報ネットワーク※を活用できるよう、ネットワークインフラの整備等を行う。同時に、プライバシー保護の観点から、重要な人権に関わる個人情報保護対策の強化を図っていくことにも、特段の配慮を行う。

近年、福祉・教育・環境・まちづくりなど、さまざまな分野において、ＮＰＯやボランティアによる活動が活発になり、自治会活動等を通じた市民のまちづくりへの参加意識も高まっており、この市民意識の高揚を市政運営に反映させる。また、2007年（平成19年）以降に60歳を迎える「団塊の世代」の豊富な経験や知識、技能を地域社会において、有効に活用することも期待されている。

このような背景のもとに、本市においては、市民や自治会、その他関係団体からまちづくりに関する企画提案を受け入れる「市民企画事業」や、各分野の施策について提言を受ける「市民政策アドバイザー制度」などの実施により、市民参加と協働の推進を図る。

このように、市民とのコミュニケーションを大切にし、市民と行政がパートナーシップを築き、連携していくため、市民が参加し協働できる仕組みづくりを進める。

第２節　効率的な行財政運営の推進

地方財政は、近年景気回復の兆しが見られるものの、バブル経済崩壊後の長期にわたる景気低迷や雇用環境の変化などを受けて、今なお構造的に極めて厳しい状況にある。

本市においても、平成９年度から市税収入が減少に転じたが、高度化・多様化する行政課題や市民ニーズに応えるため、市債の発行と財政調整基金の取り崩しをもって財源不足に対応してきた。このため、急速に悪化した財政状況は現在、極めて危機的な

状態にある。

この危機的状況を克服するためには、「奈良市行財政改革大綱」に基づく徹底した改革を断行し、「団塊の世代」をはじめあらゆる世代の人々が市政に参画することを通して市民と市との協働による開かれた行政を推進する。また、行政体制の整備と人材の育成を行い、施策の選択と集中による効率よい行政経営を図る。これらのことにより、市民満足度が高く、わかりやすく透明性の高い行政を実現していく。

具体的には、財源を投入する対象や目的を明確にし、費用対効果の検証やコスト管理等に基づく事業の見直しを積極的に行い、行財政改革をより一層徹底し、限られた財源や人材をより効果的に活用する。

また、民間の資金や経営ノウハウを活用するＰＦＩ※（プライベート・ファイナンシャル・イニシアティブ）方式の検討など、行政コストの縮減を図りながらも、より質の高い公共サービスの提供に努める。

歳出面においては、とりわけ行政評価制度により、「計画→実施→評価→改善」のマネージメント・サイクルを定着させ、効率的な行政経営システムを確立し、施策や事業の選択、重点化を図り、行政コストの縮減と合理化を図る。

歳入面においては、観光産業をはじめとしたさまざまな産業の振興により、自主財源の確保に努める。また、市税の使いみちについて市民一人ひとりの理解を得ることに努め、納税意識の高揚とともに、徴収体制の強化・充実を図る。

また、国・県の補助制度を積極的かつ有効に活用し、過剰な後年度負担をともなわない地方債計画の運用や税源移譲についても、積極的に主張していく。そして、「中期財政５ヵ年計画」に基づき、財政の健全化を最優先に推進する。

第３節　関係機関との連携の推進

本市は、2005 年（平成 17 年）４月に旧月ヶ瀬村と旧都祁村との合併を行い、より広域的な行政を推進している。

また、奈良県北部に位置する近接の大和郡山市、天理市、生駒市とは北和都市連合協議会を結成し、共通する行政課題について調査・研究等の活動を行っている。

さらに、関西文化学術研究都市の国家的プロジェクト構想が進展するなかで、将来的には、府県を越えた広域行政連合の実現や、さらには道州制の導入をも視野に入れた近畿圏という枠組みのなかで、本市の役割や位置づけを考慮していかなければならない。

今後とも、広域的視野のもと、近隣市町村や関係機関との幅広い交流、連携を推進する。

各論

都祁吐山のスズラン

奈良市第3次総合計画 後期基本計画

第1章 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

若草山からの市街遠望

第１章　人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

第１節　人権の確立

［基本方針］

人権の尊重は、自由で平和な社会を実現するために欠かすことのできない基礎的条件であり、人類共通の理念でもある。人権尊重の機運は世界的な潮流であり、わが国にも国際的な責務として、人権の確立に向けた取り組みを推進することが求められており、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されている。

本市においても、「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」や「『人権教育のための国連１０年』奈良市行動計画」に基づき、さまざまな人権問題について教育、啓発を含む諸施策を通じた取り組みの推進に努めてきた。人権が真に尊重される自由で平等なまちづくりの実現に向け一定の成果は得られてきたものの、時代の流れに逆行するような差別事象がいまだ後を絶たない。

そのため、行政の重要な課題として、行政制度や社会意識を見直すとともに、「奈良市行動計画」の成果と課題をもとに「奈良市人権文化推進計画」を策定し、市民一人ひとりが、あらゆる機会あらゆる場において人権に対する正しい知識を習得し、豊かな人権感覚を育み、人権を守り差別を許さないという意識を培い、行動できる取り組みを進める。そのことによって、命の大切さを再認識するとともに、人権が人々の価値基準として日常生活のなかに根付いた豊かな人権文化を創造し、人権の確立に向けた平和の文化を発信していく。

［現況と課題］

本市においては、1979 年（昭和 54 年）に人権擁護モデル都市の指定を受け、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関する人権問題の解決を重要な課題として、これまで各種の施策を講じ、人権意識の高揚を図り、人権の確立に向け努めてきた。

こうした人権に関する教育や啓発活動は、学校、地域社会、職場などで、多くの人々によって取り組まれ一定の広がりを見せている。しかし、今なお差別発言や差別落書、いじめ等が発生し、最近では高度情報化社会を反映したインターネットを利用した差別事象が発生するなど、まだ多くの課題が残されている。

「人権の世紀」といわれる 21 世紀を確かなものとするため、人権の確立に向けた人権教育、人権啓発の推進においては、市民一人ひとりが差別をなくす取り組みに自発的に関わり、自らの問題として取り上げ、学習したことを家庭や地域及び職場において活かさなければならない。そのため、市民のニーズを把握し、新たな手法の導入や情報提供を行い、人権擁護委員及び関係機関、関係団体、企業などと連携を図りながら、豊かな人権文化の創造に向けた取り組みを行うことが必要である。

［主要な計画］

１．効果的な人権教育・啓発の普及

「人権に関する市民意識調査」やアンケートを分析して市民のニーズを把握し、学習方法や内容を工夫して、人権に対する正しい知識を効果的に習得するための学習機会を提供する。

また、広報紙、ホームページや街頭啓発などにより情報を提供し、効果的な啓発を行う。

さらに、人権教育の推進を図るリーダーを養成するとともに、人権擁護委員による人権相談の充実を図り、関係機関・団体や各種研究機関と連携し、専門的な指導者の活用と発掘を行う。また、社会がかかえる問題の解決や支援のための NPO※、ボランティア団体の活動を促進する。

２．あらゆる場を通じた人権教育の推進

家庭、地域社会では、講演会や研修会などの学習機会や学習情報の提供に努める。また、市民組織の活動や関係団体による人権教育の指導者養成活動の支援に努める。

学校・園では、体験参加型などの学習を取り入れ、指導方法や内容の改善と充実に努める。また、人権啓発作品を募集するとともに展示して人権意識の高揚を図り、教職員研修や保育士研修を計画的に実施し、関係機関や関係団体との連携を深め、家庭、学校・園、地域社会が一体となった人権教育を推進する。

企業には、就職の機会均等を確保するための啓発を行い、企業内研修が積極的に実施できるよう、支援に努める。

市職員は、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、地域における研修会などへ積極的に参加し、自己研修に努める。

３．分野別人権課題の取り組み

同和問題については、児童生徒の教育課題の克服、人権文化センターにおける生涯学習の推進などを行う。

女性については、「男女共同参画社会基本法」に基づき、固定的な性別役割分担意識をなくし、社会、家庭、あらゆる分野での男女共同参画の推進を行う。

子どもについては、「児童の権利に関する条約」の理念や内容の周知とその具体化、いじめ問題等への取り組みなどを行う。

高齢者については、学習や社会参加の支援と自立支援などを行う。

障がい者については、ふれあいを育む行事の充実を図り、障がい児教育の推進や福祉教育の推進などを行う。

外国人については、生活情報の提供や相談窓口の充実を行い、保険、福祉等の制度の周知などを行う。

ＨＩＶ感染者、エイズ患者・ハンセン病患者等については、学校教育の充実並びに自立や社会参加の支援などを行う。

また、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、帰国した中国残留邦人とその家族、性同一性障がい者等といった人々に関わる課題や、社会の情報化による個人情報の問題、インターネット利用者の急増にともない発生する人権問題などの今日的な課題にも、積極的に教育・啓発を推進する。

以上の分野別の人権課題について人権教育、人権啓発を推進する。

４．国際協力の推進

国連が人権の促進をテーマに制定する、国際年・デーの周知徹底を図り、人権が尊重される社会づくりのための国際的視野に立った施策を総合的に展開するとともに、各種団体やボランティアなどの参加を得て長期的展望に立った国際交流、国際協力を展開する。また、国際協力に対応できる市

職員の育成に努める。

５．計画の推進体制

「奈良市人権文化推進計画」に基づき、事業の計画的かつ効果的な実行を図り、人権確立の推進が広範囲な取り組みとして展開できるように、関係機関はもとより、関係団体とのより一層の連携のもと、人権が尊重される差別のない社会の実現に向け、全庁体制で推進する。

［主な事業］

＊「奈良市人権文化推進計画」に基づく人権教育・啓発事業の推進及び点検
＊「人権を確かめあう日」記念集会及び街頭啓発
＊人権相談
＊人権ふれあいのつどい
＊ハートフルシアター
＊なら人権ふれあいカーニバル
＊人権啓発研究集会
＊なら外国文化交流のつどい

◆どのような差別や人権侵害について関心を持っていますか？

人権に関する市民意識調査結果より（2004 年）
（回答者数：2,230 人）

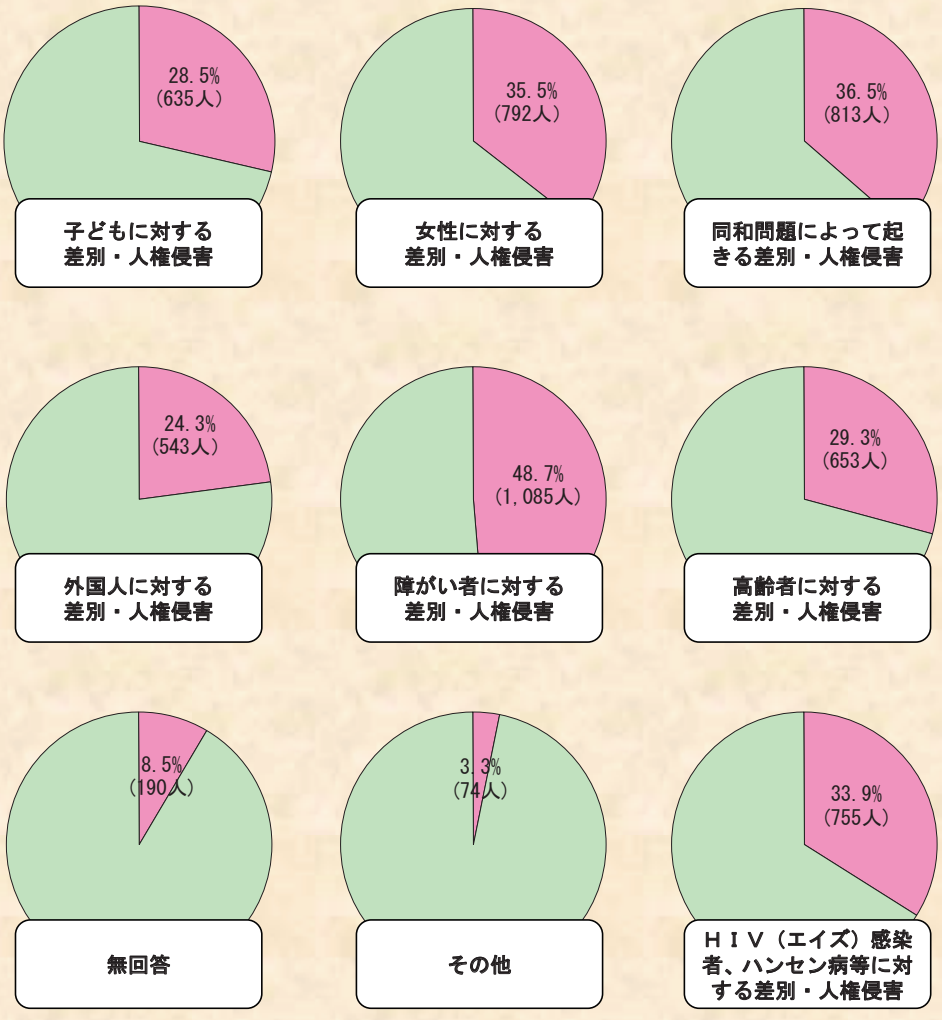

第２節　同和問題の解決

［基本方針］

わが国固有の人権問題である同和問題は、憲法の保障する基本的人権の侵害に関わる深刻かつ重大な問題で、その早急な解決は行政の責務であり、かつ国民的課題である。加えて国際社会におけるわが国の果たすべき役割からすれば、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の一日も早い解決は国際的な責務でもある。

本市においては、その解決に向けて、同和対策事業の積極的な推進に努めてきたが、生活環境などについては、一定の成果を収めてきたものの、未だに差別事象等があとを絶たず、依然として差別意識は根強く存在しており、多くの課題が残されている。

このため人権が尊重され、安心していきいきと暮らすことができる社会の構築に向け、「地域改善対策協議会意見具申」に示された趣旨に基づき、同和問題を人権に関わるあらゆる問題の重要な柱としてとらえ、残された課題の早期解決に向けて、各種の一般対策の活用によって総合的、効果的な推進を図っていく。

さらに「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」、「奈良市人権文化推進計画」の周知を図るとともに基本的人権を保障された市民一人ひとりが、同和問題を自分自身の課題として、その解決に向けて努力できるよう、あらゆる場を通じて人権教育、人権啓発を重点的に推進する。

また、すみやかな同和問題の解決及び人権の確立のため、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深め、人権侵害被害者の救済等の施策の充実をめざす法的整備に向け、行政と市民が一体となって運動を展開していく。

［現況と課題］

１．30 余年にわたる同和対策事業の推進によって、生活環境などハード面においては、なお一部の地域では課題が残っているものの一定の進展をみた。しかし、ソフト面においては、教育、福祉、就労など、まだ解決すべき課題をかかえている。

これらソフト面の課題の解決のためには、もはや行政による単なる予算措置や物量的取り組みだけでは不十分で、住民の自立、社会参加能力の開発・伸長などが不可欠な要件となってきており、行政と住民の接点にある人権文化センター等を拠点とした住民の自立を促進する積極的な取り組みが必要である。

２．部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざし、毎月 11 日を「人権を確かめあう日」に設定して、人権について考える取り組みを行っているほか、「人権ふれあいのつどい」を中心とした「差別をなくす強調月間」の取り組み、各種研修会や地区別懇談会などを開催している。

また、各人権文化センターにおいても各種の啓発事業や周辺地域との交流事業を進めている。

しかし、同和問題についての根強い偏見がなお克服されていない状況のなかで差別落書、差別発言などがあとを絶たず、差別

意識の解消にいたっていない。そのため、全市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、これまで取り組まれてきた教育、啓発の成果をふまえ、新たな手法や教材の開発を進める。さらに周辺地域住民との交流を発展させるなど、引き続きその解消に向けた取り組みを積極的に推進しなければならない。

3．学校教育・保育活動においては、「奈良市同和教育推進についての指針」、「奈良市同和保育推進についての基本指針」をふまえ、すべての学校・園で人権・同和教育の深化、充実を図り、教育を受ける権利の保障や豊かな人間性を持った子どもを育成する取り組みを進めている。

しかし、今なお、いじめ、不登校、差別事象など人権に関わる課題が多く存在しており、指導者は人権教育の果たす役割の重要性を認識し、自ら研修するとともに、学校・園及び教育委員会においても研修を計画的に進める必要がある。

4．企業は社会性、公共性を有しており、社会的責任を求められている。また、人権が尊重される社会の実現に企業が果たす役割は極めて大きなものがある。さまざまな人が集まり、協力して働く場としての企業で、人権にかかわる問題が発生しないよう、企業内の人権教育や啓発に積極的に取り組めるよう支援する。

［主要な計画］

1．啓発活動の強化

市民一人ひとりが、同和問題を自分自身の課題としてその解決に向けて努力できるよう、あらゆる場を通じて啓発活動を展開する。

そのためには人権啓発センター・人権文化センターや関連施設及び学校・園との有機的連携を強化する。

さらにこれまで取り組まれてきた啓発の成果をふまえつつ、より効果的な新たな手法や教材の開発を進める。

また、市職員自らが、職場の業務に関する問題を人権尊重という視点から見直しながら同和問題の解決及び人権の確立の方法を考え、市民啓発のリーダーとなれるようその研修内容や研修手法に工夫を加え充実を図る。

2．人権文化センター活動の活性化

人権文化センターを、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を図り、生涯学習の推進、福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして発展させるため、奈良市同和対策協議会「隣保館の今後のあり方について」（提言）をふまえ、教育文化事業、福祉活動、啓発事業、相談事業等を住民の自立あるいは主体的参加の促進という視点から見直し、充実に努める。

また、人権文化センターと公共施設の連携を強化するとともに計画的に人権文化センター施設の整備に努め、上記事業の効果的な推進を図る。

3．学校・園における人権・同和教育の推進

教職員及び保育士の人権・同和問題に対する理解、認識をより深めるための研修会や講座を開催し、指導者としての資質向上を図る。

また、すべての児童・生徒の基礎学力の充実を図るため、地域社会の協力をもとに研究、実践を進め、地域の教育力を高める。

さらには、学校・園の教育課程や保育計画のなかに人権・同和教育を位置づけ、組織的、体系的に指導を進める。

４．企業啓発の充実

就業の機会均等と保障は、企業の社会的責任であるという認識のもとに、事業主研修会の開催及び企業啓発用リーフレットを作製して、啓発活動を推進する。

［主な事業］

＊人権啓発推進事業
＊教育文化事業
＊地域福祉推進事業
＊生涯学習推進事業
＊人権・同和教育研修の充実
＊児童・生徒の基礎学力の充実
＊事業主研修

◆学校人権教育に対する認識　　人権に関する市民意識調査結果より（2004 年）

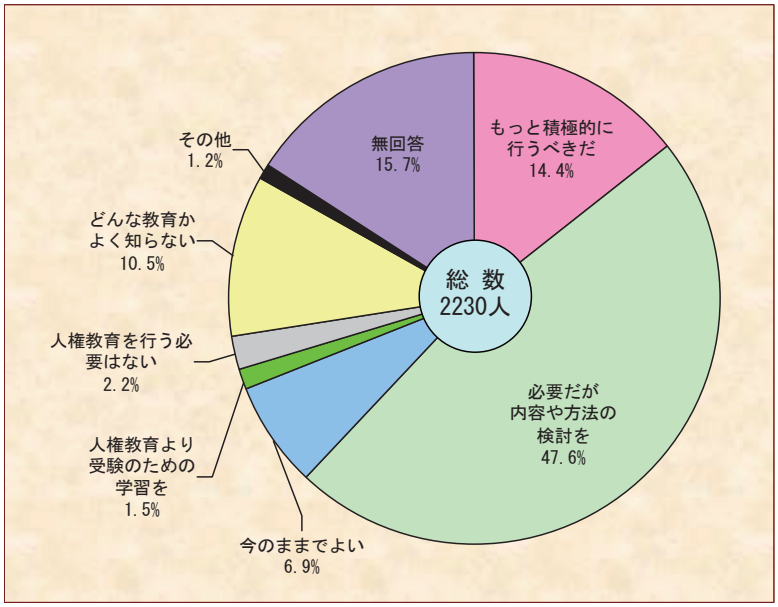

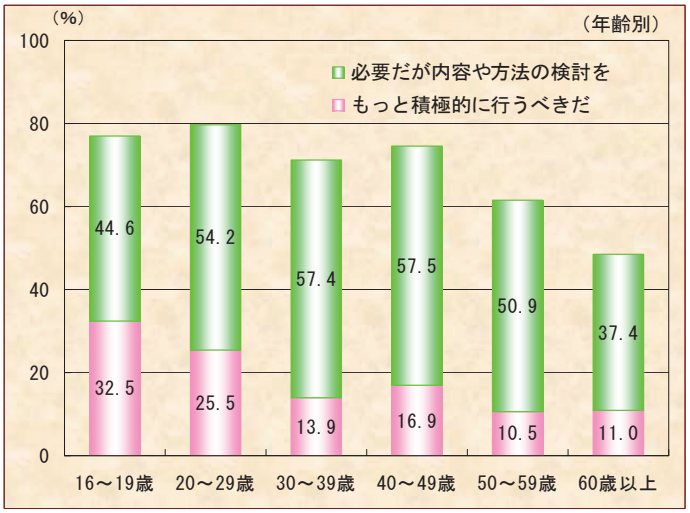

第３節　男女共同参画社会

［基本方針］

１９７５年（昭和５０年）の国際婦人年以来四半世紀にわたり女性差別撤廃をめぐる取り組みが行われ、２０００年（平成１２年）６月ニューヨークで開催された国連特別総会「女性２０００年会議」では、１９９５年（平成７年）の北京行動綱領の成果を検討し、さらなる行動を求める文書が採択された。わが国においても男女平等に向けての取り組みが進み、「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づき法律や制度が整備されてきている。また、社会活動の場や自己実現のための情報や学習機会など多くの権利と条件に恵まれるようになった。しかし、女性に対する偏見や伝統的な社会通念、慣習及び制度が実質的な男女平等の確立を大きく妨げている。

男は仕事、女は家庭というような固定的性別役割分担意識を払拭し、男女がともに豊かで充実した日々が過ごせる２１世紀をつくるため、「奈良市男女共同参画推進条例」及び「奈良市男女共同参画計画」に基づき男女共同参画センター「あすなら」を拠点に男女共同参画社会の実現をめざす。

［現況と課題］

１．「男女共同参画社会基本法」では、男女の人権が尊重されることを旨として、豊かで活力ある社会が形成されねばならないとしている。ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力をなくすための啓発や、被害女性への支援が必要である。また、性による差別を解消することをめざした男女平等教育を学校、社会、家庭などあらゆる場を通じて推進し、男女共同参画への意識変革をめざす。

２．さまざまな分野で活躍する女性が増え社会参画への機運は高まっている。しかし依然として女性は、補助的な役割にとどまっている場合が多い。男女平等社会を実現するため、政策や方針の決定・実施の場での男女共同参画を推進し、男性の地域活動や家事、育児への参画、女性の経済的自立を促進する必要がある。

３．働く権利は、「女子差別撤廃条約」や憲法にうたわれている基本的権利である。女性の職場進出は飛躍的に増え、「男女雇用機会均等法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正等法整備もされてきたが、長引く不況の影響を受け、パート労働や派遣社員など雇用形態も様変わりしてきている。女性の経済的自立を促進するため、性別役割分担意識の払拭と、就業を継続できる社会制度の整備が必要である。

４．女性が生涯にわたって健康で安定した生活を送るために、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※の概念に基づき、生涯を通した女性の健康を支援することが必要である。少子・高齢社会が進むなか、安心して子どもを産み育てられるよう、また、高齢者や障がいをもつ人が、地域のなかで安心して生活できるよう支援することが必要である。

５．国際的な広い視野をもち、世界の女性と連帯し相互理解を深め、世界平和と発展

に貢献することが望まれる。また、地球を取り巻く環境問題に対して、生活の場に深く関わってきた女性が経験を活かし、貢献することが大切である。一方、長い年月をかけ継承され発展してきた伝統文化における習慣やしきたりなどの見直しが迫られている。

6.「奈良市男女共同参画推進条例」及び「奈良市男女共同参画計画」に基づき、総合的な男女共同参画施策を市民とともに推進する体制を充実することが大切である。

また男女共同参画センター「あすなら」を活動拠点として、男女共同参画社会実現のための啓発事業を推進しなければならない。

［主要な計画］

1．人権の尊重と男女共同参画への意識変革

家庭や学校、地域、職場等において男女平等意識を育成し、長い歴史のなかで形成された固定的な性別役割分担意識や偏見を解消し、性別にとらわれない自立をめざした人権教育を行う。

女性に対する暴力のない社会をつくるための啓発を行うとともに、被害女性への支援を行う。

また、男女共同参画を推進するための調査研究を進め啓発を行う。

2．社会・家庭などあらゆる分野への男女共同参画の推進

市の行政委員や附属機関の委員、そして市や民間企業の管理職に女性の登用を促進し、政策や方針の決定・実施の場での男女共同参画を進める。

家庭においても男女がともに家族的責任を果たせるよう、家事、育児、介護等の講習会を開催する。

また、地域社会が生活の大切な場として機能するよう、女性団体やグループを支援し、女性リーダーの育成やネットワークづくりを推進する。

3．男女共同参画社会をめざす就業環境の整備

男女が労働の場において対等のパートナーとなるよう、法律や制度の周知を図る。

また、女性の就業継続のための条件整備や自らの能力を十分に発揮するための職業教育の充実、多様な就業形態への対応、農林業等に従事する女性の地位向上を図る。

4．女性の健康の増進と福祉の向上

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念に基づき、母子の健康を維持増進するため指導啓発を行うとともに、情報の提供、健（検）診等、母子福祉施策の充実を図る。

高齢者の社会参画を進め、生きがいのある充実した生活が送れるよう支援する。また、介護保険の周知を図り、介護の社会化を進める。

さらに、ライフスタイルが多様化するなか、さまざまな悩みをもつ女性が気軽に相談できるよう相談体制を充実する。

5．国際交流、環境保全、伝統文化への男女共同参画

地球市民としての意識をもち、国際的な視野で男女共同参画社会の実現を図れるよう国際交流を行い、国際理解を深める。

また、良好な地球環境の保全のため、環境問題に男女がともに取り組むよう啓発する。

伝統文化の担い手にも、男女共同参画を啓発し促進する。

６．女性施策推進のための環境の整備・充実

「奈良市男女共同参画計画」を効果的に推進するため、奈良市男女共同参画推進庁内会議及び奈良市男女共同参画推進審議会を運営する。

また、男女共同参画社会を実現するための活動拠点である男女共同参画センター「あすなら」の充実を図る。

市民主体で開かれる「あすならフェスティバル」

［主な事業］

＊女性セミナー・男性セミナー
＊女性団体の育成及び支援
＊女性問題相談
＊奈良市男女共同参画計画の推進
＊男女共同参画センターの運営
＊男女共同参画に関する全国会議の開催
＊あすならフェスティバルの開催
＊市民企画共催講座の開催

◆奈良市男女共同参画計画の方向性

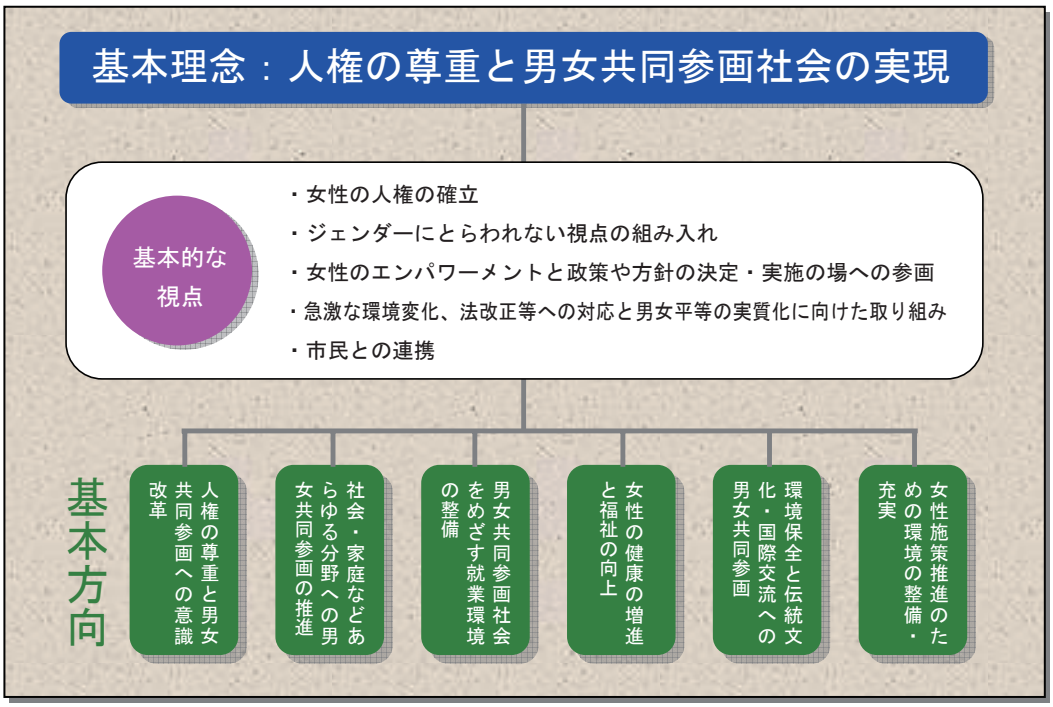

第４節　平和

［基本方針］

人類の共存共栄と世界平和の推進のための国際理解を進め、核兵器のない平和な世界の実現に向けて積極的に取り組んでいく。

［現況と課題］

１．世界の各国で多くの尊い命が失われた第２次世界大戦で、原子爆弾による惨禍を体験した日本国民は、世界で唯一の核被爆国民として、核戦争の恐ろしさと戦争の悲惨さを世界の人々に訴え、次の世代に引き継いでいかなければならない。

世界では、今なお核兵器の開発や保有、民族対立や地域的な紛争などの問題が存在している。

本市では、市議会において、1985 年（昭和 60 年）12 月に「非核平和都市宣言」が決議された。これは、「非核三原則の堅持」や「あらゆる核兵器の全面禁止と廃絶」などその実現に向けて努力することを内外に表明するものである。この宣言をふまえて、市議会との連携を図りながら、毎年８月を中心に各種の非核平和啓発事業を行い、世界の恒久平和の実現に向けた取り組みを行っている。

また、平和意識の高揚を図るため、1992 年（平成４年）８月 15 日、浄財を募り市民参加による平和のためのシンボル「平和祈念碑」を建立し、さらに翌年８月６日に「非核平和都市宣言碑」を設置した。

２．世界平和実現のためには、政治レベルでの取り組みだけではなく、市民一人ひとりの心のなかにこそ平和を愛し大切にする気持ちを育てていかなければならない。

戦争の世紀であった 20 世紀を経て、21 世紀を平和の世紀としていくためにも、戦争体験、被爆体験を風化させず、二度と戦争をしないという誓いを強く立て、平和意識の高揚に努め、今後より一層の啓発活動を展開していく必要がある。

［主要な計画］

１．平和尊重思想の啓発

「平和の鐘」の撞鐘や被爆記録写真展などの非核平和啓発事業を継続するとともに、あらゆるメディアや機会を通じ平和尊重思想を啓発し、平和意識高揚のための各種事業を推進する。

また、世代間交流や学校教育のなかで、児童・生徒に戦争の惨禍を語り伝え、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする心を育てる。

［主な事業］

＊「平和の鐘」の撞鐘と平和祈念黙祷
＊被爆記録写真展
＊平和映画劇場
＊反戦･平和パネル展

第５節　市民参加

［基本方針］

地方分権の大きな流れのなか、まちづくりは、市民と行政の連携と役割分担のもと推進すべきものである。そのためには、市政情報の提供、市民ニーズの把握、住民自治意識の高揚を図り、地域の安全は地域で見守っていくという組織づくりをめざし、市民の声が市政に反映される市民参加システムを確立していかなければならない。

［現況と課題］

１．市民と行政がともに手を携え、市政を推進するためには、市政の情報を的確にわかりやすく知ってもらう必要があり、これまで以上に広報の役割は重要となってくる。

そのため、市民とともにつくりあげる広報を進めることが大切である。また、情報化社会にふさわしい広報手法についても検討していく必要がある。

地方自治をより円滑に効果的に運営するため、市政への市民参加を推し進めていかなければならない。このため社会環境の変化をはじめ高度化、多様化する住民ニーズを的確にとらえるため、広聴機能の充実を図り、市民の意見や要望が施策、事業に反映できるよう努める必要がある。

２．市民が市政や地域について十分把握し、適切な判断ができるようにするためには、地方自治や市政に関する情報を広くわかりやすく積極的に提供し、公開していくことが重要である。

［主要な計画］

１．広報・広聴活動の充実

しみんだよりによる広報はもとより、テレビ、ラジオ、インターネットなど幅広い広報手段を活用し、きめ細かな情報の提供に努める。また、子どもからお年寄りまで誰もがわかりやすく親しみやすい広報に努める。

そして、市民参加の行政をより推進するために、広報活動との連携を図り、幅広い広聴活動によって、市民の意見や要望などを適切に把握し、施策への反映に努める。

また、市民意識の高揚と市民福祉の向上を図り、市民が安心して暮らせるよう市民相談を充実する。

２．市政に対する提言、要望等の反映

奈良市自治連合会を核として、住民の自治意識の向上を図り、自治会の活性化を促進し、市政に対する提言、要望等をまちづくりに反映させる。また、直接地域住民の声を聞き、市政に対する意見が反映される環境を整える。

月ヶ瀬、都祁地域においては、新市建設計画事業の推進母体として、また、新市の施策実現のための協力団体としてのまちづくり協議会を中心に活動を行い、市政に対する提言、要望等をまちづくりに反映させる。

３．情報公開及び個人情報保護

情報公開制度については、制度の充実を図り、積極的な情報の開示及び提供に努めることにより、市民の市政への関心を高め、市民参画の推進を図る。

また、個人情報保護制度については、個人情報保護に対する意識向上を図り、その

重要性を認識し、適正な取り扱いにより、個人の権利利益の保護に努める。

４．市民と協働する市政

市民と協働する市政を運営するため、市民や自治会、その他関係団体から、本市のまちづくりに関する企画提案を受け、市民が参画できる「市民企画事業」を実施する。

また、各分野の施策について提言を受ける「市民政策アドバイザー制度」を創設し、教育、子育て、福祉、環境等に関して意見をいただく。

［主な事業］

＊しみんだよりの発行
＊ホームページの充実
＊まちかどトーク
＊タウンミーティング
＊情報公開制度の充実
＊市民意識調査の実施
＊市民企画事業の実施
＊市民政策アドバイザーの設置

多くの市民が参加する佐保川清掃

第６節　交流

［基本方針］

現代社会は、経済、交通、通信等あらゆる分野においてグローバル化が進展し、国際間のヒト・モノ・情報などの交流が、国や企業レベルのみならず、地域レベルや市民レベルでも活発に展開されている。

こうしたなかで、本市の特性を活かし、世界に向けて情報発信をしていくためには、市民間交流を図るとともに、国内外の友好・姉妹都市を含む各地域との交流を増進していくことが大切である。

また、明るく住みよいまちづくりを進めるには、人と人とのつながりやふれあいを大切にしていくことが重要である。

［現況と課題］

１．現代社会において、急速な都市化の進展や核家族化、価値観の多様化などにともない、人と人とのつながりが希薄になり、人間性疎外の傾向を強めつつある。緑豊かで、世界遺産※をはじめとする歴史と文化につつまれ、都市圏に隣接し交通条件にも恵まれた本市は、市民の定住志向が高く、地域への愛着も強いことから、住んで良かったと実感できるまちづくりを進めている。

今後、活発な地域活動を促進するため、多様な分野における市民活動を展開していくことが必要である。地域間、住民間のふれあいを通じて市民相互の連帯感を高め、人間性豊かな地域社会を形成することが求められる。

２．現在、本市においては国の「語学指導等を行う外国青年招致事業」により、外国人語学指導助手を採用し、また、友好・姉妹都市との教員交流や生徒派遣等の事業を実施し、教育の国際化に努めている。

今後は、これらの事業をより一層充実させ、国際的な視野に立つ人材を育成することが大切である。

３．地方分権の時代を迎え、市民参加の交流が盛んになるなかで、行政、ＮＧＯ※・ＮＰＯやボランティア団体、そして企業、市民との相互協力により国際交流を推進する必要がある。

［主要な計画］

１．市民交流の活性化

地域間、住民間の各種交流を通じて市民相互の理解を深め、快適な生活を営み活力と活気ある地域社会を形成し、またボランティア、ＮＰＯなどとの協働によるまちづくりに取り組む。

２．国際交流の活発化

世界各国から本市を訪れる人々と市民及び市民団体との交流、さらに、本市に集まる人々同士の交流を促進する。

３．国際化社会を担う人材の育成

国際化社会を担う人材の育成をめざして、学校教育においては、英語授業や学校生活を通して、国際理解を深め語学力の向上を図る。このため、外国青年招致事業及び教員交流や生徒派遣事業の充実により、市立一条高等学校及び市立中学校の生徒に外国人と接する機会を少しでも多くもたせ、実

践的コミュニケーション能力の育成に重点を置き、指導内容や指導方法を工夫する。

４．地域ふれあい会館の整備

少子･高齢社会のなか､｢老いも､若きも､幼きも、ともに手をとりあうまちづくり｣の実現を図るため、地域住民の交流活動及び福祉活動の場として地域ふれあい会館の整備を図る。

［主な事業］

＊友好・姉妹都市交流
＊国際性豊かな人材の養成

姉妹都市 友好都市

慶州市（韓国）

トレド市（スペイン）

西安市（中国）

ベルサイユ市（フランス）

キャンベラ市（オーストラリア）

郡山市（福島県）

小浜市（福井県）

宇佐市（大分県）

太宰府市（福岡県）

第７節　情報化の推進

［基本方針］

インターネット等さまざまなメディアを活用して情報の交流を図り、本市の歴史、文化、自然並びに行政情報を、いつでも、どこでも、だれもが活用できる環境を整備し、市民と行政、市民相互のコミュニケーションの活性化を図る。

また、情報通信技術を活用し、市民生活に密着した、福祉、医療、保健、教育、防災等の分野で市民サービスの向上を図るとともに、文化、環境、産業等の分野で、地域の活性化を支援する。

［現況と課題］

１．本市では、1972 年度（昭和 47 年度）に汎用コンピュータを導入し、その後、適用業務の拡大を進めるなど、事務のＯＡ化※を積極的に推進してきた。また、国の「IT 革命に対応した地方情報化施策等の推進に関する指針」及び「電子政府・電子自治体推進プログラム」に対応して、2002 年度（平成 14 年度）には、住民基本台帳ネットワークシステム※、2003 年度（平成 15 年度）には、住民基本台帳ネットワークシステムの２次稼動、LGWAN※との接続、及び公的個人認証サービス※を開始した。

これらの情報化施策は、国の指針、推進プログラムに歩調を合わせて推進してきたものであるが、情報通信技術を活用して行政の簡素・効率化と行政サービスの向上を同時に実現するためには、本市の地域特性や実情をふまえ、目標とする電子自治体像を明確にし、全庁的、計画的に情報化施策を推進していく必要がある。

２．一方、庁内のネットワークの整備については、ホストコンピュータ※を中心とする基幹系ネットワークが構築されている。また、情報の共有やコミュニケーションの活性化、事務処理の効率化を図るため、情報系ネットワークを整備し、2001 年度（平成 13 年度）には本庁舎内の各課、2002 年度（平成 14 年度）には庁外の 77 施設と接続した。また、2005 年度（平成 17 年度）には、行政センター、学校などを追加接続し、超高速、大容量の光ファイバー※で庁外 165 施設と接続した。

これらの情報通信網を活用し、市民がオンラインで申請、届出等手続きを行うことができる環境の整備や職員が効率的に受付業務を行えるシステムを整備するなど、電子自治体の基盤整備を進める必要がある。

３．インターネット等の本格的な普及にともない、市民生活のあらゆる分野において、ネットワークを利用した情報の交流やさまざまなサービスが提供されている。

本市においても、行政手続のオンライン化※をはじめ、情報通信技術を活用したさまざまなサービスの提供を行うとともに、市民、企業、行政の間での情報の共有とコミュニケーションの活性化を進めていく必要がある。このため、システム化にあたっては、行政内部の業務改善・改革を行うとともに、市民の誰もが利用しやすい情報システムを整備する必要がある。

４．このような情報化社会の到来は、ネットワークの整備水準や情報活用能力の程度により新たな格差をもたらし、一部の市民

が情報化の利点を享受できないことも懸念される。地理的な制約や年齢、身体的条件に関係なく、インターネットを通じて、すべての市民がサービスを利用できる環境を整備する必要がある。

また、ネットワーク化されたシステムの導入により、増大する外部からのさまざまな脅威に的確に対応するため、より強固な情報セキュリティ対策※が必要である。

［主要な計画］

１．電子自治体推進体制の整備

国や社会の動向をふまえ、本市の地域特性や実情に応じた「電子市役所推進計画」を策定し、情報通信技術を活用した市民サービスの向上、高度化を実現するため、情報化を全庁的、計画的に進める。

２．電子自治体の基盤整備

光ファイバーによる超高速情報通信網を活用し、市民等がオンラインでの申請・届出等手続きを行い、その受付処理等を効率的に行えるよう、職員一人一台パソコンの整備、文書管理・電子決裁システムなどの整備を進める。

また、ネットワーク環境に応じた職員の情報リテラシー※の向上を図るため、研修を実施し、情報通信技術を活用した職員の事務処理能力、企画立案能力を高める。

３．高度な市民サービスの提供（行政手続のオンライン化等）

市民サービスの向上と行政事務の高度化、効率化を実現するため、奈良県市町村共同運営方式による電子申請汎用受付システムを活用して行う「申請・届出等手続きのオンライン化の適用業務」を拡充する。

また、その窓口となるホームページを、健常者と障がい者、高齢者の区別なしに、すべての人が使いやすい物とするため、ホームページのアクセサビリティ※を向上させ、市民の誰もが利用しやすい電子自治体ポータルを実現する。この電子自治体ポータルサイト※を通じて市民と行政が直接向かい合い、市民と行政のコミュニケーションを活性化するため、コールセンターを設置し、市民ニーズのデータベース※化及びＦＡＱ※の掲載など情報通信技術を活用した双方向のサービスを提供する。

４．情報格差の解消と情報セキュリティ対策

情報化社会における情報格差を解消するため、市民のだれもが等しく情報ネットワーク※を活用できるよう、公共施設への公共キオスク端末※の設置や条件不利地域でのCATV※整備を行う。

また、ネットワーク型社会に対応した情報セキュリティ対策に積極的に取り組む。

［主な事業］

＊電子市役所推進計画策定
＊職員一人一台パソコンの整備・拡充
＊文書管理・電子決裁システムの整備
＊行政手続のオンライン化の拡充
＊電子自治体ポータルの実現
＊CATV 整備事業
＊情報セキュリティ対策
＊コールセンターの設置

第８節　文化遺産の保護と継承

［基本方針］

本市には古代日本の首都「平城京」が置かれ、その歴史的、文化的な基盤の上に発展したため、質、量ともに全国有数を誇る豊かな文化財に恵まれており、このことが、本市の特性となっている。

このため本市においては１９７８年（昭和５３年）に「奈良市文化財保護条例」を制定し、市内の文化財の調査と、指定による保護事業を着実に進め、平城京域における事前発掘調査に対応するとともに、史跡等の公有化とその保存整備事業に取り組んできた。

１９９８年（平成１０年）にはこうした奈良の文化財を代表する八資産群が「古都奈良の文化財」としてユネスコの世界遺産リストに登録され、人類共通の普遍的価値をもつことが国際的にも認められたことで、「日本の宝」から「世界の宝」となり、その保護と継承について本市は国、県とともに国際社会に果たす大きな役割を担うこととなった。

世界遺産に代表される奈良の文化財は祖先から受け継いだ本市のもつ貴重な資産であり、これを損なうことのないよう未来へと継承するためには、調査や指定を通じて、その保存を着実に図ることが重要であり、市民文化の向上に資するためには、新たな奈良の魅力を創出する史跡、名勝の保存整備を進めるなど文化財の価値を高め、その活用を図ることが必要である。

よって、こうした文化財の保存とその活用を図ることにより、豊かな文化財を市民生活のなかに活かしたまちづくりをめざすものとする。

［現況と課題］

１．本市では、1978 年（昭和 53 年）に「奈良市文化財保護条例」を制定し、市指定文化財の指定、保護体制の整備を行ってきており、市内所在の国、県、市の指定文化財は 2005 年（平成 17 年）12 月末現在で 1,004 件を数える。こうした指定文化財については、修理や防災対策への助成などその保護措置を行い、指定の前提となる文化財調査についてもこれまでに彫刻、絵画、石造物、古文書、植生、町並み、民家、民俗芸能などの分野で市内全域の基礎調査を実施している。しかし、未調査の分野も残されており、今後とも調査事業の継続と調査成果をもとにした文化財指定による保護を着実に行い、指定制度を補完する国の文化財登録制度による保存と活用も進める必要がある。

２．埋蔵文化財の保護については、平城京跡といった大規模遺跡が所在することもあり、市内の土木建設工事にともなう事前発掘調査を国、県とともに対応し、発掘調査研究、出土品の整理保存の拠点として 1983 年（昭和 58 年）に埋蔵文化財調査センターを設置、その組織、施設の充実を図ってきている。さらには、1999 年度（平成 11 年度）には調査成果を公開するための展示室、講座室を備えた新館を建設している。「文化財保護法」の改正、中核市移行により、市の埋蔵文化財保護に期待される役割は大きい。

３．市内の国指定史跡のうち、平城京朱雀大路跡、平城京左京三条二坊宮跡庭園、大安寺旧境内、法華寺旧境内阿弥陀浄土院跡など市が管理している大規模な史跡については、その保存と活用を図るため、保存整備を進めている。

朱雀大路跡については、1998 年度（平成 10 年度）までにその７割の公有化整備を終了しているが未公有地を残し、宮跡庭園についても再整備の必要性があり、大安寺旧境内及び阿弥陀浄土院跡については、今後とも継続した公有化と整備を実施する必要がある。

４．市民の文化財学習のための文化財教室、文化財講演会、発掘調査速報展の開催、文化財学習市民グループへの助成などを実施し、文化財を通じたわが国の歴史と文化等の正しい理解と文化財保護意識の啓発を図っており、今後とも市民ニーズに応じた生涯学習の一環としての文化財学習の機会提供を行う必要がある。

５．奈良市史通史編４巻、各説編９巻の編集にともなう調査によって収集した史料を史料保存館に収蔵保管しており、将来的な公開活用のための取り組みとして、その整理作業を着実に行う必要がある。

６．文化財を保存活用するための展示施設は、埋蔵文化財調査センター展示室、史料保存館、昔のくらし館があるが、市民共有の財産である文化財のより積極的な公開活用のためには、本格的な博物館施設の建設等施設面でのさらなる整備、充実が求められる。

７．世界遺産「古都奈良の文化財」の保護、継承は、本市が国、県とともに国際社会に果たすべき責務である。遺産保護への理解を深める啓発事業や、関係機関と連携した国際会議、保存技術研修など世界遺産の情報発信についての取り組みを持続、発展させるとともに、将来、次の世界遺産登録をめざし文化遺産の保全と整備に努める。

［主要な計画］

１．文化財の指定と保護

市内所在の文化財調査を継続して実施するとともに、調査成果をもとにした文化財指定を進め、指定文化財の保護保全を図る。

２．発掘調査と史跡の保存整備

平城宮第一次大極殿院の復原など平城遺跡博物館構想の早期実現を国へ要望するとともに、朱雀大路跡、大安寺旧境内などの重要史跡の公有化保存を着実に進め、史跡を活用し市民が歴史にふれあう場としての保存整備事業を推進する。平城京域の事前発掘調査についても県と協力してこれを実施する。

３．文化財保護の普及啓発

文化財解説資料の発行、解説板の設置、文化財教室の開催、市民グループの育成など文化財学習の機会提供と広い理解を図る。

４．文化財保存・展示施設の整備

これまでの文化財調査や市史編集事業によって蓄積された成果を活用し、文化財の保存と公開、奈良の歴史や文化についての情報発信等を、施設の整備充実と関連させて行う。

５．世界遺産の保護と啓発

「古都奈良の文化財」をはじめとする世界遺産の保護の重要性を広く普及啓発するとともに、国内外の関係機関と連携した保護協力事業に取り組む。

［主な事業］

＊文化財調査、埋蔵文化財の事前発掘調査
＊市指定文化財の指定及び保存修理補助
＊平城京朱雀大路跡、大安寺旧境内、宮跡庭園、阿弥陀浄土院跡の公有化と保存整備
＊文化財教室、平城京展等の開催
＊ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の事業運営支援
＊世界遺産セミナーの開催

◆奈良市所在の指定文化財（平成 17 年 12 月 27 日現在）

１．指定文化財　　1,004 件　　［件数］

分類			国指定			県指定	市指定	総数
有形文化財	建造物 ( )内は棟数		国宝 31 (35)	重要文化財 72 (107)	計 ※ 102 (142)	37 (53)	24 (29)	163 (224)
	美術工芸品	絵画	10	66	76	11	29	116
		彫刻	45	214	259	32	23	314
		工芸品	27	113	140	12	7	159
		書跡･典籍･古文書	9	104	113	7	4	124
		考古資料	4	14	18	1	4	23
		歴史資料	0	6	6	2	3	11
	小計		126	589	714	102	94	910
無形文化財			重要無形文化財 1			1	0	2
民俗文化財	有形民俗文化財		重要有形民俗文化財 2			3	6	11
	無形民俗文化財		重要無形民俗文化財 3			7	3	13
記念物	史跡		特別史跡 2	史跡 25	計 27	5	7	39
	名勝		特別名勝 1	名勝 6	計 7	0	0	7
	天然記念物		特別天然記念物 1	天然記念物 5	計 6	5	11	22
	小計		4	36	40	10	18	68
総数			760			123	121	1,004

※ 合計件数が国宝及び重要文化財の各件数の計と一致しないのは、１件に国宝・重文の両方を含むものがあるためである。

２．登録有形文化財（建造物）　48件［11箇所］

３．選定保存技術　　４件［国４件、県０件］

４．旧村指定文化財　　82件［旧月ヶ瀬村指定文化財33件、旧都祁村指定文化財49件］
＊国選定保存技術、県指定文化財と重複している２件を除く。

第９節　文化・芸術の振興

［基本方針］

ゆとりや潤いを求める社会環境の変化とあいまって、市民の文化に対する関心はますます高まっており、その活動も多様化、活発化してきている。文化は人生を豊かにするものであり、ともに生きる社会を形成する礎であり、質の高い経済活動を呼び起こすものである。このためには、芸術文化の新たな担い手を育成し、市民文化の振興を図るとともに、本市の施策すべてに文化を育む視点を反映させ、文化的風土を培っていく必要がある。文化の担い手である市民のニーズを的確に把握し、その声を尊重しながら、市民のだれもが等しく、文化を創造し享受できる条件整備と支援体制づくりに努める。

また、本市には奈良時代からさまざまな変遷を経ながらも連綿と受け継がれてきた日本人の英知の結晶ともいえる文化の蓄積がある。これらを守り、後世に伝えていくのは私たちの使命であり、先人の培ってきた文化の礎の上に新たな文化を育み、交流し、発信していく必要がある。

本市の文化が持つ、歴史に裏打ちされた類い稀な潜在的エネルギーを活かしつつ観光や産業分野との連携を一層強め、文化の薫り高い活力ある国際文化観光都市をめざす。

［現況と課題］

１．本市の文化政策についての基本理念、基本計画、財政的な措置、市民参画による政策策定等を明示するため「奈良市文化芸術振興条例」を検討中である。今後は市民参画によって行動計画を立てる必要がある。

２．公立文化施設は、文化・芸術の保存・育成、小規模活動のニーズの受け皿など、商業ベースに乗らない事業を補完するという使命を帯びている。また、経済活性化への起爆剤としてプラスの波及効果にも大きなものがある。しかし、2003 年（平成 15 年）の「地方自治法」の一部改正によって公の施設の管理を、民間事業者を含む指定管理者が行えるようになり、施設運営のあり方が大きく問い直されている。定量的な評価のみならず定性的な評価を含む適切な評価方法を確立していく必要がある。

３．文化施設を市民文化の振興のため最大限有効に活用するための人材育成が急務である。文化芸術に専門的な知識を有し、明確なコンセプトを持って、公共性を堅持したマネージメントを行える人材が待たれており、ボランティアやＮＰＯなどの幅広い分野からの積極的な登用を図っていく必要がある。

また、今後は行政から市民へという一方通行ではなく、文化の担い手は市民であるとの認識のもと、行政と市民とが協働で本市ならではの文化を育んでいく必要がある。

そのためには、文化事業を市民が主役となって展開していけるよう、行政は条件整備や支援体制を整える立場に重点を置くとともに、企業やＮＰＯ、ボランティアなどとも連携して、社会全体で文化を育む風土づくりを進めなければならない。

４．市民の多種多様なニーズに対応し、各文化施設の情報、利用状況等の施設案内、

利用予約ができるシステムを導入することにより、市民への文化活動の支援、サービスの向上を図る。

５．特別史跡平城宮跡や史跡朱雀大路跡周辺地区は「関西文化学術研究都市（奈良県域）の建設に関する計画」において、文化学術研究地区の平城宮跡地区として定められており、その地区の整備は古都奈良にふさわしい環境の保全に配慮しつつ進める必要がある。

［主要な計画］

１．奈良市文化芸術振興計画の策定

「奈良市文化芸術振興条例」を制定し、その基本理念実現のため、有識者、芸術家、市民等を交え、具体的な行動計画を策定する。文化政策の推進は他分野の政策との連携、協力が不可欠であり、行政の縦割りを越えて積極的に事業の情報交換、連携、協力を行い、他分野の施策にも反映させる。また、成果を検証するために、継続的にその評価を行っていく。

２．施設の効果的な運営・活性化

施設の維持管理をどうすれば効果的に行うことができるかを、民間の経営手法を参考にするとともに、専門家や市民等の意見を取り入れながら検討する。

また、文化施設を芸術鑑賞のためだけの施設ではなく、地域における文化芸術活動の拠点、市民の交流の場として位置づける。

このために、文化施設を互いに連携させ、ネットワーク化することにより、その効率化、活性化を図る。

３．市民の文化芸術活動の振興

市民の自主的で創造的な文化活動の支援や若手芸術家の育成、伝統文化の保存、継承、発展に努める。

また、より効果的な支援を行うため支援のしくみや方法などのあり方を検討する。

４．文化芸術活動を活性化させる人材の育成・登用

地域の特性に応じた文化芸術活動を活性化させるため、外部から優れた人材を招いたり、芸術家を積極的に登用する。また、芸術文化政策やアートマネージメントを専攻する学生に、地域の文化芸術活動の場で、インターンシップなどを通じて実務体験を積める機会を提供するほか、文化芸術を専攻する学生が活動する場を創出し、芸術と社会をつなぐ人材を育成する。

また、文化ボランティアを育成し、文化事業を市民と協働で行う仕組みを作る。

５．学校教育との連携

青少年に文化芸術を身近に感じてもらうため、学校と文化施設・地域の文化芸術団体などが連携協力して、さらなる学びや発展のきっかけを子どもたちに提供する。文化施設のアウトリーチ※活動として積極的に学校に出かける。子どもたちの体験学習の場として、文化施設を活用してもらう。また、芸術家を学校へ派遣するなどの取り組みを通じて、文化芸術体験、表現教育を推進する。

なら 100 年会館で開催されたオペラ

６．企業との連携

企業の社会貢献活動の一環として、メセナ活動※を積極的に促す。メセナという考え方の普及啓発に努めるとともに、文化的貢献をした企業のメセナ活動を顕彰する。

また、行政が企業と文化芸術の担い手との架け橋となり、情報の提供や交換、人的交流などを活発化させる。

７．文化情報の提供

市民がタイムリーに情報を得て、文化活動を活発に行えるようにするため、奈良県が開発している汎用受付システムを導入し、各文化施設の施設案内、利用状況の確認、利用予約を家庭の端末から行うシステムを段階的に実施していく。

８．平城遷都 1300 年記念事業

2010 年（平成 22 年）には、平城京に遷都されて 1300 年という記念すべき年を迎える。この年に県・市や民間が一体となって、平城遷都記念事業を開催する。

この催しは、世界遺産「平城宮跡」を中心に『歴史文化との対話と交流』をテーマとして開催する祭典であり、国内外の多くの人々が集う国際的なイベントとして、本市の文化の振興等の諸施策を前進させる好機となる。このため記念事業の成功に向けて関係機関等との連携協力に努め、関連公共事業も実施していく。また、開催にあたっては市民の意見を取り入れるとともに、このイベントの成果を一過性のものに終わらせることなく、今後のまちづくりの施策に反映させていく。

［主な事業］（財団主催の事業を含む）

＊奈良市文化芸術振興計画の策定
＊オペラ、クラシックコンサート、ポップスコンサート、伝統芸能などの公演
＊美術展覧会、列品解説講座、市民向け各種講座
＊ならチェンバー演奏会
＊市展「なら」
＊奈良市文化祭
＊わらべうた教室
＊わらべうた採譜事業
＊文化講演会
＊文化施設案内、利用予約システム導入
＊平城遷都 1300 年記念事業

ならチェンバー演奏会

第 10 節　生涯学習の振興

［基本方針］

少子・高齢化の進行、高度情報化やグローバル化の進展、余暇時間の増大などによって、ライフスタイルが変化するとともに、個性や多様な価値観が重視されるようになり、一人ひとりの自己実現への欲求が高まってきている。

そのため、あらゆる世代の人々が心身ともに健康で、生涯を通じて学ぶことのできる仕組みづくりが求められている。また、本市固有の歴史文化を認識し、誇りに思い、育みながら、次世代に向けた新たな文化を創造することが求められている。

そこで、すべての市民がいきいきとした生活を送るために、生涯を通じてだれもが学び、参加できるよう、それぞれのニーズに合った学習、文化活動やスポーツ･レクリエーション活動の充実をめざしていかなければならない。

そこで、生涯学習センターを核とした公民館を中心とする社会教育施設並びに図書館の整備、充実を促進するとともに、学習者の視点に立って、いつでも、どこでも、だれでも学習できる環境の醸成と条件整備を促進し、家庭、学校、社会のすべての教育の場が有効に機能する生涯学習社会の実現をめざす。

［現況と課題］

（社会教育施設整備）

１．本市では、1970 年（昭和 45 年）に策定した「公民館網整備計画」に基づいて、積極的に公民館の建設を推進し、１中学校区１館の公民館網整備計画が達成された。

さらに、情報化、国際化等多様化する社会や市民のニーズに的確に応えるため、公民館運営についても体制の整備を図ってきた。

図書館は中央図書館と西部図書館の ２館体制で対応してきたが、2004 年（平成 16 年）９ 月に北部図書館を開館し、３ 館の体制でネットワークの構築を図り、市民の多様化するニーズに対応するため、他の図書館との連携をとり、その運営、サービスの充実を図っている。

開設年度の古い公民館や図書館等、一部施設の老朽化にともなう整備など、時代の変化に対応した施設整備の推進を図る必要がある。

また、本市は、県庁所在地であり、高等教育機関及び民間施設を含め多くの文教施設が集中しているが、市民ニーズの多様化、高度化する学習ニーズに的確に対応し、生涯学習の拠点とするためには、このような先進施設との情報交換や連携が必要である。

（生涯学習センター・公民館等における学習活動の促進）

２．変化の著しい現代社会において、健康で有意義な人生を送ろうとする市民の願いとともに、ますます高まる学習意欲や学習需要に応えるには、生涯学習の振興が不可欠である。

また、これから加速する少子・高齢化にともなう生涯学習機能の充実要望や、社会が急激に変化を遂げ、成熟化が進むなかで、社会人が生涯にわたって希望するリカレント教育※への要望はますます増大してくるものと推測される。

生涯学習センターや公民館では、利用者や地域の現状や要望を適切に分析・把握しその特性や地域性を活かした時代の要請にあったグローバルな内容の学習講座や、高等教育機関との連携によって行う高度で専門的な学習講座の企画・提供を行うなど生涯学習プログラムの充実を図り、あらゆる学習活動の発展に努める必要がある。

（生涯学習センター・公民館等における人材情報の構築）

３．生涯学習センター・公民館等の運営や生涯学習プログラムを充実していくうえで、講師や指導者の充実は必要不可欠なものである。

従来の講師・指導者登録に、地域で埋もれた専門知識のある有能な人材や協力者等の掘り起こしを行い、新たな人材ネットワークを構築することにより、生涯学習センター・公民館及び周辺地域の活性化を図る必要がある。

（生涯学習センター・公民館等における学習情報・人材情報等の提供と学習相談）

４．学習意欲を実際の学習活動に結び付けていくためには、幅広い情報の提供と的確な学習相談が不可欠である。

生涯学習プログラムや講師・指導者等の人材ネットワーク情報の充実を図り、学習者の多様なニーズに対応した内容にしていく必要がある。さらに、生涯学習情報を有効に活用した相談体制の整備も必要である。

また、社会人のリカレント教育に対応するため、大学等の高等教育機関と連携を図り、それらの情報を総合的に提供していかなければならない。

一層進展する高度情報化社会に対応し、市民サービスの向上を図るため、施設の利用状況、生涯学習情報や各種の相談業務について、インターネットを活用したホームページ等による情報提供システムの構築・整備の必要がある。

（図書館の整備と充実）

５．図書館は、子どもから高齢者までの幅広い市民の学習活動等を適切に支援するため、地域の情報センターとしての役割を担っている。

また近年、情報メディアの急速な発達、普及や生活習慣の変化等により、子どもの「読書離れ」が顕著となっており、その対策が急がれているところである。

多様化する市民の読書ニーズに応えるため、資料及び情報の収集にあたっては、市民の多様化、高度化する要求に配慮する必要がある。

2002 年（平成 14 年）10 月に国立国会図書館関西館が、また、2005 年（平成 17 年）11 月には奈良県立図書情報館が開館し、さまざまな調査研究ニーズに対応したレファレンスサービス※が展開されるなか、市民の読書ニーズに応える資料や日常的な生活実用書、児童図書サービスの向上、充実が必要となっている。

また、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を行う必要がある。

［主要な計画］

１．施設整備

地区公民館については、既存施設の有効活用を図るため、大規模改修を実施するとともに、公民館分館については、今後コミュニティ施設等の整備状況を考慮し、施設の適正配置と整備に努める。また、集会所建設についても助成を図る。

２．生涯学習センター・公民館の学習活動の促進と活性化

市民がいつでも、気軽に利用できる地域における生涯学習の場として、実生活に役立つ教育、文化、学術に関して各種の事業を行い、市民が心身ともに健康かつ豊かな生活を送ることができる機会を提供する。

３．生涯学習センター・公民館における学習情報の提供と学習相談の充実

学校教育や社会教育、図書館、その他の行政機関との連携を密にし、市民の多種多様なニーズに対応できるような生涯学習に関する情報の収集や調査・研究を行い、豊かな情報の提供、その普及、啓発、また学習相談の充実に努める。

４．図書館機能の充実

市民の情報センターの一つとして、多様な知的要求や、調査、研究、自主的学習に対応するため、書籍をはじめとする文字情報、映像情報等を収集、管理し、広範な知識や情報の提供に努める。

生涯学習センター

また、子どもの読書活動の推進を図るため、児童図書サービスの充実をはじめ、おはなし会の開催、保護者を対象とした読み聞かせの本の選び方・与え方の指導、年齢に応じた図書の推薦等の諸事業を行う。

［主な事業］

＊公民館整備・拡充
＊生涯学習関係講座の開催
＊自主的学習活動の支援
＊生涯学習情報提供の充実
＊図書館の充実
＊子ども読書活動推進計画の策定と推進
＊児童図書サービスの充実
＊おはなし会の実施

４階に北部図書館がある北部会館

第 11 節　学校教育の充実

［基本方針］

２１世紀の奈良のまちづくりには、教育が大きな役割を果たす。国際文化観光都市、世界遺産のあるまちのなかで、子どもたち一人ひとりの個性と創造力を大きく伸ばし、人間尊重と社会連帯の精神をもととして、たくましく生きる力を育成する「教育のまちづくり」をめざし、家庭、地域との連携を深めながら、教育内容の改善、工夫に努める。

そのため、人としての基盤を形成する幼児教育、豊かな体験を積み上げ自立を図る義務教育、そして自立確保を果たす高等学校教育において教育環境の整備を進め、より充実した学校教育に取り組む。

また、２００４年（平成１６年）６月に締結した「奈良市と市内４大学との連携協力に関する協定」をはじめ、教育の充実をめざし、大学等との連携に努め、今後も広げていく。

［現況と課題］

（教育内容）

１．学習指導要領では、これからの教育のあり方として、豊かな人間性、自ら学び自ら考える力など「生きる力」を育成することをめざしている。そのために、地域に開かれた特色ある学校・園で、幼児・児童・生徒が「生きる力」を育成できるよう指導内容の充実を図る必要がある。

教育課程の具体化にあたっては、国際化、情報化の進展が著しい社会において、文化や伝統を基盤としつつ、国際化の架け橋となる教育を推進する。特に、世界遺産を有する本市としての歴史的、文化的、自然的条件を活かし、まち全体を学習環境（シティキャンパス）とする実地体験の活用を図り、また多様な資料の活用を図るなど全教科の主体的学習活動を促すなどにより、地域についての親しみや誇りをもつことができるように努める必要がある。

この教育課程の実現には、全教員の資質向上に期待するところが大きく、教員の自主的な研究活動を一層支援するとともに、中核市として、各種研修の精選と充実が必要である。そのため、教職員研修及び学校支援、教育相談、教育研究等の充実を図る教育センターの設置を進める。

また、教育改革については、「奈良市教育改革３つのアクション（提言）」をふまえ、教育改革推進モデル校・園を指定し、研究を重ね、教育改革推進フォーラムなどで発表を行ってきた。

今後は、各学校・園がその成果に学びつつ、主体的かつ特色ある教育活動を充実することにより家庭や地域から信頼される学校・園づくりを行うなど本市独自の教育改革を一層推進する必要がある。

さらに、男女共同参画社会を推し進める教育、高齢社会を中心とする福祉の計画に沿った教育、また、国際化にともなう異文化理解の教育についても、一層充実する必要がある。

２．「奈良市同和教育推進についての指針」をふまえ、人権・同和教育の深化、拡充を図ってきた。また、1998 年（平成 10 年）１月に作成した「『在日外国人幼児児童生徒に関する指導指針』解説・指導資料」に基づき指導方法の改善を図ってきた。

今後は「奈良市人権文化推進計画」との整合性をもたせ、これまでの同和教育の成果を活かしながら、人権・同和教育を進めなければならない。

（幼児教育）

３．幼児教育については、必要性の認識が高まり、幼稚園あるいは保育所に４歳児及び５歳児のほとんどが就園する状態となっている。2005 年（平成 17 年）には、市立幼稚園 40 園で 2,801 人の幼児が教育を受けている。このほか、市内には国立幼稚園２園、私立幼稚園 13 園があるが、これらを含めた総園児数 5,199 人に対する市立幼稚園入園児数の割合は約 54％を占め、幼児教育における市の役割はかなり大きい。

市立幼稚園では、安心して子育てが行えるよう預り保育や園庭開放、未就園児を対象とした親子登園を実施している。

今後は、地域の実情や保護者のニーズに応じた教育の提供に努めるとともに、少子化による幼児数の減少にともなう幼稚園配置の適正化や幼保一体での総合施設など多様な就学前教育への対応を図り幼児期を豊かな環境のなかで過ごせるよう施設整備に努める必要がある。

４．障がい児教育については、それぞれの障がいの状態に応じて推進しているが、今後特別支援教育の理念をふまえ適切な保育体制をとることができるよう関係機関に働きかけるとともに、本市としても独自の対応を進める必要がある。

５.私立幼稚園の健全な経営と発展のため、その振興に努める必要がある。

（義務教育）

６．市民の教育相談に応じるため教育相談室を設置し、電話による相談にも対応している。今後も、市民が気軽に教育相談できる専門のカウンセラーや地域の人材を活用した相談スタッフの充実、また、プライバシーに十分配慮した相談室の確保など相談体制の充実とあわせて、市民に対する積極的なＰＲ活動が必要である。

７．すべての子どもの学習権を保障し、幸せに生きる力を身につけることができるように、障がい児学級は 2005 年度（平成 17 年度）、小学校で 120 学級、中学校で 44 学級が設置され、それぞれの子どもに応じた個別の教育課程にしたがって指導が行われている。また、専門機関と連携して教育相談等を行っている。

今後は、これまでの障がい児教育の成果を活かし、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要な支援を行う特別支援教育への転換を図る。

８．学校給食及び学校保健は、子どもたちの健康、体力づくりに大きな役割を果たしており、今後もより一層内容の充実が求められる。

９.本市の児童・生徒数は、小学校は 1983 年度（昭和 58 年度）、中学校は 1988 年度（昭和 63 年度）から減少傾向に転じている。全国的に少子化が進むなか、本市全体としては、この傾向は続くものと予想されるが、大規模集合住宅等の開発が進む地域の校区では、児童・生徒数の増加がみられる。

今後は、予想される開発の状況を的確に把握するとともに、少子化の進展や都心部の空洞化等の影響を地区ごとに見極めながら、市立小・中学校の規模及び配置の適正化を図る必要がある。

10. 学校施設については、児童・生徒の急増期に合わせて多くの施設を建設してきたが、現在においては、その老朽化が進んでいる。

また、学校施設は児童・生徒の生活の場であると同時に、避難所としての役割を果たしているものの耐震性を有する施設が少ない。このことから、今後は施設の再生を図るとともに耐震化を進めていくことが必要である。

（高等学校教育）

11. 市立一条高等学校については、施設の整備、設備や機器の充実を図る必要がある。

また、生徒の個性を尊重し、多様な履修方法が選択できるように対応するため、検討を進めることが必要である。

（高等教育）

12. 本市には、国立大学法人２校、県立１校、私立３校の計６校の大学と、私立１校の短期大学が立地している。

これからの地域社会と大学等の高等教育機関との関わりにおいては、その立地による本市の活性化に加えて、そこに集積している知識や技術を市民がいかに活用していけるかが重要となる。したがって、総合的な公開講座の充実を図るなど、多様な学習機会を創出していく必要がある。

（教職員の研修）

13. 子どもたちに充実した教育を提供していくためには、教職員が自己研鑽や研修を通し資質向上を図ることが重要である。

本市においては、2002 年（平成 14 年）４月の中核市移行にともない、県費負担教職員の研修権限が移譲され、市独自で教職員の研修体制を構築し実施してきた。しかし、初任者研修をはじめ法定研修等の一部の教職員研修は、県と協定を締結し、共催で実施していかざるを得ない現状である。

（なら教育の日）

14. 地域の教育力の向上と本市の将来を担う子どもたちの健全育成をめざして、2002 年（平成 14 年）12 月２日に、「奈良市教育憲章」を制定するとともに、12 月 2 日を「なら教育の日」、それに続く７日間を「なら教育週間」と定めた。

「なら教育の日」においては、毎年、学校・園における具体的な取り組みの報告や講演会等を行い、市民一人ひとりが 21 世紀の本市の教育を考える集会を実施している。

◆幼稚園の概況

	幼稚園数	学級数	教員数（人）	園児数（人）	1学級あたり(人)	教員1人あたり(人)
総数	55(1)	217	333	5,199	24.0	15.6
国立	2	11	15	301	27.4	20.1
市立	40(1)	125	189	2,801	22.4	14.8
私立	13	81	129	2,097	25.9	16.3

（）は休園数を再掲した　（2005年5月1日現在）

◆小学校の概況

	小学校数	学級数	教員数（人）	児童数（人）	1学級あたり(人)	教員1人あたり(人)
総数	52	822	1,176	21,249	25.9	18.1
国立	2	33	47	1,095	33.2	23.3
市立	48	771	1,097	19,424	25.2	17.7
私立	2	18	32	730	40.6	22.8

（2005年5月1日現在）

◆中学校の概況

	中学校数	学級数	教員数（人）	生徒数（人）	1学級あたり(人)	教員1人あたり(人)
総数	27	370	742	11,410	30.8	15.4
国立	1	13	27	497	38.2	18.4
市立	21	302	600	8,834	29.3	14.7
私立	5	55	115	2,079	37.8	18.1

（2005年5月1日現在）

◆高等学校の概況

	高等校数	教員数（人）	生徒数（人）	教員1人あたり(人)
総数	15	766	11,825	15.4
県立	8	409	6,382	15.6
市立	1	87	1,083	12.4
私立	6	270	4,360	16.1

（2005年5月1日現在）

◆中等教育学校の概況

	中等教育学校数	教員数（人）	生徒数（人）	教員1人あたり(人)
国立	1	45	724	16.1

（2005年5月1日現在）

今後は、学校、家庭、地域が連携し、「なら教育の日」「なら教育週間」の定着と充実を図る必要がある。

（小中一貫教育特区）

15．2004 年（平成 16 年）３月に「『世界遺産に学び、ともに歩むまち－なら』小中一貫教育特区」の認定を受け、2005 年（平成 17 年）４月より市立田原小・中学校において小中一貫教育を始めた。

現在、小学校教育のよさと中学校教育のよさを活かすとともに、「郷土『なら』科」「英会話科」「情報科」を新設し、子どもの発達や成長に応じた指導のあり方について研究を進めている。

今後、小中一貫教育のカリキュラムの評価と改善を行うとともに、小中一貫教育を推進できるような環境の一層の整備が必要である。

（大学との連携）

16．2004 年（平成 16 年）６月に市内４大学と「連携協力に関する協定」を締結したことに続き、2005 年（平成 17 年）９月に県内２大学とも同様の協定を締結した。今後も、連携先の拡大を図るなど大学等との連携に努め、教育の充実をめざしていく。

［主要な計画］

（教育内容）

１．教育内容の充実

きめ細かな学習、生徒指導を展開するとともに、教職員の資質と指導力の向上を図る。

また、国際的な視野をもつ生徒の育成と実践的な語学力の習得、そして、今日的な教育課題への取り組みと夜間学級の充実を図る。

学習指導要領の具現化に向けて、各学校が効果的な教育課程を編成するとともに、学校評価を実施し、工夫、改善を図り特色ある学校教育の充実に努める。

幼、小、中、高の連携や生涯学習の基礎づくりをめざすとともに、学校評議員制の活用など、より地域に開かれた学校・園づくりの推進に努める。

また、学校、家庭、地域の連携をより一層強化し、子どもたちが将来に夢を持てる教育環境づくりに努める。

２．人権・同和教育の推進

人権・同和教育の推進に向け、これまでの同和教育の成果をふまえ「奈良市同和教育推進についての指針」に示されている理念や「奈良市人権文化推進計画」との整合性をもたせ、指導者の資質の向上を図るとともに、児童・生徒が自他の人権について理解を深め、それを具体的な行動へつなぐことができる力を育てる。

（幼児教育）

３．幼稚園の充実と整備

幼稚園の教育的効果を高めるため、１学級の幼児数の改善に努める。

また、幼児数の増減等の状況を見極めつつ、園の適正配置を促進し、既設園舎の整備、余裕教室の有効活用や幼保一体の総合施設など多様な就学前教育への対応を進める。

４．障がい児教育の推進

障がい児教育を進めるにあたり、幼児一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要な支援を行う保育を実施するための講師の確保など必要な対策を講じる。

５．私立幼稚園への助成

私立幼稚園の健全な経営と発展等に資するため、今後も継続して助成し、保護者の負担軽減及び私学の振興に努める。

（義務教育）

６．教育相談の充実と整備

いじめ、不登校、学級崩壊、非行等といった問題に対処するため、学校、家庭、地域、関係機関等の連携協力のもと、児童、生徒、保護者、教員等に対する相談体制の充実強化を図り、これら問題行動の適切かつ迅速な解決を図る。

７．障がい児教育の充実

教育相談、学校訪問を行い適切な就学指導を実施する。また、教育、福祉、医療が連携し、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症など軽度発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進を図る。

また、指導のあり方、交流教育の進め方等を訪問指導する。

８．健康・体力づくりの推進

学校給食・定期健康診断の充実を図り、学校保健の体制強化を進め、子どもたちの健康の維持と体力づくりを推進する。また、学校給食を生きた教材として、食育基本法の趣旨を、小学校低学年から継続して指導する。

なお、中学校給食未実施校については、今後実施に向けての検討を行う。

９．施設配置の適正化

学校施設の配置については、地区ごとの児童・生徒数の増減状況を見極めつつ、通学区域の再編成及び新設・移転を含め、適正配置を図る。

10．施設・設備整備の促進

既存施設の改造や有効利用を含めた施設整備を実施し、うるおいのある豊かな教育環境づくりに努める。

安全・安心な学校施設とするため、耐震化、安全対策を進めるとともに、情報教育設備等の整備拡充に努め教育の向上を図る。

（高等学校教育）

11．市立一条高等学校の充実

市立高等学校としてふさわしい特色のある教育の創造を図るとともに、施設の整備と設備や機器の充実に努める。

（高等教育）

12．大学等の奈良分室等の設置促進

歴史的、文化的資源に恵まれた本市の特性を活かして、市外の大学の分室やセミナーハウスなどの誘致を検討する。その際には、「ならまち」の空き家の活用や市民との交流事業の推進などを考慮していく。

13．公開講座の充実

大学、研究機関等に集積された知識や文化が、本市における生涯学習の推進や産業、文化、芸術等の振興にも広く活用されるよう、総合的な公開講座の充実を図り、研究成果の公開等について積極的に働きかける。

（教職員の研修）

14．教職員の研修の充実

本市の教育の一層の充実と振興を図るため、教職員の研修、教育課程や情報教育の研究をはじめ、市民からの教育相談も行う機能を有する施設として教育センターの設置に努める。また、教職員研修については、法定研修を含むすべての研修を本市で行うことをめざす。

（なら教育の日）

15．「なら教育の日」の充実

「なら教育の日」において、今後も多くの市民の参加を得て、本市の特色ある教育活動等を共有化し、地域の教育力の向上と子どもたちの健全育成を図り、「教育のまち―奈良」をめざす。

（小中一貫教育特区）

16. 小中一貫教育特区の推進

市立田原小・中学校における研究成果を市内すべての学校が共有化する。また、2008 年度（平成 20 年度）をめどに義務教育９年間の発達段階をふまえた一貫性についての評価を行い、次の小中一貫教育校の設置を検討する。

（大学との連携）

17. 大学との連携の推進

大学と教育委員会との連携については、協定に基づき、奈良市学校教育活動支援事業をはじめ、現代的な教育課題に対する研究や教員研修の充実を図るために組織的・継続的・相互的交流を含めて体制づくりを一層推進する。

［主な事業］

＊学級定員の改善
＊教員の資質向上
＊中核市としての教職員研修の充実
＊情報教育の推進及び学校の情報化
＊帰国子女・在日外国人子女の受け入れ体制の整備・充実
＊カウンセラー事業
＊学校給食用食器の改善
＊中学校給食の推進
＊学校規模の適正化
＊学校・園施設改修、大規模改造、耐震化
＊学校教育活動支援事業（スクールサポート）
＊教育センターの建設事業
＊幼稚園の新設（都祁地域）

奈良市教育憲章

奈良は、国際文化観光都市、世界遺産のあるまちです。
平城京の昔から、悠久の歴史を経て、今に受け継がれてきた多くの文化財や伝統に大きな誇りをもち、大切に守り、未来に引き継ぐ責任があります。
歴史や文化そして伝統が正しく受け継がれ、さらに新しい文化を創造するには、教育の力が重要です。
私たち奈良市民は奈良の教育を考え、未来に羽ばたく子どもたちの心身の健全な発達を支えなければなりません。
そのためには家庭・学校・地域の連携が何よりも大切です。
奈良市は、ここに教育憲章を制定して「教育のまち－奈良」をめざします。

家庭は、教育の原点です。
　親は、人生最大の教師です。
　私たちは、家庭を大切にし、子どもに対して責任をもちます。
学校は、学びの場です。
　子どもたちは、はつらつと学びます。
　教職員は、保護者や地域に信頼される学校をつくります。
地域は、かけ橋です。
　地域は、家庭と学校をつなぎます。
　私たち奈良市民は、子どもたちを見守ります。

平成１４年１２月２日制定

奈良市教育委員会

第 12 節　青少年の健全育成

［基本方針］

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかにたくましく成長するためには、家庭、学校、地域が一体となり、それぞれの役割を分担しながら、連携協力して、青少年の健全育成をめざさなければならない。そのためには、家庭の教育力を向上し、地域と一体となって子どもたちを育てる必要がある。また、地域の教育力を結集して、多様な学習、体験活動等を通じて青少年の社会参加を促進し、人や文化、自然と接する体験を豊富に得られるようにすることは重要である。２１世紀を担う青少年が個人として尊重され、将来に向かって希望と目標をもち、自主性と創造性に満ちた社会人として自立していくことをめざし、心身ともに健康で心豊かな青少年が育つような施策を展開する。

一方、近年の青少年非行の増加傾向に的確に対処するため、より効果的な啓発活動の実施と少年指導体制の整備が必要である。また、少年非行の広域化、低年齢化、行為内容の多様化など、社会情勢の変化に応じた柔軟な既存事業の見直しと拡充を行い、家庭、学校、行政等関係機関との非行防止への一体的な取り組みと緊密な協力関係を堅持する。

［現況と課題］

１．青少年をめぐる問題は、社会の風潮や社会状況、家庭、学校、地域社会等広範な領域にわたるさまざまな要因が相互に絡み合った問題である。

社会全体が物質的な豊かさを求めるあまり、子どもたちが過剰な競争のなかにおかれ、多様な人間関係を通じて自尊の感情や社会性、人との付き合い方を習得する機会が減少している。また、子どもに対する基本的なしつけがおろそかになっているとともに、少子化や近年の都市化、核家族化などにより地域社会の一員としての住民の意識や連帯感が希薄化することにより、異なる年齢集団のなかで学ぶという機会が少なくなってきている。

このようなことから、子どもたちが多様な考え方を受け入れることが困難になり、基本的なルールを守る認識が希薄になって、特定の価値を自分の都合のよいように解釈して、公共的な利益や他人の自由をないがしろにするというような傾向がみられる。

したがって、青少年の健全育成を図るうえでの課題として、地域における教育力を回復し、地域ぐるみで青少年を育成するために、自然体験や生活体験などのさまざまな活動を促進するとともに、異なる世代の人々との触れ合いを通して、多様な人間関係をもとにした人間性や社会性を充実させ、自律的な精神を身につけることが重要である。そのためには、ボランティア団体、青少年団体の育成や活動の推進を図り、学校、生涯学習センター、公民館や図書館等の社会教育施設等を活用し、安全で安心して活動できる青少年健全育成の拠点を充実することが必要である。

２．近年、青少年による凶悪事件の多発や薬物の乱用、学校における学級崩壊、いじめ、不登校などが深刻な社会問題となり、その対応が大きな課題となっている。

こうした諸問題に対する対応策として、街頭指導等の少年指導活動の強化、関係機関相互の緊密な情報交換、青少年の非行防止や健全育成に関する積極的な啓発の推進が必要である。さらに、これら問題行動の原因として指摘されている、幼児期における基本的なしつけ不足による生活習慣の欠如及び社会規範意識の未確立などに対して、家庭教育相談や保護者に対する子育て支援の実施等、関係機関の活動も含めた多様な施策の推進及び充実を図っていく必要がある。

［主要な計画］

１．家庭の教育力の充実

次代を担う子どもたちが生きていくための基本的な生活習慣や能力、豊かな情操、基本的倫理観、自立心や自制心、マナーなどを身につけるためには、保護者が自らの役割や責任を自覚し、主体的にかかわる必要がある。家庭の教育力を向上させるため、家庭、学校、それぞれの地域の特性をふまえながら、学習機会や学習情報を提供するなど、家庭教育の充実を図る。

２．子どもたちの地域活動の促進

子どもたちが、異年齢集団のなかでさまざまな生活体験や自然体験をするためには、地域のおとなや子ども会等の地域活動が果たす役割は大きい。地域の教育力の向上と、子どもたちの地域活動の活性化を図り、社会全体で子どもたちの健全育成に取り組む体制を確立する。

また、子ども会活動や子どもたちの地域活動を促進するための指導、助言や各種の情報等を提供するとともに、生涯学習センターや公民館、図書館等の社会教育施設との連携を図り、子ども会の育成指導者を養成するための研修会や、自然体験活動を手助けする青少年ボランティアリーダーの養成講習会等を実施する。

３．安全に活動できる地域の拠点づくり

子どもは、地域の大人たちの教育力を結集し、家庭、学校、地域社会と連携しながら育てていく必要がある。

学校や生涯学習センター、公民館、図書館、その他社会教育施設等を活用して、小学校区ごとに子どもたちが安全に活動できる居場所づくりを行い、地域で子どもたちを育てる環境を整備する。

４．青少年健全育成活動の推進と支援

青少年の健全育成のためには、青少年が各種青少年団体（ボランティア団体）活動に参加し、さまざまな体験活動を通じて豊かな人間性や社会性を身につける必要がある。

そのために、青少年が直接参加できる青少年団体や、青少年活動を支援する団体に対して、団体の自主性を尊重しつつ、自主的活動の円滑化を図るための指導、助言を行う。

また、青少年団体の紹介や青少年の体験活動に関する情報を提供するなど、健全育成に関する事業を充実する。さらに、これらを総合してアピールできるイベントを開催し、青少年の社会参加や体験活動を促進する。

地域子ども教室推進事業

５．少年指導活動の強化充実

少年指導センター及び市内各中学校区少年指導協議会を中心に、地域、学校、関係機関が互いに連携協力し、街頭指導の強化、情報交換を図りながら青少年の健全育成と非行の未然防止に努める。

さらに、教育相談活動における助言、指導を通して非行等の問題行動の早期発見、早期解決を図る。

６．青少年健全育成の拠点整備

青少年児童会館では、明るく元気な青少年を育てるため、さまざまな事業を展開していく。

また、事業を通じ青少年がもっている自由で自主的、自発的な潜在能力の開発をめざす。

また、自然環境のなかで、親子、グループでの野外活動、レクリエーション等を通じ、自然や人とのふれあいを深める黒髪山キャンプフィールドの管理運営を行うとともに施設の充実を図る。

［主な事業］

＊家庭教育講演会
＊親子ふれあい広場
＊青少年ボランティアリーダー養成講習会
＊子どもの居場所づくり推進事業
＊青少年フェスティバル
＊児童生徒健全育成野外活動
＊青少年を非行から守る市民の集い
＊青少年児童会館の充実
＊黒髪山キャンプフィールドの充実

黒髪山キャンプフィールドイラストマップ

第 13 節　スポーツ・レクリエーションの振興

［基本方針］

生活水準の向上、余暇時間の増加とともに、少子・高齢化の進行といったように、近年急速に社会環境が変化している。

こうした現状から市民のスポーツに対するニーズも変化し、健康でゆとりある心豊かな生活を送り、だれもが生涯にわたりスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの育成をはじめ体育、スポーツの拠点づくり、環境づくりを進める。

［現況と課題］

１．余暇時間の増加や生活水準の向上などにともない、市民の間にスポーツ・レクリエーションや健康に対する関心が高まっている。

市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会をつくることが重要である。

本市としては、市民の体育、スポーツの拠点づくりとして、都市公園の整備とあわせ、体育施設の整備を行ってきた。

また、市民が身近で気軽に利用できる地域の体育施設として、コミュニティスポーツ施設や、市内４ブロックにおける総合スポーツセンターなどの整備、及び市立小・中学校体育施設のスポーツ開放を促進してきた。

その結果、毎年恒例となっている市民体育大会、市民スポーツのつどいをはじめ各種のスポーツ大会の規模も拡大し、多数の参加選手を得て盛大に行われている。

一方、各施設において、市民がスポーツ活動に親しみ、健康、体力づくりや仲間づくりに励んでいるが、拠点施設が地域のニーズを充足していないのが現状である。

２．今後は、地域住民のスポーツに対するニーズや将来の動向を的確に把握し、市民が自ら主体的にスポーツ活動に親しめるよう、ブロック別総合スポーツセンターの整備促進を図る必要がある。

３．奈良市体育協会など体育・スポーツ団体と連携し、競技スポーツの向上を図る必要がある。また、スポーツ人口の拡大と健康の保持増進のため、成人の２人に１人が週１回以上のスポーツを行うよう体育・スポーツ指導者と協働し、スポーツ活動を推進する必要がある。

［主要な計画］

１．スポーツ施設の整備

市民のスポーツ活動に対するニーズに応えるため、施設の充実を計画的に進めるとともに、体育、スポーツの拠点づくりとして、地域の特色を活かしたブロック別総合スポーツセンターの建設を促進する。特に、東部生涯スポーツセンターの整備を検討する。

また、市民が身近で気軽に利用できるコミュニティスポーツ施設の整備を促進し、さらに利用者の利便を図るため、市内すべての体育施設の予約システム導入に努める。

２．青少年野外活動センターの施設の整備

青少年野外活動センターについては、自然を保護し、自然との調和を図りながら、多彩な自然環境を最大限に活用することを基本に、テントサイト、多目的広場等の整備を行うなど特色ある野外活動施設としての充実を図る。

３．生涯スポーツの推進

幼児から高齢者までの市民が、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめるよう、スポーツ教室の開設や市民スポーツのつどいの開催をはじめ、各種スポーツ行事を実施する。

４．競技スポーツの向上

競技スポーツの向上を図るため、体育・スポーツ団体と連携して、青少年のスポーツ活動の推進、スポーツ選手と指導者に対する顕彰や市民体育大会をはじめ各種競技大会の実施と選手の派遣に努める。

５．体育・スポーツ指導者の養成と充実

市民の多くがスポーツに親しみ、その活動内容も多様化し、指導者に求められる資質も高度なものとなっている。そのため、指導者の資質向上をめざし、各種の研修会や講習会を開催するとともに、その内容の充実を図る。

６．体育・スポーツ活動の振興

市民の自主的な体育、スポーツ活動を活発にするため、奈良市体育協会と連携し、体育・スポーツ団体が行う各種スポーツ行事の実施を奨励するとともに、スポーツを通じた国際交流による友好を深めていく。

また、多様なスポーツ種目の普及に応じ各種スポーツ団体の育成・指導を図り、運営、事業の充実、団体間の相互の協力を促進する。

７．総合型地域スポーツクラブの結成と育成

幼児から高齢者までの地域住民が日常生活のなかで生涯にわたりスポーツに親しみ、連帯感を深め健康で明るい地域社会の形成に寄与するため、小学校区など小単位における地域スポーツクラブや中学校区単位の規模で住民が参加できる総合型地域スポーツクラブの結成促進や育成を行う。

［主な事業］

＊鴻ノ池運動公園等スポーツ施設の充実
＊ブロック別総合スポーツセンター整備
＊青少年野外活動センター整備
＊生涯スポーツの推進
＊総合スポーツ大会及び各種競技大会
＊体育指導委員等の資質の向上
＊体育・スポーツ団体の指導・育成
＊総合型地域スポーツクラブの結成促進と育成

市民スポーツのつどい

奈良市第3次総合計画 後期基本計画

第2章 福祉のまちづくり

なら燈花会（浅茅ヶ原）

第２章　福祉のまちづくり

第１節　地域福祉

［基本方針］

本市においては、１９７２年（昭和４７年）に全国に先がけ「福祉都市宣言」を行い「福祉憲章」を制定し、積極的な福祉施策の拡充を推進してきた。

少子・高齢化など社会構造の変化にともない、市民のニーズが多様化、また問題が複雑化するなか、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、地域住民と行政との協働が不可欠である。

総合的な福祉のまちづくりを進めていくために、福祉・医療・保健の連携を強化するとともに、市民の福祉活動への自発的な参加によって、地域がともに支えあう地域福祉の推進を図る。

低所得者福祉においては、対象者の社会的、経済的自立を促進することが大切であり、低所得を余儀なくされる種々の原因に応じたきめ細やかな対応により自立支援を推進していく。

［現況と課題］

１．2000 年（平成 12 年）に「社会福祉法」が改正されたことや、地方分権型社会への転換により、今後の社会福祉は地域住民とともに進める地域密着型の施策として取り組まなければならない。また、少子・高齢化と核家族化が進むとともに、人々の価値観も多様化しており、さまざまな福祉ニーズが生まれ、これまで以上の福祉サービスが求められている。

このような状況のもと、社会福祉協議会や民生・児童委員等との連携を強化し地域の実情を反映したうえで、児童福祉、高齢福祉、障がい福祉などそれぞれの分野別にきめ細かな施策の推進を図り、地方分権時代にふさわしい社会福祉制度を整備していく必要がある。

また、これら社会福祉分野においては、市民と行政が、それぞれ担うべき役割と責任を明らかにすることにより、多くの市民がコミュニティ活動やボランティア活動等を通じて、積極的、自主的にまちづくりに参画できるような、協働のシステムを構築していくことが重要である。

また、本市の福祉施策の一環として、「療法」部門と「予防・保健」部門の２部門を柱に、継続的に市内福祉施設等において音楽療法を実践している。今後は、音楽療法の効果がより発揮できるような環境づくりが必要である。

２．国民健康保険には、本市の全世帯の約４割、全市民の約３割が加入しており、病気やケガをしたときの医療給付や健康保持増進のための健康事業等を実施して、国民皆保険制度を底辺から支えている。

近年、加入者の増加や高齢化の進行とともに医療技術の高度化や医療設備の充実等が要因となって毎年医療費が膨らんでおり、それに並行して保険料負担も増加している。

そのため、医療費の適正化対策の推進や国民健康保険財政の健全化措置を講じながら、国等への国民健康保険制度の抜本改革

を強く要望している。

３．国民年金は、日本国内に住所を有する20 歳以上 60 歳未満の学生、農業、自営業者等の人で厚生年金等の被用者年金制度に加入していない人を対象に、すべての国民が加入し、すべての国民に基礎年金を支給する制度として確立された。

生涯の安定した生活を保障するため、国民の相互扶助の精神に基づく、国民年金制度の理解と給付の充実が望まれる。

４．本市の被保護世帯の動向は、1987 年（昭和 62 年）以降漸減傾向を保っていたが、長引く不況の影響もあり 1996 年（平成８年）以降は再び増加傾向に転じている。2005 年（平成 17 年）４月現在の保護率は 15.63‰で、一層増加傾向が顕著となっている。被保護世帯数は 3,657 世帯で、これを世帯類型別でみると、高齢者世帯、母子世帯および傷病・障がい世帯など福祉サービスを必要とする者が、90.3%と全体の約９割を占めている。こうした傾向は今後も続くものと予想されることから、生活保護行政の運用にあたっては、これらの実態に即したより適切な対応策を講じていく必要がある。

５．低所得者層に対する支援対策として、世帯更生援護資金等の各種貸付制度をはじめ、他の法令、他の施策の活用を図る必要がある。このため、民生委員等を通じ地域社会における福祉活動のなかできめ細やかな相談体制を構築するとともに、地域と関係機関の有機的な連携を図り、指導の充実と広報活動の強化等を推進していく必要がある。

［主要な計画］

１．「奈良市地域福祉計画」の推進

地域住民や社会福祉に関係する人たち、そして行政が相互に協力し合って“支えあいともに生きる、安心と健康のまちづくり”を推進するために、2006 年度（平成 18 年度）を初年度とし、計画期間を５年とする「奈良市地域福祉計画」を策定した。２００６年度（平成１８年度）からは計画を実施に移し、積極的に地域福祉を推進する。

２．地域福祉活動の支援強化

住民の福祉に対する理解と地域福祉活動への参加を促進し、公民協働による福祉のまちづくりの推進を図る。そして、地区社会福祉協議会活動やさまざまな地域福祉活動の拡充のために、また住民自治によるまちづくりのために、民間と行政が対等なパートナーシップのもと、協働による福祉のまちづくりをめざす。

３．音楽療法の推進

子育て支援をはじめ、地域のニーズに即した地域交流活動を積極的に展開するなど、音楽療法士と音楽療法ボランティアが、地域住民や福祉関係者と連携を取りながら、音楽を架け橋とした誰もがいきいきと暮らせる福祉のまちづくりをめざす。

さらに、音楽療法士の国家資格化へ向けて、音楽療法の効果に対する客観的指標を研究し、その成果を全国へ情報発信することで、さらなる普及・発展を図る。

４．援護体制の拡充

社会福祉協議会や民生・児童委員の活動を強化するとともに、地域住民の理解と協力を強め、地域におけるボランティア活動の積極的な推進を図り、地域援護体制の確立に努める。

５．国民健康保険事業の健全運営

疾病の早期発見、早期治療につながる人間ドック検診、歯科ドック検診の実施及び生活習慣病予防教室等の開催による健康の保持増進（医療費の抑制）を推進するとともに、レセプト点検の充実による医療費の適正化に努める。

重要な自主財源である保険料の収納率向上に取り組むため、口座振替制度の推進や国民健康保険制度の啓発による保険料納付意識の向上を図り、国民健康保険財政の健全化を図る。

また、国民皆保険制度において大きな役割を果たしてきた国民健康保険制度も、社会状況の変化とともに改革を必要としており、国の抜本改革を要望している。

６．国民年金事業の促進

国民年金制度の改革が予想されるなか、的確な事務対応に努めるとともに「国民年金制度の大切さ」について案内、啓発を図る。

また、年金相談に対する窓口対応の充実を図るとともに、確実な事務執行に努める。

７．生活保護の適正な実施

生活保護法に基づく保護の実施にあたっては生活困窮者に対して、その困窮の程度に応じた援助・指導を通じて生活の安定と自立を図る。

８．経済的自立の促進

低所得者に対する相談、援助体制の充実を図るとともに、地域や関係機関のネットワークの強化により自立促進を図る。

［主な事業］

＊奈良市地域福祉計画の推進
＊民生・児童委員活動の促進
＊総合相談体制の確立
＊保健福祉サービスの質の向上
＊虐待・ＤＶ（家庭内暴力）防止対策の推進
＊音楽療法事業の推進
＊引きこもり、発達障害など新たな課題への対応
＊地域福祉活動の支援

福 祉 憲 章

福祉の向上は、人間生活の基本的条件である。そのためには、社会生活が、市民相互の信頼と連帯によって成り立つことを忘れてはならない。

遠く平城京の昔に、福祉事業の歴史を持つ奈良市民は、今、新たな理念のもとに、子孫に誇り得る福祉都市を実現するため、この憲章を定める。

〇みんなの健康を守り、働きやすく、住みよいまちをつくりましょう。
〇すこやかな子どもを生み、立派な社会人になるよう、たいせつに育てましょう。
〇からだの不自由な人をはげまし、自立できるよう、努力しましょう。
〇老人や身よりのない人に親切にし、安定と生きがいのあるくらしができるように、つとめましょう。
〇おたがいが人権を重んじ、責任を自覚してみんなのしあわせのために、力を合わせましょう。

（昭和４７年９月１５日制定）

第２節　児童福祉

［基本方針］

すべての市民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。そして、すべての児童はその権利を有する。

また、本市は児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成していかなければならない。

近年の急速な少子化の進行、核家族化、都市化による近隣関係の希薄化、また、女性の社会進出の増大、ライフスタイルの変化などにより、現在の子どもや家庭をとりまく環境は大きく変化しているとともに、子どもの成長や子育てをめぐる問題が複雑化し、社会問題化している。子どもの健やかな成長のため、関係機関との連携による子育て家庭における保護者の不安感・孤立感の解消をめざす。

また、少子化対策のため、安心して子どもを生み育てられ、子育てに喜びを感じることができる環境整備を行うことを目的に策定した「奈良市次世代育成支援行動計画」を実行するとともに、地域住民との協働による地域全体で子育てを支援するまちづくりをめざす。

［現況と課題］

１．近年の急激な社会の変化に対応して、多様化する保育ニーズに応えるために、乳児保育、障がい児保育、延長保育、夜間保育、病後児保育、並びに一時保育など保育所機能の充実に向けて適切な対策を講じていく必要がある。

また、子育て家庭における保護者の子育て不安、孤立感の増加等の悩みに応えるため、保育所等において、子育て相談の充実を図る必要がある。

２．2005 年（平成 17 年）４月現在、本市には、保育所が公営 22 園、私営 18 園あり、収容定員は公営 3,030 人、私営 2,305 人の計 5,335 人である。しかしながら、依然、保育所の需要は高く、待機児童をかかえている状況にあるため、民間による新設や増改築等保育施設の整備充実、また、幼稚園と保育所の総合施設化や余裕教室の有効活用などが重要な課題である。

また、都祁地域においては、少人数化している６か所の保育所を統合し、交通アクセス等を勘案し、充実した幼保一体化を図る幼稚園、保育所の施設整備を実施する必要がある。

３．児童の健全育成施策の一つである放課後児童健全育成事業が、1998 年（平成 10 年）４月１日から法制化された。現在、バンビーホーム 38 か所を開設、2005 年（平成 17 年）４月では約 2,500 人の児童を受け入れている。

しかし、入所児童の急増による施設の狭隘化への対応や老朽施設の計画的整備を行う必要があり、事業内容についても充実を図る必要がある。

４．2000 年（平成 12 年）11 月の「児

童虐待防止法」施行後、児童虐待に関する通報件数は年々急増している。2004 年（平成 16 年）10 月の法改正は虐待を受けたと思われる場合も通告することになり、今後件数はさらに増加すると予想される。児童虐待は、家庭という密室で起こるため発見されにくいということもあり、日頃から子どもや家庭と接する機会の多い関係者や近隣住民が連携して、早期発見し適切な援助をすることが重要である。

5．現在の核家族化社会においては、保育ニーズの増大のみならず、新たな子育て支援のニーズも多く、育児の負担感、孤立感を抱いている保護者への支援策として、また、地縁・血縁関係の希薄化にともない、住民が主体となって、地域における子育て支援の基盤づくりを行い、支え合いの輪を広げていくことを支援していくため、2004 年（平成 16 年）10 月に「奈良市ファミリー・サポート・センター」を開設した。

［主要な計画］

1．保育内容の充実

子どもの人権に十分配慮しながら、多様な保育ニーズに対応できるよう保育内容の充実を図り、施設整備や保育士の資質向上に向けた研修を計画的に行う。

また、認可外保育施設に対して指導監督を行い、認証保育所の創設を検討する。

2．保育所の整備・拡充

保育所については、地域の実情に応じて民間による新設や増改築等保育需要の動向をふまえ、整備充実を図る。また、幼保一体での総合施設整備や余裕教室活用の推進を図る。

都祁地域では、保育所を統合し充実した幼保一体化の図れる幼稚園、保育所の施設整備を行う。

3．放課後児童健全育成事業の推進

現在、開設されている 38 か所のバンビーホームのなかで、児童の過密化や老朽化したホームについては、その実態を考慮した施設整備の充実を図り、小学校の余裕教室の活用等も検討する。また、事業内容の充実により、利用者の利便性の向上を図る。

4．児童虐待について各関係機関の連携・強化

児童虐待の予防、早期発見、再発防止のため、地域の関係する各機関が連携して、虐待から子どもたちを守るために「奈良市児童虐待防止ネットワーク」を設立した。

今後、虐待の早期発見、防止につながる情報収集、交換を行い適切な相談及び支援体制の構築と啓発に努めていく。

◆特別保育の実施状況

保育の内容	実施箇所数	
乳児保育	公営保育所	16か所
	私営保育所	20か所
一時保育	私営保育所	４か所
休日保育	私営保育所	２か所
延長保育	11時間の保育	
	公営保育所	12か所
	私営保育所	１か所
	11時間30分の保育	
	私営保育所	２か所
	12時間の保育	
	私営保育所	７か所
	13時間の保育	
	私営保育所	６か所
病後児保育	私営保育所	１か所

（平成18年1月現在）

５．奈良市ファミリー・サポート・センター事業の拡充

「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」が、依頼、援助、両方のいずれかの会員として登録し、援助依頼があったときに、センターのアドバイザーが依頼会員に援助会員を紹介して、援助活動を行うという会員同士の相互援助活動を調整支援する事業である。今後、会員数、相互援助活動件数の増加を図っていく。

６．地域における子育て支援の充実

地域で活動する子育てサークルに助成を行うことにより、未就園児を持つ保護者が集える場の存続を図る。

また、乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会等を実施する。

さらに、地域において子育ての悩みや相談に応じるため「子育て支援アドバイザー制度」を創設する。

［主な事業］

＊保育士研修
＊保育所整備・拡充
＊バンビーホーム施設の充実
＊バンビーホーム運営の充実
＊家庭児童相談
＊奈良市児童虐待防止ネットワークの連携、強化
＊奈良市ファミリー・サポート・センター事業
＊子育てサークル活動費に対する補助金交付
＊地域子育て支援事業

◆奈良市次世代育成支援行動計画
主要事業の目標

事　業　名	現　状 平成１７年９月１日現在		目標、または今後の方向 平成２１年度	
通常保育事業	入所児童数	5,192人/日	入所児童数	5,488人/日
延長保育事業（１時間以上延長）	実施箇所数	１３か所	実施箇所数	１６か所
休日保育事業	実施箇所数	２か所	実施箇所数	３か所
乳幼児健康支援一時預かり事業	実施箇所数	１か所	実施箇所数	１か所
一時保育事業	実施箇所数	４か所	実施箇所数	６か所
放課後児童健全育成事業	利用児童数	2,386人/日	利用児童数	2,500人/日
夜間保育事業	実施箇所数	１か所	実施箇所数	１か所 （延長保育で対応します）
子育て短期支援事業（ショートステイ）	受け入れ人数	21人	受け入れ人数	100人
子育て短期支援事業（トワイライト）	受け入れ人数	0人	受け入れ人数	10人
地域子育て支援センター事業	実施箇所数	２か所	実施箇所数	２か所 （相談件数の増加を図ります）
つどいの広場事業		未実施	実施箇所数	４か所
ファミリー・サポート・センター事業	実施箇所数	１か所	実施箇所数	１か所 （会員数の増加を図ります）

第３節　母子・父子福祉

［基本方針］

ひとり親家庭において、母子家庭では、低所得にともなう生活問題、また、父子家庭においては、子育ての問題等、多くの悩みをかかえている。近年の社会の多様化、高度化・複雑化する諸問題に対する不安を解消するため、母子家庭においては、母子福祉センター等の活動を通じた精神的援助や各種経済的支援の充実や、自立支援のための就労支援など新たな時代にふさわしい総合的な対策を実施していく。また、現在、父子家庭に対する施策は、ほとんどなく、母子家庭に準じた施策が必要であるため、今後国への働きかけを行う。

［現況と課題］

１．本市の母子家庭は、2005 年（平成 17 年）4 月末現在 3,480 世帯、8,923 人である。このほかにも把握されていない母子家庭があると思われるため、その実態の把握に努め、母子福祉資金の貸付制度、母子生活支援施設への入所保護、母子家庭医療費の助成等を継続していく必要がある。

母子福祉センター「母と子の家」は、母子家庭及び寡婦を対象に、同じ境遇の人々が意見交換をすることによって心が癒される場として、また、各種の相談に応じるとともに、生活指導及び生業の指導を行う目的で設置されたものであるが、交通アクセス等の問題で利用者が減少傾向にある。

今後、母子家庭の自立を支援する施設として、活動内容を充実し、活発な利用を図っていく必要がある。

２．父子家庭については、父子家庭の世帯数、父子家庭が抱える問題等の実態把握ができないのが現状である。

今後、父子家庭が抱える問題等の把握に努め、父子家庭の支援施策について国に働きかけるとともに、児童の健全育成と父親の就労専念の支援並びに日常生活支援制度等の充実を図っていく必要がある。

［主要な計画］

１．母子福祉センター活動の充実

母と子のふれあいの機会をつくるとともに、各種相談、生活指導及び生業指導活発化のため、母子福祉センター「母と子の家」の活動内容を充実する。また、交通アクセス等を勘案し、センター機能の移転も視野にいれた整備が必要である。

２．母子家庭の援護

生活指導、就労指導、母子福祉資金の貸付けなど援護を強化し、経済的自立の促進を図るとともに、児童の健全育成と親の就労専念を支援するため、保育所への優先入所を行うなど経済面、精神面ともに自立できるよう環境づくりを進める。

３．父子家庭の援護

就業専念支援のため、父子家庭に対する介護人の派遣や保育所への優先入所を行っているが、母子家庭に準じた施策が必要であるため、国に施策の創設を働きかけ、児童の健全育成を推進する環境づくりを進める。

［主な事業］

＊母子福祉センター事業
＊相談事業
＊子育て短期支援事業
＊母子家庭自立支援給付金事業
＊就業支援講習会事業
＊日常生活支援事業

◆母子福祉事業の概要

事　業　名	事　業　の　概　要
母子・寡婦福祉資金貸付事業	修学資金、就学支度金、技能習得資金、修業資金等の貸付制度があります。
母子相談事業	母子家庭・寡婦に対し、生活のことや子どもの養育、母の自立の支援等あらゆる相談に応じます。
母子家庭医療費助成事業	母子家庭の母と子を対象に、保険診療（入院時の食事療養費を除く）の自己負担分（一部負担金を除く）を助成します。
児童扶養手当	児童扶養手当法に基づく母子家庭に支給されます。所得制限があります。
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母に対し、就業による自立を支援するため、教育訓練費用の一部や、国家資格取得を目的とした養成校に通う一定期間の生活費を助成し、また母子家庭の母を短期雇用した後、常用雇用に転換した事業主に、奨励金を交付します。
就業支援講習会事業	母子家庭の母及び寡婦の就業を支援するため、訪問介護員２級養成講座、ＩＴ講習会を行います。
母子家庭等日常生活支援事業	母（父）子家庭、寡婦であって、自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、出張及び学校等公的行事への参加等により、一時的な生活援助、保育サービスを必要とする世帯等に、家庭生活支援員を派遣します。

第４節　高齢者福祉

［基本方針］

少子･高齢社会をはじめとする社会構造の変化に対応した福祉施策を展開し、高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らすことのできる社会の構築が重要課題である。

このため、１９９４年（平成６年）９月「高齢者とともに歩むまち奈良」宣言の趣旨をふまえ、「奈良市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者の積極的な社会参加を支援する等の諸施策や、介護保険制度の円滑な推進を図る。

［現況と課題］

１．本市における 65 歳以上の高齢者の人口は、2005 年度（平成 17 年度）当初で約 70,200 人（総人口の 18.8%）、後期高齢者といわれる 75 歳以上の高齢者人口は約 29,500 人（総人口の 7.9%）であるが、2008 年度（平成 20 年度）末には 65 歳以上の高齢者が約 82,500 人（総人口の 22.0%）、後期高齢者が約 36,500 人（総人口の 9.7%）と、急速な増加が見込まれている。

当然、こうした高齢者の増加とともに、寝たきりや認知症高齢者等の要援護高齢者の増加が予測されるため、各種施策の拡充を推進しなければならない。

２．2000 年度（平成 12 年度）から施行の介護保険制度は、2005 年度（平成 17 年度）に制度改正が行われたが、今後も多くの制度的改善が図られる可能性が高く、本市としても改善すべき点について要望している。

制度の組み立てが複雑であるため、高齢者すべてに理解と認識が行き渡っているとは言い難い現状であり、高齢者の安心を支える制度として定着するよう、啓発推進に努める必要がある。

また、公平、公正な介護認定を行うことや、介護保険財政の健全な運営を図ることが求められる。

３．国の「ゴールドプラン 21」を受け、2003 年（平成 15 年）策定の「奈良市老人保健福祉計画」に基づき、特別養護老人ホーム等の施設整備に努めてきた。その結果 2005 年度（平成 17 年度）末の計画で特別養護老人ホーム 15 施設 981 人、ケアハウス９施設 270 人など、一定の基盤整備が進捗しているが、いまだ計画の目標に達していないものもある。今後は介護保険事業計画に定めたサービスの需給のバランスを見据えながら、サービス基盤の整備を推進する必要がある。

４．介護保険制度では、法の規定により３年を１期とする「介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画」を定めることとされている。

また、「老人保健福祉計画」は、地域における老人保健福祉事業全般にわたる供給体制確保に関する計画として、「介護保険事業計画」を包含するものである。

したがって、両計画は、連携して調和

を保ったものとして策定する必要があるため、2006 年度（平成 18 年度）を初年度とする「奈良市老人保健福祉計画及び第３期介護保険事業計画」を策定している。

［主要な計画］

１．在宅福祉サービス等援護対策の充実

要介護高齢者の介護施設入所や在宅サービスの大半は、介護保険制度による利用サービスとなっている。

そのため、予防重視型システムへの転換を図り、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業である「地域支援事業」等の充実を図る。

また、安心して在宅で暮らすことができるよう、行政と地域が一体となった福祉ネットワークの構築を図る。

２．介護保険制度の円滑推進

介護保険制度を円滑に推進するために、介護保険事業計画に定めた各サービスの種類ごとの必要量と供給量の把握を行いながら、サービスの必要な高齢者が安心してサービスを受けられる体制づくりに取り組んでいく。また、介護保険財政の安定的運営のため、適正な保険料の収納に努める。

３．老人福祉施設の整備

高齢者が各種相談や教養の向上、レクリエーション等を行える拠点施設として東老春の家、西老春の家、北老春の家を設置しているが、南部地域にも建設を行う。また、在宅生活が困難な高齢者のためのケアハウスや、介護保険対象の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設等についても、介護保険事業計画に見合った整備が必要である。そのため、社会福祉法人が行うこれらの施設（老人保健施設については医療法人が設置するものを含む。）整備については民間施設の立地誘導を図る。

４．老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直し

本計画は、定期的に実施状況の点検を行い、必要があれば修正を加えるとともに、国の動向等を勘案しながら、高齢者のニーズにかなった計画となるよう見直す。

［主な事業］

＊地域支援事業（介護予防サービス）
＊万年青年クラブ活動育成指導
＊介護保険制度の趣旨普及啓発
＊老春の家建設
＊老人保健福祉計画及び第３期介護保険事業計画の見直し

「高齢者とともに歩むまち奈良」宣言

高齢者は、長年にわたって、それぞれの力を出しあい、あらゆる困難を乗り越えて今日の日本をつくり上げてこられた方々であります。

わたしたち奈良市民は、いにしえの奈良の都から受け継がれてきた福祉の心を大切にし、すべての人々が住んでよかった、長生きしてよかったと喜びあえるまちづくりを進めます。

そのためには、高齢者が敬愛され、健康で生き生きとした人生を送り、その豊かな体験と知恵を生かして、主体的・積極的に社会参加のできるまちをつくることが、福祉のまち奈良の歩む道です。

美しい自然と豊かな文化財の見守るなかで、すべての人・すべての物・すべての出会いを大切にする優しく思いやりのある心が、家庭やとなり近所、社会にあふれ、老いも若きも幼きも、ともに手をとりあって潤いのある快適でやすらかな高齢者とともに明るく歩むまち奈良をめざすことを宣言します。

平成６年９月１５日制定

第５節　障がい者・児福祉

［基本方針］

障がい者・児福祉対策の基本は、障がい者・児が家庭や地域で健常者と同じように日常生活ができる社会の実現を求めるノーマライゼーションの理念を確実に定着させることにある。

そのため、１９９４年（平成６年）に策定した「奈良市障害者福祉基本計画」をふまえ、障がい者・児に適切なサービスを提供できる体制を整備するために、数値目標を掲げた「奈良市障がい者福祉基本計画」を策定する。

［現況と課題］

１．本市の身体障害者手帳所持者数は、2005 年（平成 17 年）4 月現在、11,074 人（人口比 2.97%）となっている。

このうち障がい種別では、肢体不自由 55.3%、視覚障がい 7.9%、聴覚言語障がい 9.0%、内部障がい 26.7%で、肢体不自由が過半数を占めているが、近年、内部障がいの増加が著しい。

また、年齢別では、18 歳未満の障がい児が 2.5%、65 歳以上が 61.9%と高齢化の傾向が一段と増している。

一方、療育手帳所持者（知的障がい者・児）は、1,802 人で、うち 18 歳未満の児童は 567 人（31.5%）となっている。

２．市内における障がい者・児のための福祉施設は、身体障がい者施設として４施設、肢体不自由児施設として１施設、重症心身障がい児施設として１施設、知的障がい者施設として 11 施設、知的障がい児施設として３施設がある。

本市の施設としては、1984 年（昭和 59 年）９月に総合福祉センターを開設し、2005 年（平成 17 年）には心身障害者福祉作業所と第２心身障害者福祉作業所を統合して、通所授産施設「授産施設みどりの家」を開設するなど、これらの整備に努めている。

また、障がい児教育施設としては、県立奈良養護学校、県立奈良東養護学校がある。

３．2005 年（平成 17 年）に成立した身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれの障がい者・児の福祉サービス一元化等の改革による「障害者自立支援法」に基づく３年を１期とする「奈良市障害福祉計画」と整合性を図った「奈良市障がい者福祉基本計画」を策定する必要がある。

４．障がい者援護施策として、障がいの除去、軽減や残存機能の維持を図る更生医療、心身障害者医療費助成、重度心身障害者老人等医療費助成を行うとともに、障がい者のリハビリテーションや高齢者の認知症予防及び進行抑制を図るため、音楽のもつ特性を活かした音楽療法を充実する。

また、在宅福祉対策として補装具給付、日常生活用具給付・貸与、ホームヘルパー派遣、理容サービス、配食サービス、訪問入浴サービス、各種手当の給付などを実施しているが、給付内容の整備充実を図り、各給付の組み合わせ等により、多様化するニーズに応えられるようにしていく必要がある。

５．障がい福祉では、広範な社会活動への参加促進がひとつの課題である。バス優待乗車証の交付や福祉タクシー制度、ガイドヘルパーの派遣、手話通訳者の派遣などにより、その基盤は徐々にではあるが形成されてきている。しかし、社会活動への参加についての対策は依然として不十分であり、民間企業や関連機関と連携、協調し就労雇用の整備拡大を進めていく必要がある。

６．障がい者対策の推進にあたっては、市民の理解と協力は不可欠であり、障がい者問題は障がい者のみの問題としてとらえるのではなく、社会全体に関わる基本的課題ととらえるべきである。

障がい者が安心して生活できるまちづくりを推進していくために、障がい者の自主的活動の指導援助をはじめ、市民ボランティア活動の組織化、市民啓発活動の強化等を行っていくことが大切である。

７．障がい者の社会参加の促進を図る観点からも、障がい者をはじめ高齢者、妊婦などだれもが気軽に安心して外出できるまちづくりを進めており、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の適用を受けないものについても、1996 年（平成８年）に「奈良市福祉のまちづくりのための建築物の環境整備要綱」を定め、これに基づき公共施設や多くの市民が利用する民間の建築物等を、だれもが利用しやすい構造や設備に改良するように指導している。

また、駅エレベーターの整備に助成し、バリアフリー化に貢献するとともに、きめ細かな福祉のまちづくり対策を推進している。

［主要な計画］

１．奈良市障がい者福祉基本計画の策定

「障害者自立支援法」に基づく「奈良市障害福祉計画」として位置づけた「奈良市障がい者福祉基本計画」を策定する。

２．保健・医療の充実

生活形態に応じた適切な保健、医療体制を充実するため、その拠点となる総合福祉センターの機能整備を図るとともに、発生予防対策の推進、早期発見、早期療育体制の確立、医療、リハビリ訓練体制の強化を進める。

３．施設福祉

現在の福祉施策は、施設福祉と在宅福祉を車の両輪として総合的に推進している。

施設の整備については、重度の障がい者の生活支援機能をはじめ、リハビリテーションや職業訓練を行う地域生活の拠点としての通所施設の整備が必要であり、社会福祉法人が行うこれらの施設整備に対して助成を行う。

４．教育の充実

障がいをもつ子どもたちが幼児期、義務教育期にわたり、適切な教育を受けられるように、就学前教育と学校教育の充実を図る。

５．在宅生活の支援

障がい者・児の在宅福祉を推進するために、補装具、日常生活用具などの給付、ホームヘルパーの派遣、各種手当の支給等の在宅福祉サービスを充実させ、併せて社会福祉協議会を通じたボランティアが、地域社会を中心に多様な活動を推進していくことを援助し、地域社会でのニーズに応えられるようにしていく。また、障がい者の日

常生活の相談窓口として地域生活支援センター等で新たなサービス事業体系に対応できるよう推進していく。

６．就労の促進

障がい者の自立の促進を図るためには、障がい者の就労雇用が重要である。そのため、障がい者就労・生活支援センター事業の指定を受け、障がい者を就労につなげるための生活支援を図る。

７．啓発・広報の推進

こころの通った福祉の基盤を形成し、障がい者とともに生きる社会を形成していくため、障がい者問題がすべての市民自身の問題であることを改めて認識できるように市民啓発、広報、福祉教育の充実を図る。

８．スポーツ・文化活動の振興

障がい者の社会参加の促進、自主性の向上、機能訓練等に重要な役割を果たすスポーツ文化活動を振興するため、各種教室、大会等への参加促進と障がい者による自主活動の支援を行う。

９．福祉のまちづくりの推進

障がい者がやすらぎのある社会生活を営めるように、建物、道路、交通機関等の環境や施設のバリアフリー化を進めるとともに、社会参加を容易にするための条件整備を図る。

［主な事業］

＊奈良市障がい者福祉基本計画の策定
＊地域生活支援センターの活用
＊グループホームへの助成
＊障がい者問題の啓発・広報
＊自主活動の支援
＊福祉のまちづくりの推進

総合福祉センター

第６節　保健・医療・衛生

［基本方針］

近年の社会環境や疾病構造の変化等により、保健・医療に対する市民のニーズは、ますます増大かつ多様化、高度化する傾向にあるため、生涯を通じた健康づくりと総合的な保健・医療提供体制の整備充実が必要である。

本市は、２００２年（平成１４年）４月の中核市移行と同時に保健所を設置した。

このため、保健・医療に関するニーズに的確に対応することができるように、保健所及び保健センター等を核として体制を充実させるとともに、市立奈良病院を中核的医療機関として位置づけ、保健医療関係機関との協力を密にし、社会福祉等の関連施策と有機的な連携を図りながら、地域の特性を活かした地域保健医療対策を総合的に推進する。

また、市民に開放された親しみのもてる都市公園的な火葬場・墓地等の環境衛生施設整備を推進するとともに、市民が快適で健康的な生活環境を確保できるよう環境衛生対策の推進に努める。

［現況と課題］

１．市内の医療施設は、2005 年（平成 17 年）4 月において病院が独立行政法人国立病院機構立１か所、県立１か所、市立１か所、民間 18 か所の計 21 か所、診療所が 350 か所、歯科診療所が 194 か所、助産所 18 か所で、病床数は 4,347 床となっている。

休日夜間における救急医療対策として、市立休日夜間応急診療所、市立休日歯科応急診療所を開設しているが施設の狭隘化と老朽化にともない、施設や設備の拡充整備等機能強化を図る必要がある。また、重症患者の受け入れの二次、三次体制についても、市立奈良病院をはじめ各関係機関との連携強化による救急医療体制の充実強化に努める必要がある。

２．市民の生命や健康の安全を脅かす食中毒、感染症、生物化学テロに代表される健康危機の発生に備え、保健所を健康危機管理の拠点として、医療機関、警察、その他関係機関との連携･調整を行うことにより、さらなる健康危機管理体制の強化を図る必要がある。

３．市民の健康に対するニーズはますます増大の傾向にあり、乳幼児から高齢者にいたるまでの保健予防対策として、乳幼児期における各種予防接種、乳幼児健診、すこやかな成長のための育児支援及び生活習慣病の予防、特に中高年の予防医療や介護状態となることの予防としての各種健（検）診、健康教育、健康相談、訪問指導等、保健事業の充実を図る必要がある。

また、市民の主体的な健康づくりを支援するためには多様な経路からの的確な情報提供が重要である。

市民それぞれに合った生涯を通じた健康づくりを推進するため、市民の参画と社会福祉協議会や医療機関等との連携のもと、

地域で支援する体制を構築する必要がある。

一方、近年の感染症を取り巻く状況は変化し、重症急性呼吸器症候群※（ＳＡＲＳ）や高病原性鳥インフルエンザ等の新興感染症、他に結核等の再興感染症、さらに、腸管出血性大腸菌Ｏ157 等による食中毒、エイズなど感染症の発生、拡大を阻止するための危機管理の観点に立った迅速かつ的確な予防対策が重要となっている。同時に患者等の人権に配慮した対策を進める必要がある。

４．市民の健康づくりの拠点として保健センターが設置されているが、多様化する健康づくりのニーズに対応するため、保健所の建設計画にあわせて整備する必要がある。

５．保健所施設については、保健所、保健センター、環境衛生検査センターの機能を持った総合的な施設を、早期に建設する必要がある。

６．近年、食品の安全性、信頼性を揺るがすさまざまな問題が発生し、食品への不安、不信がかつてないほど高まっている。

こうした状況を背景に、食品の安全性確保に関する基本理念を定め、関係者の責務を明確にした「食品安全基本法」が制定されたところであり、本市においては国及び県との適切な役割分担をふまえ、食品の安全確保の基本的な方針を明らかにするとともに、食品の安全確保施策を総合的・計画的に推進する必要がある。

７．少子・高齢化、核家族化が進行し、動物とともに暮らす気風が生まれ、犬、猫の飼養数が増加している。そうしたなか、近隣とのトラブルや不適正な飼養管理の問題が発生しており、さらに人と動物の共通感染症である狂犬病に対する認識も薄れつつある。そこで、動物愛護精神の高揚を図り「人と動物の共通感染症の予防」を基本とした動物行政を推進する必要がある。

８．近年の高齢化等の要因及び埋葬方法の変更等により、年々火葬件数が増加している。現在の火葬炉は 1982 年（昭和 57 年）に全面改修し、その後部分改修を重ねたが、施設の狭隘と老朽化により新しい施設の建設が必要となっている。

また、現在市営墓地を４か所設置しているが、いずれも供給済みである。核家族化等により、墓地需要は増大しており、これに対処するため公園墓地建設を推進する必要がある。

９．公共下水道等の普及により住環境の整備が進み、衛生害虫の発生源等も市民の協力により減少しつつあるが、健康で明るく住みよい環境づくりのため、今後とも地域の実情にあった防疫活動が必要である。

市立奈良病院

［主要な計画］

１．地域医療体制の整備

医療施設の確保については「奈良県保健医療計画」に基づく奈良保健医療圏のなかで必要病床数を確保し、市民の医療需要における不安解消に努める。

そのため、既存病院の病床の増床と設備充実等に協力するとともに、国から経営移譲を受けて開設した市立奈良病院においては、本市の中核的医療機関をめざし、地域との連携を図りながら、より一層の病院機能の充実に努める。

また、総合医療検査センターにおいて市民の日常の健康増進、疾病の予防や早期発見を行い、市民の保健医療サービスを効果的に提供できる体制を確立する。

２．救急医療体制の整備

本市の救急医療体制は、一次応急診療及び重症患者受け入れの二次及び三次体制を確立し、市民への適切な医療の提供に努めているが、市立休日夜間応急診療所の設備の充実を図るとともに、機能強化のため施設整備を検討する。二次、三次体制についても各関係機関との連携強化による体制整備に努める。さらに、空白時間帯の解消に取り組む。

市立奈良病院では、救急告示病院の認定を受け、病院群輪番制、小児科病院輪番制に参加することにより救急医療体制の整備に努めているが、今後小児救急医療について、国・県の動向を見ながら関係機関と連携・調整を図り、その整備に積極的に取り組む。

３．健康危機管理体制の充実

市民の生命や健康の安全を脅かす危機管理を迅速かつ的確に実施するため、健康危機管理体制の充実を図り、健康被害の発生予防、拡大防止のための職員の資質の向上、情報の収集及び提供に努める。

４．予防対策の強化

市民の感染症予防対策として、乳幼児期における各種予防接種の接種率向上と個別接種への移行に努め、予防接種後の健康状況調査の実施をはじめ相談窓口を充実し、予防対策の拡充を図る。

また、乳幼児における各種の健（検）診受診率の向上を図り、安心して子育てができるよう、母親教室、育児教室等母子保健事業の充実に努めるとともに、中高年の生活習慣病を中心とするさまざまな病気を発病前に防ぐ予防医療や、介護状態となることの予防のため、各種健（検）診、健康教育、健康相談、訪問指導等、老人保健事業の充実を図る。

５．奈良市２１健康づくりの推進

「奈良市２１健康づくり」に基づき、市民が自ら健康に配慮しつつ、生涯にわたって健やかで安全な生活を送ることができるよう、生活習慣改善に対する自主的な取り組みを支援するとともに、保健師等専門職員の確保を図り、健康づくりの推進に努める。

６．疾病対策の充実

結核や腸管出血性大腸菌Ｏ157 等の感染症予防に関する正しい知識の普及啓発に努める。エイズや性感染症については、人権への配慮を行い、若年者への啓発と相談、検査体制の充実に努める。特に結核については、ＤＯＴＳ（直接服薬確認療法）事業を実施し、治療成功率を向上させ罹患率の改善を図る。

また、難病患者等、長期療養を必要とする市民の在宅療養を支援するため、保健・医療・福祉の連携、訪問相談や医療相談の

充実、居宅支援サービスの実施など、地域ケアの充実に努める。

７．精神保健福祉の充実

精神障がい者の自立と社会復帰、社会参加を推進するため、精神保健福祉相談や地域における居宅生活支援体制を充実するとともに、精神保健に関する知識の普及に努める。また、生涯を通じた地域保健福祉支援を充実する。

８．保健センターの整備

疾病予防、健康づくり対策の充実強化を図るため、保健所の建設計画にあわせて、保健センターの整備を図る。

９．保健所施設の整備

地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、保健所施設のすみやかな整備を図る。

10．食の安全確保

食品事業者がその責務を果たし、安全な食品を供給しているか否かを確認するため、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進する。「奈良市食品衛生監視指導計画」の策定にあたっては、案の段階からその趣旨及び概要を公表し、市民から寄せられた意見を参考に案を再検討するなど、情報及び意見交換の促進を図る。

11．人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進

動物が命あるものであることをふまえて、動物の愛護と適正な飼養を図り、人と動物の共通感染症を予防することにより人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進に努める。

12．火葬場・公園墓地の整備

火葬件数の増加や経年による火葬施設の老朽化のため、火葬炉を増設した新火葬場を早期に整備する。

また、核家族化等により墓地需要はますます増大するものと予想されるため、公園墓地の新設を推進する。

［主な事業］

＊救急医療施設・設備の充実
＊病院事業
＊予防接種
＊母子保健事業
＊老人保健事業
＊結核対策事業
＊エイズ対策事業
＊感染症対策事業
＊難病対策事業
＊精神保健福祉対策事業
＊保健センターの整備
＊保健所施設の整備
＊食品衛生等指導
＊動物管理指導対策
＊火葬場・公園墓地の新設

奈良市第3次総合計画 後期基本計画

第3章 環境保全と安心・快適なまちづくり

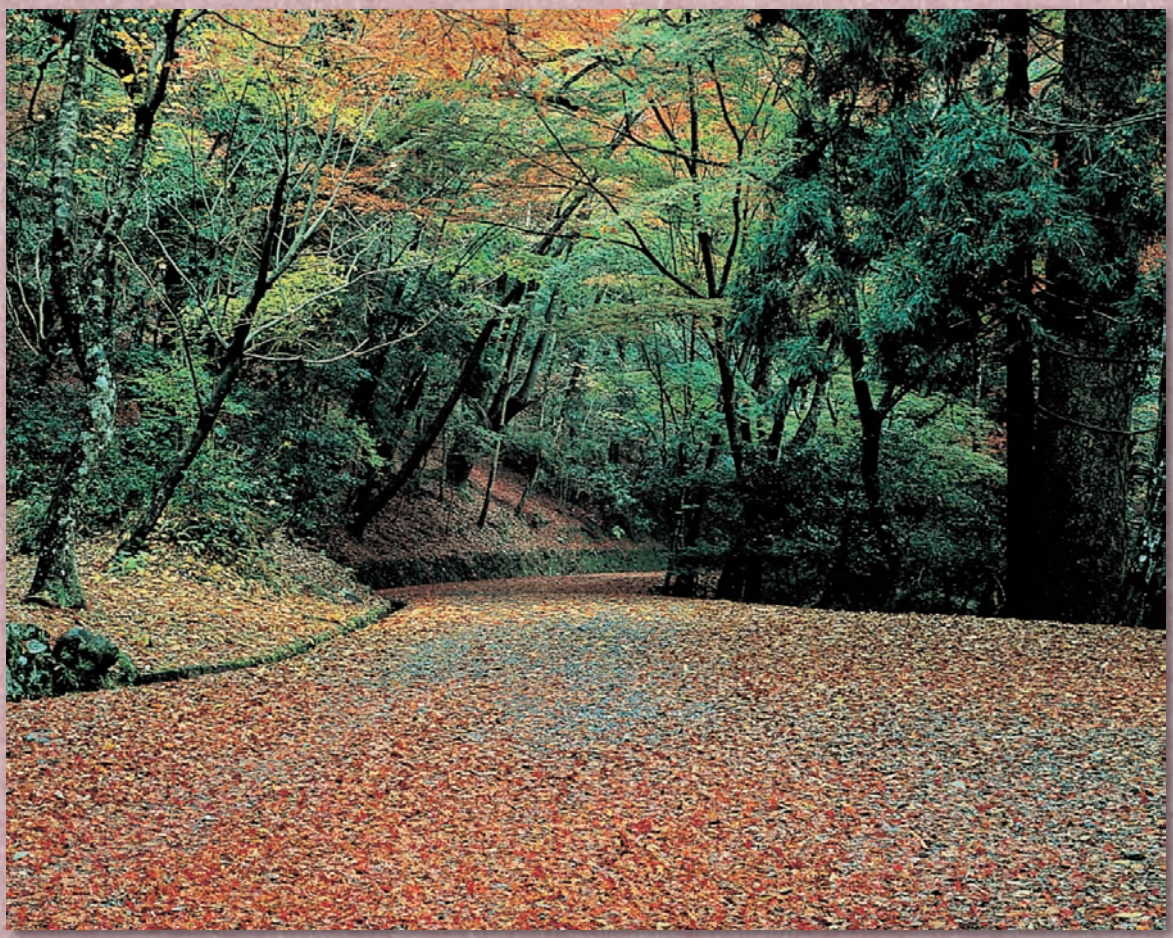

秋の春日奥山

第３章　環境保全と安心・快適なまちづくり

第１節　環境保全

［基本方針］

今日の環境問題は、市民生活や都市活動の地域環境に与える負荷（影響）が増大し、地球温暖化等地球規模で深刻化している。そのため、ライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することが必要である。

世界遺産※をはじめ貴重な歴史的文化遺産を守り、豊かな環境を将来世代に引き継いでいくため、「奈良市環境基本計画」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進する。

［現況と課題］

市民等の日常生活や事業活動が環境への影響を及ぼし、大気汚染、水質汚濁、騒音等の問題、多様な化学物質による影響やアスベスト問題、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊等の地球環境問題までも生じさせる結果となっており、これらの問題への対応が求められる。

このようななか、監視体制の充実、発生源等に対する指導を行うほか、市民等が環境問題に対する関心や理解を深め、一人ひとりが地球規模の視野をもち、積極的かつ互いに連携しあい環境保全行動を行うことが重要である。

そのため、環境学習の推進、市民等への的確な環境情報の提供、市民等すべての主体が参加した推進体制の整備、またアイドリング・ストップの推進をはじめとした地球環境保全行動等、「奈良市環境基本計画」に基づく施策を円滑に推進していく必要がある。

［主要な計画］

１．環境保全行動の推進

市民、事業者、観光客等、行政のすべての主体が、それぞれの立場に応じ、公平な役割分担のもと、アイドリング・ストップ等地球環境も視野に入れた環境保全の行動に自主的、積極的に参加する社会の実現をめざして、「奈良市環境基本計画」の効果的な運用を図る。

２．監視・調査体制の整備

環境検査センターを充実し、監視等の体制の整備を促進するとともに、多様な検査業務に対応するため、環境、衛生部門を統合した検査センターの設置を図る。

事業所等に対する監視、立入り指導を推進し、公害の未然防止に努める。また、アスベスト問題に関して、アスベスト使用建築物等の解体時等の飛散防止、大気中のアスベスト濃度等の測定の充実を図る。

３．環境情報の提供

環境に関する情報を一元的に管理し、ホームページを通じた情報提供を充実する。

４．環境教育の推進

市民、事業者、行政等が主体的に環境保全に取り組む必要があるため、環境保全のための意欲の増進や環境教育を関係機関及び関係部署と連携して推進する。

［主な事業］

＊地球温暖化対策庁内実行計画の推進
＊子ども自然探検隊による体験学習
＊アイドリング・ストップの啓発
＊監視体制の整備
＊環境情報の提供
＊環境教育の推進

◆奈良市環境基本計画　環境施策の総合体系

第２節　環境清美

［基本方針］

環境清美事業は、市民の日常生活において快適な環境をつくりだし、正常な活動を保障していくものとして、都市行政のなかでも特に重要なものである。

健康で快適な市民生活を営むうえで、ごみの適正処理はきわめて重要な課題である。近年、本市ではごみ量が少しずつ減量してきているが、ごみ質の多様化は、適正な処理をますます困難にしている。

資源の大量消費は、地球の温暖化、環境汚染の問題など地球的規模の環境破壊に発展している。このような状況のなかで、これまでの社会のあり方や市民のライフスタイルを見直し、市民生活における資源の循環を確保できるようにすることにより、資源の消費が抑制され環境への負荷の低減が図られた循環型社会の形成を推進できるように、ごみの適正処理体制の整備と省資源、環境保全の観点に立った総合的なごみ処理施策の推進に努める。

また、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ関連個別法が整備されるなか、拡大生産者責任の徹底と３Ｒ［リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）］の推進による循環型地域社会の構築が重要であり、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムの一環として建設資材及び家電、容器包装、自動車、食品廃棄物等のリサイクルを推進し、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展のために分別解体及び再資源化の促進を図る。

そして、清潔で快適なまちづくりのため、地域の環境美化に努める。

し尿処理については、処理施設の適正な運営管理と収集業務の効果的運営、サービスの改善向上を図る。

［現況と課題］

１．消費文化の量的、質的な変化により廃棄物の多様化傾向にあるなか、適正処理困難物、有害危険物等の適正処理システムの確立が必要である。

２．ごみ分別の細分化にともなう市民への分別に対する十分な理解と収集体制の効率化を図るため、分別収集地域のステーション化への理解と協力を求め、既設ステーションの統合化を推進する必要がある。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、再生資源の分別収集の徹底によるリサイクルを促進し、ごみを減量することが必要である。また、効率的な収集体制確保のために収集車両等整備を行い、「地球環境にやさしい」低公害車への転換が求められている。

３．一般廃棄物の中間処理施設としての環境清美工場においては、ごみを安全、安心かつ衛生的に処理し、環境負荷の少ない中間処理施設の運転管理を行うとともに、ごみの処理工程において、選別される資源等の再資源化を図る必要がある。

また、既設の焼却処理施設が稼働後 20 年

から 23 年を経過し、稼働率を上げて焼却能力を補っているが、今後のごみ量の推移、ごみ質の多様化に対応した施設の整備等が必要である。

4．一般廃棄物最終処分場は、2000 年（平成 12 年）から南部土地改良清美事業第２工区（西谷）、また 1988 年（昭和 63 年）から開設している奈良阪緊急時最終処分場の２か所で焼却残さを適正に埋立処分をしている。また、埋立完了した第１工区を含めた処分場及び周辺地域・流域の環境保全並びに防災対策に万全を期すとともに、第２工区（東谷）処分場の整備計画を進める必要がある。

そして、大阪湾圏域に進められている広域最終処分場の「大阪湾フェニックス計画」との整合性も図りながら、今後災害対策時の対応も含めて次期緊急時最終処分場を早急に確保する必要がある。

5．産業廃棄物の総排出量は増加傾向にあるが、減量化、再利用が徐々に進み最終処分量は減少している。2005 年（平成 17 年）１月１日施行の「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づく使用済自動車を含め、産業廃棄物の排出事業者等に対する適正処理の啓発、指導とともに不適正処理の防止のため、監視体制の強化、充実を図る必要がある。

6．産業廃棄物のうち建設資材廃棄物は最終処分量の２割を占めている。「環境への負荷の少ない循環型社会経済システム」としての建設リサイクルを実施、促進するためには、建設資材廃棄物の発生を抑制し、使用された建設資材を再使用し、建設資材廃棄物を再資源化する必要がある。このため、2002 年（平成 14 年）５月 30 日に完全施行された、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」のさらなる実効性を高める必要がある。

7．し尿処理については、処理施設の適正な運営管理と収集業務の効果的運営、サービスの改善向上を図る必要がある。

8．都市全体の美観向上をめざし、市内の主要道路、公共施設、空き地、河川、水路等の美化推進を図るとともに、ごみの不法投棄をなくし、清潔でやすらぎに満ちたまちづくりを地域住民及び関係機関とともに推進する必要がある。

9．国際文化観光都市にふさわしいまちの美観を形成するため、ポイ捨てによる空き缶、タバコの吸いがら等の散乱を防止し、美観の維持増進を図る必要がある。

［主要な計画］

１．適正処理体系の確立

ごみ処理の責任分担及び費用負担の明確化のため、行政、事業者、消費者を含む適正処理体系の確立を図る。

２．ごみ減量とリサイクル運動の促進

ごみは未利用資源であるという観点に立って、再利用の促進と循環型社会の構築のため、廃棄物再生利用施設としてリサイクルセンターの建設を推進するとともに、行政、事業者、消費者がリサイクルの役割を共有する新しい社会システムの確立を図る。

また、廃棄物減量推進委員制度の確立により、廃棄物発生抑制とリサイクル活動の促進を行うとともに、不用品交換制度の整備促進、ものを大切にする運動の展開、過剰包装の追放、生ごみ自家処理の促進等によるごみ減量化を図る。

３．啓発活動の推進

ごみの減量化、資源化並びに適正処理の推進について、市民や事業所の協力を得るため、積極的な啓発活動を展開する。しみんだよりによる広報のほか、パンフレット、啓発ビラの作製、啓発ビデオ等の貸出、ホームページの充実等、各種広報媒体を用い、報道機関の協力を得て、啓発活動を行うとともに、ごみを考えるイベントの開催や学校教育、社会教育の場等あらゆる機会をとらえて、多面的、効果的な啓発活動を展開する。

４．分別収集体制の整備

市民の理解と協力のもと、再生資源分別収集を推進し、リサイクルの促進により、ごみの減量を図る。また、収集業務の効果的運営に努めるため、さらなるステーションの拡充と車両整備の充実、低公害車への転換を図る。

５．中間処理施設の整備

ごみ量の増加、ごみ質の多様化に対応するため、中間処理施設については、循環型社会形成推進を図るためごみ焼却施設については、2010 年度（平成 22 年度）を目標に用地を確定し、建設にともなう諸問題の調整・整理を行いすみやかに建設工事に着手する。新施設は焼却処理に全面的に依存しない中間処理方法や、熱回収システム等の導入もあわせて検討を行う。

６．最終処分場施設の整備

次期緊急時最終処分場の確保並びに「大阪湾フェニックス計画」に参画する。

最終処分場施設の整備を推進するとともに、跡地についても利用を図る。

７．産業廃棄物の適正処理の確保

産業廃棄物の適正処理を確保し、不法投棄等不適正処理を未然に防止するため、排出事業者等に対して積極的な啓発、指導、監視パトロールの強化、充実を図る。

８．建設リサイクルの促進

「建設リサイクル法」に基づき、建設工事で使用したコンクリート、コンクリートや鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材は現場で分別し、再資源化することが義務づけられ、法の周知、届出の啓発、パトロールによる分別の監視を図る。

９．し尿処理施設の適正管理・収集業務の充実

し尿処理施設は周辺地域の環境保全に配慮しながら、適正な運営管理を行う。

その施設内の汚泥再生処理施設は、し尿処理の過程から発生する汚泥に生ごみを加えて堆肥へとリサイクルする施設であり、その堆肥は、緑地への還元が図られる。

10．環境美化活動の推進

清潔で快適なまちづくりを実現するため、市民の理解と協力を得て、主要道路の清掃、町内自主清掃後のごみ収集、バス停留所のごみかご、吸いがら入れの管理と収集、空き地の適正管理指導などの環境美化事業を推進するとともに、環境美化に対する市民意識の向上を図る。

◆ごみ処理の現況

	焼却処理量(t)	埋立処理量(t)	スクラップ(t)
2000年	113,776.99	24,998.56	3,346.34
2001年	114,796.34	25,011.20	3,634.94
2002年	110,732.37	25,555.97	3,483.84
2003年	104,419.47	23,063.28	2,763.54
2004年	99,143.05	21,191.70	2,762.61

11. 一般廃棄物の不法投棄規制強化

美しい町並みにするため、家庭ごみの収集ルールを守らない行為、また、ごみ集積所、コンビニエンスストア、駅等のごみ箱の周辺、河川、道路等において増加する不法投棄等のごみの対策として、地域住民やNPO※等と連携した地域美化清掃活動の強化、充実を図るとともに住民モラルの問題として啓発活動の充実に努める。

12. ポイ捨ての防止

「奈良市ポイ捨て防止に関する条例」に基づき、空き缶やタバコの吸いがら等のポイ捨てによる散乱を防止し、かつ市民や観光客等のポイ捨て防止意識の向上を図るため、継続的に啓発を行い、また、歩きタバコの規制等効果的な対策を講じ、世界遺産をもつ国際文化観光都市にふさわしいまちの美観の維持増進に努める。

［主な事業］

＊ごみ処理費用負担の適正化
＊市民・事業所への減量・分別についての啓発
＊循環型社会形成推進を図るための施設建設
- 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画の策定
- 新焼却施設建設（熱回収施設、灰溶融施設）
- 粗大ごみ破砕処理施設建設
- リサイクルセンター建設
- その他プラスチック減容処理体系の施設整備

＊緊急時最終処分場の確保
＊土地改良清美事業の推進
＊産業廃棄物の監視パトロール
＊建設及び開発工事にともなう建設リサイクルのパトロール
＊ポイ捨て防止啓発キャンペーン

◆循環型社会形成推進基本法による循環型社会のイメージ

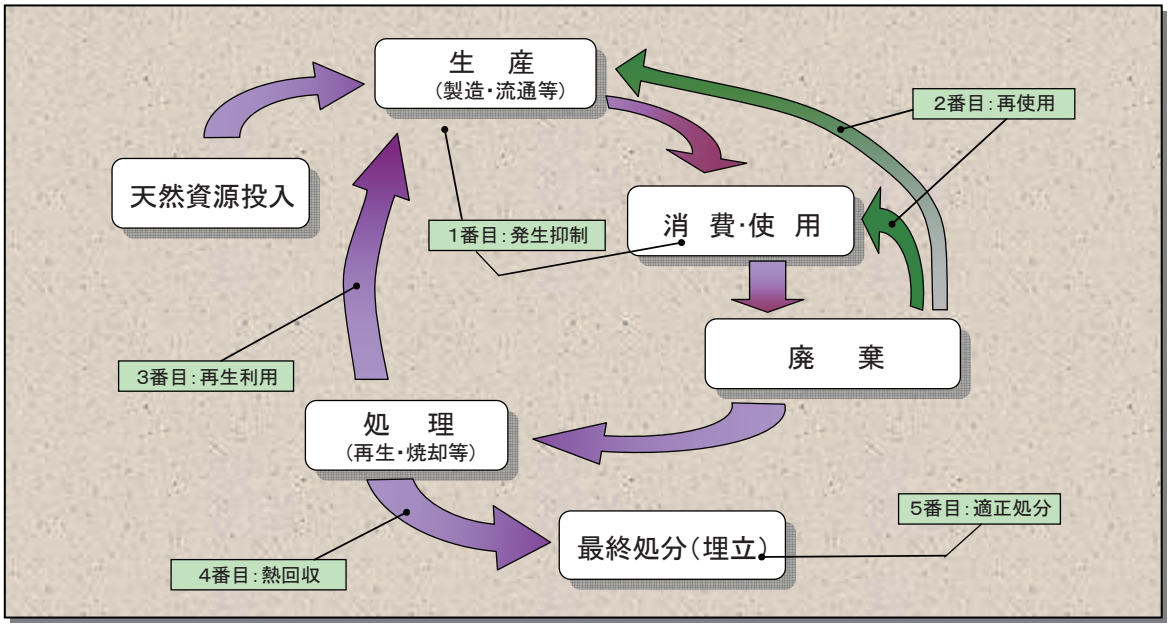

第３節　土地利用計画

［基本方針］

本市は、国際的にも優れた文化観光資源を有する都市、大阪都市圏の居住機能を分担している住宅都市、緑豊かな自然環境を有する都市といった多様な性格を持つ都市であり、それぞれの特性を活かしながら、都市としての調和と均衡を図ることが行政の基本的課題である。

そのため、保存と開発の調和を基本に市街化の動向や土地の自然条件のもと土地利用に一定の秩序を持たせ、全市にわたって計画的な土地利用を図る。あわせて、多様化する市民ニーズに適切に対応し、ゆとりと豊かさを実感できる個性的で快適な都市づくりを進めていくため、市民参加による市民と行政が一体となったまちづくりを推進する。

［現況と課題］

１．地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりを推進していくために、地域固有の自然、歴史、生活文化、産業などの特性をふまえ、まちづくりのための将来ビジョンを明らかにするとともに、その実現のための基本的な方向、整備方針などの考え方を総合的に定めた「都市計画マスタープラン」を2002 年（平成 14 年）12 月に策定した。今後、社会情勢の変化等に的確に対応するためには見直しが必要になる。

２．「都市計画法」に基づく本市の都市計画区域は「大和都市計画区域」の一部として1970 年（昭和 45 年）に指定された（現月ヶ瀬、都祁地域は除く）。また都市計画区域内においては無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を形成するため市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という）を都市計画区域の指定と同時に決定し、以来４回の見直しを行った。

現在の市街化区域は、中央市街地ゾーン・西北部ゾーンの大部分及び中部ゾーン・南部ゾーンの一部を包括する区域であり、その面積は市の行政面積の約 17％を占め、総人口の約 86％が集中している。

今後、歴史的文化遺産をまちづくりの核と位置づけた国際文化観光都市として、また、住宅都市として各地域に即した土地利用の誘導が必要である。

一方、市街化調整区域は、東部ゾーン全域及び中部ゾーン・南部ゾーンの相当部分、その他のゾーンの一部を含む区域であり、貴重な文化遺産を有する地域や優良な農用地の地域については引き続きその保全を図り、過疎化が進行しコミュニティの維持、地域の活性化のうえで土地利用を必要とする地域については、市街化を抑制しながら、農林業との調和に配慮しつつ、社会情勢や市民ニーズに対応した土地の有効利用を図る必要がある。

また、月ヶ瀬、都祁ゾーンについては、現在、都市計画区域外であるが、本市の一体性を確保するため、都市計画区域の指定については、市民の意向をふまえ、「新市建設計画」に基づき適切な土地利用を誘導する必要がある。

３．用途地域の指定は、用途の異なる建築物

の混在を避けるため市街化区域全域を対象とし、1972 年（昭和 47 年）に７種類の用途地域が指定されて以来、現在まで 17 回の変更を行っており、用途地域の種別が 12 種類に細分化された 1996 年（平成 8 年）以降は 11 種類の用途地域を指定している。これらの指定については、国際文化観光都市として健全な土地利用を誘導するために基本的な方向性を示すもので、本市の商業、業務の中心である中央市街地ゾーンや主要な鉄道駅周辺は商業地域に、西北部ゾーン等の戸建て住宅地は第１種低層住居専用地域に指定し、地域の現況及び将来像に応じた用途地域を定めている。

今後も、土地区画整理事業等の実施により土地利用に変更が生じる地域については、周辺の土地利用の状況を勘案して、適正な用途地域への見直しを行う必要がある。

４．高度地区の指定は、市街地の環境を維持するため、用途地域の第１種、第２種低層住居専用地域以外の地域を対象とし、1980 年（昭和 55 年）に４種類の高度地区が指定されて以来、地域の活性化に配慮するとともに景観保全と調和のとれた高度地区の運用を図るため、種別規制を８種類への変更も含め、用途地域の見直しと連動しながら現在まで 14 回の変更を行っている。

今後とも、用途地域の見直しに連動しながら、奈良県の高度地区運用ガイドラインに基づき、景観保全と活性化の調和のとれた高度地区の見直しを行う必要がある。

５．高度利用地区の指定は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、ＪＲ奈良駅周辺等を指定している。

今後も、主要駅周辺や複合都市機能の集積を図るべき区域においては、歴史的、自然的景観の保全に配慮しながら積極的に高度利用地区を指定する必要がある。

６．地区計画※制度の導入は 1988 年（昭和 63 年）以来、市街地開発事業及び民間宅地開発事業などが行われる地区や、将来にわたって良好な居住環境を保全しようとする地区など１８か所において行っている。

今後も、地域の特性を活かした計画的なまちづくりを進めるとともに住みよい生活環境を守り、育てていくために住民参加による同制度の積極的な導入を図る必要がある。また、市街化調整区域においては、市域における均衡のとれた都市の発展をめざして、地区計画制度を適切に活用する必要がある。

７．住みよい魅力あるまちづくりの推進は、市民相互そして市民と行政との信頼、理解、協力に基づいて取り組んでいくことが重要であるが、これまでは市民主体のまちづくりよりも行政主導型のまちづくりが中心であった。今日、市民のまちづくりへの参加意識の高まりがみられ、自主的なまちづくり活動が展開されようとしている。このため、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの推進と、市民が積極的に参加できる魅力ある地域づくり活動を支援する独自のまちづくり支援制度の充実を図っていく必要がある。

８．用途地域、高度地区等の指定だけでは多様な建築物が混在し、良好な環境を形成、保全することが困難な場合もあることから、地域の特性を活かした健全な土地利用と建築物とを一体的に計画する手法として、地区計画並びに建築協定※制度を導入し秩序ある快適なまちづくりを図る必要がある。

９．広い面積に多くの通称町名を有した公称町及び町界が錯綜して住所がわかりにくくなっていた公称町を中心に整備を行い、2006 年（平成 18 年）１月１日現在住居表示 227 町、町界町名 135 町、計 362 の

新町の設定を行った。
住居表示及び町界町名整備事業の推進にあたり、住民の理解と協力を得て、引き続き整備を行う必要がある。

10．土地の境界を明確にし、土地取引の活性化や公共事業などを円滑にするため、月ヶ瀬地域と都祁地域において、1980 年（昭和 55 年）から「国土調査法」に基づく地籍調査事業を開始した。月ヶ瀬地域は１９９８年度（平成 10 年度）に調査事業が完了し、現在都祁地域で調査事業を継続中であり、今後も計画的に実施していく必要がある。

［主要な計画］

１．計画的な土地利用等

「都市計画マスタープラン」に基づき、地域ごとの土地利用や都市施設等の整備を計画的に推進し、総合計画等の上位計画と整合をとる必要が生じたときには「都市計画マスタープラン」の見直しを行う。
なお、市街化調整区域内の既存コミュニティの維持や地域活性化等の課題に対応するため、市街化の抑制に重点を置いたこれまでの土地利用の視点に新たな計画的視点を加え、地域の実情に応じた「保全」と「活用」のメリハリのある効果的な土地利用施策の運用を図る。
また、月ヶ瀬、都祁ゾーンについては、現在、都市計画区域外であるが、本市の一体性を確保する必要があり、また両地域の特性をふまえた機能的相互補完による発展をめざす。

２．区域区分の見直し

長引く景気の低迷、少子・高齢化の進行、人口減少社会の到来など、これら社会経済情勢等の変化や地域特性などを考慮して、農林業との調和を図りつつ、地域の実情に即した健全な都市の発展が図れるよう現行の区域区分の見直しを検討する。

３．用途地域の見直し

用途地域は、基本的に現行の指定を維持し、土地利用の動向や社会情勢等の変化により変更の必要が生じた場合は、区域区分の定期見直しにあわせて見直しを図る。また、多様な住まい方のニーズに応えるため、建築物の密度構成の変更が必要となる第１種、第２種低層住居専用地域や土地区画整理事業等の計画的土地利用を図る必要性が生じた地域等については、必要に応じて随時、用途地域の見直しを図る。

４．高度地区の見直し

本市固有の自然的、歴史的景観の保全、地域の活性化対策を考慮した市街地環境を形成するとともに、土地利用の増進を図るため、第１種、第２種低層住居専用地域を除く用途地域について、必要に応じ高度地区の見直しを図る。

５．高度利用地区の設定

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、一定水準以上の土地の高度利用を図る必要がある地域もしくは市街地再開発事業区域については、高度利用地区を設定する。

６．地区計画制度の導入

市街化区域では、良好な住宅地としての環境を保全する地区、また魅力ある商業地の形成を図る地区については、住民参加による地区計画制度を導入していく。
また、相当規模の宅地開発事業、土地区画整理事業等が行われる地区等については、都市基盤の整備や生活環境を保全するため、権利者の合意を得ながら地区計画制度を導入

していく。

市街化調整区域においては、無秩序な開発を防止するとともに、地域の活性化、定住施策、観光地周辺の観光関連施設の誘致、市街化区域隣接地や幹線道路沿線における土地利用の整序等、必要な地域について地区計画制度の導入を図る。

７．住民参加のまちづくり活動の推進

住民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進し、住民がよりよい地域づくりをめざし、自主的に進める身近なまちづくり活動に対して、まちづくり支援制度の活用によるアドバイザー・コンサルタントの派遣並びにまちづくり活動費への補助など、最も適した支援を行うことにより住民参加のまちづくりの実現を図る。また、まちづくりに興味をもった個人が学習できる場の提供やまちづくりリーダーの育成など新たな支援の充実を図る。

８．宅地開発指導

無秩序な市街化が進むことにより、住みよい居住環境が損なわれ、種々の弊害をもたらすこととなるため、「都市計画法」「宅地造成等規制法」及び「奈良市開発指導要綱」等の適切な運用に基づき、道路、公園等の公共公益施設を整備し、周辺市街地と調和のとれた健全な市街地の形成を図る。

９．建築指導

良好な町並みを形成するために、地区計画制度の積極的な推進を図るとともに、地区計画制度が導入された区域については、実効性を高めるため「奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定する。

また、その他の区域については、周辺の環境に調和し安心して住める健全なまちづくりを目的として、住民の理解のもとに建築協定制度の積極的な推進を図る。

10．住居表示等による整備促進

町名一元化の一環として、広大な面積を有し通称町名が多く存在する公称町や要望のある地域を中心に、住居表示及び町界町名整備を実施していく。

11．地籍調査の推進

道路、下水道の整備や駅前再開発を実施する場合の事前調査及び測量を円滑に進め、また地震、土砂崩れ、水害などの災害が起こった場合の迅速な復旧作業を行うため、あるいはきめ細やかなまちづくり計画を推進するために「国土調査法」に基づく地籍調査を計画的に実施していく。

［主な事業］

＊地域地区の見直し及び設定
＊地区計画制度
＊まちづくり支援制度
＊建築協定制度
＊住居表示及び町界町名整備
＊国土調査法による地籍調査

第４節　市街地整備

［基本方針］

本市の市街地については、次世代に向けての都市活動や産業の拠点を育成するため、都市核の形成をめざし、土地の合理的かつ効果的な活用を図り、秩序ある市街地整備を行う。

特に都市拠点となる主要駅周辺地区において駅前広場の整備、商業、業務施設の導入等を含めた多様な都市機能の充実を図り、活力に満ちた快適な地域づくりを推進する。

市街地周辺部ではスプロール化を防止し、安全で秩序ある住宅地の形成を促進するため、整備手法等の検討を行い、土地区画整理事業、地区計画制度等の活用により計画的な市街地整備の推進を図る。

また、木造住宅の密集等により住環境の整備が必要な区域については、安心して生活できる都市基盤整備の推進、土地利用の増進等を図ることにより、快適で良好な住環境の形成を推進する。

［現況と課題］

１．ＪＲ奈良駅周辺は、鉄道施設等の移転を契機として都市基盤の整備を進めており、駅西側では既に、コミュニティ住宅、区画道路、駅前広場、西口地下駐車場、市街地再開発ビル（第一街区）、なら 100 年会館などが完成するとともに、ＪＲ奈良駅西口改札口も開設し一定の進展をみている。

今後は、駅周辺の土地利用を促進し、ＪＲ線の連続立体交差事業との整合を図り、まちづくりを推進する必要がある。

２．ＪＲ奈良駅南地区は、ＪＲ関西線、桜井線の通過及び都市基盤施設の不足等により、土地利用が著しく阻害されている。ＪＲ奈良駅周辺地区の整備計画とＪＲ線の連続立体交差事業との整合を図り、都市基盤施設の整備、改善を行い、整然とした市街地を形成し、土地利用の効率化を進め、良好な住宅地を形成する必要がある。

３．近鉄西大寺駅は、鉄道の重要な結節点であるとともに、その周辺は関西文化学術研究都市の「平城宮跡地区」に隣接しており、また、奈良市の西部市街地と中央市街地の接点にあるといった立地上の特性をもっている。しかしながら、同駅北地区は、駅前広場、道路などの公共施設が十分整備されておらず、土地利用も商業施設、共同住宅、駐車場等が混在し、まちとしての一体性に欠けており、道路交通、都市防災等についてもさまざまな課題をかかえている。

整備が進むＪＲ奈良駅周辺

４．近鉄西大寺駅南地区は、交通至便であるため市街化の進行が顕著であり、ミニ開発等によりスプロール化の様相を呈している地域であった。また、当地域の大部分は農地であり基幹的な公共施設が全く整備されていなかったため、都市的土地利用が阻害されていた。

このため、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業により、地区の基盤整備が進むなか、多くの住宅等が建設されている。引き続き幹線道路や駅前広場等の都市基盤施設の整備、改善を行い、良好な市街地形成を図るとともに商業、業務活動を活性化する土地利用を誘導し、緊急かつ計画的に整備を行う必要がある。

５．近鉄富雄駅北地区周辺は、駅前広場や道路等の基盤整備が脆弱であり、防災面においても課題がある。

６．近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区は、本市の西北部ゾーンの北西部における新たな拠点となる地域である。このため、駅を中心に、広域的都市機能をあわせもつ良好な市街地形成を図る必要がある。

７．近鉄西ノ京駅周辺は、薬師寺、唐招提寺等の社寺と集落地を中心に、周辺には農地が広がり、県道奈良大和郡山斑鳩線以西の地区で集落の密度が高く、近鉄橿原線までの地区は風致地区、歴史的風土保存区域に指定されている。

また、駅西側の地区については、第１種低層住居専用地域で住居系の土地利用が図られている。

特に駅周辺においては、道路が近鉄橿原線と平面交差し、また、道路幅員が狭隘なため、一方通行などの規制がなされており、自動車交通の円滑な処理や安全な歩行者空間の確保が課題である。

また、世界遺産に登録された薬師寺、唐招提寺を中心とする地区は、良好な歴史的景観を形成し地区の観光資源となっているが、これら世界遺産を結ぶ回遊軸としての滞留性、安全性等さまざまな面で基盤整備が必ずしも確立しておらず、環境、景観保全も含め地区にふさわしい調和のとれたまちづくりが望まれる。

８．近鉄あやめ池駅周辺は、自然環境に恵まれ閑静な住宅地として発展し現在に至っている。駅北地区については遊園地をとりまくように住宅地の開発がなされたが、2004 年（平成 16 年）に「あやめ池遊園地」が閉園され、跡地を活用した新しいまちづくりが求められている。

一方、駅南地区については旧来からの商店街が軒を並べているが、郊外型の大規模商業施設による影響を受け沈滞している。特に地区内の道路は狭隘で鉄道による分断もあり、幹線道路とのネットワーク化がなされておらず、防災機能の強化をあわせた基盤整備について検討を行う必要がある。

［主要な計画］

１．ＪＲ奈良駅周辺地区整備

「新都市拠点整備事業総合整備計画」や連続立体交差事業との整合性を図りながら、道路、公園等の基盤整備を行う。

また、駅周辺は本市の玄関口として、商業、業務、広域的文化施設を備えたにぎわいのあるまちづくりを展開していく。

２．ＪＲ奈良駅南地区整備

ＪＲ線の連続立体交差事業との整合を図りながら、土地区画整理事業により良好な市街地整備を図る。

３．近鉄西大寺駅北地区整備

近鉄西大寺駅北地区においては、駅前周辺の慢性的な交通渋滞の緩和と防災上の観点から駅前広場、道路等の都市基盤の整備を推進し、土地利用と地域経済の活性化を図る。

４．近鉄西大寺駅南地区整備

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業により、幹線道路の整備、駅前広場の設置など都市基盤の整備・改善を行い、ターミナル機能の強化、道路交通の円滑化を図る。また、商業、業務機能を強化し、地域特性に配慮した魅力ある都市景観を形成するための公共施設整備を総合的に行い、うるおいのある地域社会の形成と地域経済の活性化を図ることにより、本市の副都心にふさわしい市街地整備を図る。

５．近鉄富雄駅北地区整備

近鉄富雄駅北地区の公共施設等の基盤整備については、その手法を検討する。

６．近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区整備

近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区においては、土地区画整理事業等により地区内の基盤整備を行い、商業、業務、住宅及び文化機能を備えた個性豊かで魅力ある市街地の形成を適切に誘導し、関西文化学術研究都市と連携した地域拠点として総合的整備を図る。

７．近鉄西ノ京駅周辺地区整備

自動車交通の円滑化や環境負荷の軽減を図るための外周道路の整備、世界遺産への環境、景観整備とあわせた快適な歩行者空間を創設するため、身近なまちづくり支援街路事業（歴史的みちすじの再整備、駅前広場の整備等）の活用を図る。そのため、地元及び関係機関で構成する計画策定協議会において1991年（平成３年）に策定された「文化観光保存地区整備計画」のフォローアップ及び実現化に向けた整備プログラムの策定を行い、駅周辺整備を計画的に推進する。

８．近鉄あやめ池駅周辺整備

近鉄あやめ池駅北地区については、あやめ池遊園地の跡地を活用し、道路等の公共施設をはじめ、自然環境を活かした公園等の整備を含めたまちづくりを誘導する。

近鉄あやめ池駅南地区については、商店街の活性化と都市機能の向上をめざし、地元住民及び商店街との調整を図りながら、道路等の公共施設整備について調査、検討を行う。

［主な事業］

＊土地区画整理事業（ＪＲ奈良駅南地区、近鉄西大寺駅南地区）
＊駅周辺地区整備（ＪＲ奈良駅周辺地区、近鉄西大寺駅北地区、近鉄富雄駅北地区、近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区、近鉄西ノ京駅周辺地区、近鉄あやめ池駅周辺地区）

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業

第５節　交通体系

［基本方針］

世界遺産を含む歴史的風土と自然環境が調和した本市では、安心で快適なまちづくりをめざして、交通渋滞の緩和、交通サービスの質的向上を図り、合併にともなう各種公共施設へのアクセスを確保するため、バス路線を中心とする公共交通機関の総合的整備を推進する。また、リニア中央新幹線の早期実現に向けた取り組みを進める。

［現況と課題］

１．全国レベルでは各種の交通体系の整備が着実に進んでいるが、本市における広域的高速交通体系は未整備であり、一日交通圏の構築といった主要都市間の日帰り交流を促進するため、京奈和自動車道の早期完成が望まれる。また、リニア中央新幹線の建設と本市内における停車駅の設置に向けて、関係機関と連携を図りながら推進していく必要がある。

２．関西文化学術研究都市の整備にともない、鉄道輸送力の増強が課題となっており、2006 年（平成 18 年）３月に開通するけいはんな線の近鉄高の原駅への延伸を早期に実現する必要がある。また、ＪＲ線についても、輸送力の増強を図る必要がある。

３．本市は、歴史的文化遺産と自然環境に恵まれている。

市民や観光客等が安全で快適に利用できる公共交通機関の利便性を高め、自動車の排出ガス等から歴史ある文化遺産と自然を守る取り組みが必要である。

４．モータリゼーションの進展にともなう車両保有台数と運転免許人口の増加によって、通勤、通学時間帯と観光シーズンには、鉄道駅周辺をはじめ、市内各所、奈良公園周辺の観光地で駐車場不足と違法駐車による交通渋滞が起き、市民生活に影響を及ぼしている。

交通渋滞の要因である違法駐車、駐車場対策、交差点処理等の整備充実により、交通渋滞の緩和を図る必要がある。

５．本市における鉄道と道路の交差状況は、一部区間を除き平面交差となっていることから、交通の円滑化、安全性の確保並びに地区の一体化を図るうえで弊害となっているほか、良好な市街地形成の阻害要因ともなっており、鉄道の立体化事業を関係機関の協力のもとに進める必要がある。ＪＲ奈良駅周辺においては、既に事業化が図られ周辺の整備事業と併せて進められている。

６．近鉄奈良駅周辺は、1970 年（昭和 45 年）の大阪万国博覧会開催にあわせて近鉄奈良線の地下化が図られ、大宮通り線並びに現在の駅前広場、バス停留所等の整備が行われた。その後の人口増加にともなう鉄道及びバスの利用者増加や、周辺商業施設への利用者の増加もあり、整備後 35 年を経た駅周辺は人や車が交錯し、円滑な交通処理と交通結節点としての機能強化が求められる。

一方、近鉄西大寺駅付近においても踏切による交通遮断により周辺道路の交通渋滞が著しく、鉄道と道路の立体化が望まれる。

また、近鉄学園前駅北口においても、駅周辺の円滑な交通処理とともに交通結節点機能の強化を図るための再整備等が求められている。

7．合併により新市としての一体感を醸成し、各種公共施設へのアクセスを確保するため、バス路線の整備を行った。今後、都祁地域においては生活の利便の向上をはかるため交通手段の検討が必要である。

［主要な計画］

1．高速交通体系の整備

リニア中央新幹線については、建設促進期成同盟会において、他の府県や市町村との連携のもと、本市域の通過とともに市内における停車駅設置について、関係機関に対し積極的な誘致活動を行う。

2．鉄道輸送力の増強

近鉄奈良線の混雑緩和と市北部地区の人口増加にともなう鉄道輸送力の増強を図るため、けいはんな線の近鉄学研奈良登美ヶ丘駅から近鉄高の原駅への延伸について関係機関に要望していく。

また、JR 線の複線電化等輸送力の増強について、関係機関とともに要望していく。

3．ひと・まち・環境にやさしい取り組みの充実

市民生活と観光客の交通手段としての公共交通機関の利便性を高め、地域交通の改善を図るため、観光推奨バスの推進や人と環境に配慮した CNG（天然ガス）車を導入する。

環境にやさしい自動車利用運動の一環として、毎月 20 日を「ならマイカーひとやすみデー」として自動車利用自粛を呼びかけ、通行車両を少なくする取り組みを継続する。

4．交通渋滞の緩和

違法駐車対策、右折レーンの設置と延長、パークアンドバスライド及び放置自転車の有効利用のサイクルライド等により、日常交通の円滑化と観光シーズン中の交通渋滞の緩和を図る。

また、「奈良市における駐車施設整備に関する基本計画」に基づき駐車施設の適正な整備を図るため、駐車場整備地区の拡大を検討する。「奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」に基づき必要な駐車場の設置を促進する。

完成間近の学研奈良登美ヶ丘駅周辺

５．連続立体交差事業の推進

ＪＲ奈良駅周辺地区の市街地整備事業とあわせて、当地区を本市の玄関口にふさわしいまちとするため、踏切を除却し、鉄道で分断された市街地を一体化するＪＲ関西線、桜井線の連続立体交差事業を、関係機関との連携のもと 2010 年（平成 22 年）の完成をめざして推進していく。

６．主要駅の交通結節点機能の強化

近鉄奈良駅周辺及び近鉄西大寺駅周辺、近鉄学園前駅北口については、駅周辺における交通渋滞の緩和やバス停留所の集約、乗り換えの利便性の向上、歩行者空間のバリアフリー化など、交通環境の改善に向けた現況の調査及び整備方針について関係機関とともに検討を行うものとし、特に近鉄西大寺駅周辺については、南北を結節する手法についての検討も行う。

７．合併にともなう公共交通機関の整備

都祁地域においては、公共施設、金融機関及び商業施設等への交通手段を確保し、生活の利便性を図るため、コミュニティバスを導入する。

［主な事業］

＊リニア中央新幹線誘致の要望
＊けいはんな線延伸の要望
＊公共交通移動円滑化事業
＊パークアンドバスライド・サイクルライド
＊ＪＲ奈良駅付近連続立体交差事業
＊近鉄西大寺駅周辺交通結節点改善事業
＊コミュニティバス導入事業（都祁地域）

撤去前の大宮跨線橋

連続立体交差事業の完成予想図（大宮跨線橋付近）

第６節　道路

［基本方針］

道路は、自動車、歩行者などの利用に供する交通機能、災害時における避難路、救援路、災害遮断としての機能、上・下水道等の供給処理施設を収容する空間機能等の広域かつ多面的な機能や効果をもち、都市環境づくりの最も基本となるものであり、その整備水準は市民生活と経済活動を直接左右する。このため、広域道路網の整備並びに「新市建設計画」における国道、県道の改良や奈良東部広域営農団地農道整備について要望していくとともに、都市計画道路の整備を積極的に推進する。また、市民の日常生活の基盤となる生活道路についても、市民の利便性と安全性を考慮した道路整備を推進する。

［現況と課題］

１．本市の幹線道路網は、南北方向の国道24号、169号と、東西方向の第二阪奈有料道路、国道25号、369号、308号を主軸に主要地方道等により形成されている。

高規格幹線道路として計画されている京奈和自動車道は、国道24号等の渋滞緩和を図るとともに本市の南北交通が強化され、広域的にも既存の高速自動車道及び主要国道とネットワークが形成され、近畿大都市圏での時間短縮が図られることから、早期整備が望まれる。

また、これにあわせた本市の都市計画道路網の見直しも必要である。

２．本市の都市計画道路は、2003年度（平成15年度）現在で計画決定済延長１６１．２９km に対し、整備率が48%となっている。そのため、計画的な整備促進を図る必要がある。

３．本市の生活道路は、昔ながらの幅員の狭い道路が多く、交通事情が悪化したり、また歩行者の安全性を欠く道路が多い。

また、昭和40年代から50年代に開発された団地が多くこの舗装道路の損傷が著しいため、市民生活に支障をきたしている。そのため生活道路の新設、改良を進めるとともに、舗装道路の改修や橋梁の耐震化を図る必要がある。

４．「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録されたことから、その周辺地域の電線類を地中化し、景観整備を図るとともに、「ならまち」の町並み保存区域についても、重点箇所として地中化や無電柱化を促進する必要がある。

［主要な計画］

１．広域自動車道路の整備及び都市計画道路網の見直し

高規格幹線道路網整備の一環として進められている京奈和自動車道の早期完成に向け、2000年（平成12年）に設立された「奈良市京奈和自動車道整備促進協議会」を中心に市民レベルの促進運動を展開し、関係機関に働きかけていく。また、京奈和自動車道大和北道路区間のルート決定とあわせて、奈良市における都市計画道路網の見直しを行う。

２．都市計画道路の整備促進

都市計画道路の整備率を向上させるため、計画的な整備促進に努め、事業の進捗を図る。市域の主要な幹線道路として、大和中央道等の早期完成をめざした整備促進を図るとともに、地区幹線道路として、近鉄西大寺駅周辺整備にともなう西大寺阪奈線及び西大寺一条線、ＪＲ奈良駅周辺整備及び連続立体交差事業にともなう大宮三条本町線及び油阪佐保山線、学園前周辺地区の交通緩和対策として奥柳登美ヶ丘線の整備促進を図る。

また、シンボル道路としての三条通りの整備を推進するため、三条線の拡幅整備促進を図る。

３．生活道路の新設、改良促進

生活道路の新設、改良整備を積極的に促進する。また、「新市建設計画」における道路網の整備として中ノ川・梅美台線、一本松小倉線の道路新設事業及び月ヶ瀬地区梅林整備事業（梅林周遊道路）を推進する。

４．電線類の地中化と無電柱化の促進

世界遺産に登録された薬師寺、唐招提寺を中心とする西ノ京周辺地域、東大寺周辺地域、元興寺を中心とする奈良町都市景観形成地区、また、観光都市奈良のメインストリートである三条通りの４か所について、電線類の地中化を促進し、その周辺については無電柱化を図り、世界遺産をもつ都市にふさわしい景観整備を図る。

［主な事業］

＊京奈和自動車道整備促進
＊都市計画道路整備
＊道路新設・改良
＊電線類地中化並びに無電柱化

都市計画道路芝辻大森線

第７節　交通安全

［基本方針］

自動車交通は、市民生活において大きな役割を占めている。交通事故のない安全で快適に暮らせるまちをめざし、交通安全施設の充実、交通安全教育の推進、安全運転意識の向上等人命を大切にする交通安全対策の充実を図る。

また、駅前の美観を損ない、歩行者の障害となる放置自転車対策に取り組むとともに、違法駐車追放等の啓発活動を推進し、安全で快適な交通環境の充実を図る。

［現況と課題］

１．本市では幅員の狭い道路が多く、歩道も十分整備されていない。そのため歩行者の安全性を高め快適な歩道整備を進める必要がある。

２．市民一人ひとりが歩行者、自転車利用者、自動車運転者等として社会において交通ルールとの関わりをもっている。

幼児から高齢者にいたるまで、交通社会の一員として日常生活から正しい交通ルールと交通マナーを守ることを普及実践するため、交通安全教育の充実を図る必要がある。

３．本市の運転免許人口、車両保有台数は年々増加しており、交通事故の発生については、厳しい状況にある。

交通事故とこれによる死者を減少させるため、安全運転の意識を向上させる必要がある。

４．自転車、ミニバイクは、便利で手軽な乗り物として市民生活に密着しているが、その利便性ゆえに無秩序な放置の原因となっている。

環境にやさしい乗り物であるはずの自転車が、まちの美観をそこね歩行者の障害になっているのが現状である。自転車等を正しく利用して、「ひと・まち・環境」にやさしい安全で快適な生活環境を実現する必要がある。

［主要な計画］

１．歩道空間と道路環境の整備

歩道整備においては、子どもや高齢者、障がい者等だれもが安全で快適に利用でき、ゆとりとやすらぎを感じさせる歩道空間の確保を図る。

２．道路標識、防護柵等の充実

交通事故のない、安全で快適に暮らせるまちをめざし、通園・通学路の安全確保や市民生活に密着した生活道路の整備を推進するとともに、道路整備にともなう防護柵、街路灯、路面標示、道路反射鏡、各種標識、啓発看板等の交通安全施設の充実を図る。

また、地域住民、警察と連携して、交通環境の充実に努める。

３．交通安全教育の推進

交通事故の原因の多くは人的な要因であることから、幼児から高齢者にいたるまで、市民一人ひとりが人の命の大切さを認識することが重要である。このため、正しい交通ルールと交通マナーを守り、交通事故の起き

ない・起こさないまちをめざして、奈良市交通対策協議会の充実を図り、交通安全教育を推進する。

４．安全運転意識の向上

交通事故とこれによる死者を減少させるため、安全運転の意識を向上させる啓発活動を行う。

５．放置自転車対策

「奈良市自転車等の安全利用に関する条例」に基づき、自転車等が歩行者にとって障害物とならないよう、みだりに放置して市民の生活環境を悪化させないようにするため、市民一人ひとりが安全利用に努め、各関係機関、関係団体の協力を得て自転車等の正しい利用促進と駐輪指導を行い、まちの美観を保持し、歩行者の安全を守る。

また、駅周辺整備にあわせて施行者、鉄道事業者等と連携して自転車駐車場の設置を促進する。

［主な事業］

＊歩道整備
＊路面標示、啓発看板の充実
＊交通安全教育の推進
＊放置自転車への駐輪指導
＊自転車駐車場整備

「チャイルドポリス」による交通安全街頭啓発

歩道がバリアフリー化された都市計画道路

第８節　住宅

［基本方針］

本市の住宅におけるニーズは多様化しており、機能性と利便性、ゆとりとうるおいの両方が充実した豊かな住環境が求められている。そのため、少子・高齢化等に対応した良質な住宅供給を促進するとともに、快適で安全で安心して住める良好な住宅、住環境づくりなどの充実、向上が必要である。

このような状況に対応していくために、長期的な視点のもとに都市政策や福祉政策と連携し、計画的に事業を推進する。

［現況と課題］

１．本市の市営住宅は、戦後の住宅難を解消すべく 1951 年（昭和 26 年）の「公営住宅法」の制定から整備の推進に努め、住宅に困窮する者に対し低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に貢献した。これらの住宅の約２割は 1975 年（昭和 50 年）以前に建設されており、今後一斉に更新時期を迎える。

一方、市民ニーズが多様化、高度化するなか、住宅政策においても、高齢化等に対応した良質な住宅供給と、快適で安全で安心して住める良好な住宅、住環境の充実、向上が必要である。こうした背景をふまえ、既存の市営住宅の多様な活用による、効率的かつ的確な住宅の供給を図っていくことが大きな課題である。

２．少子・高齢社会と人口減少というかつて経験の無い社会の到来と、企業のグローバル化が顕在化するなかで、高齢者などが安心して住み続けられる環境づくりが必要であり、加えて若年世帯や中堅勤労者世帯の定住を進めていくことは、都市の活力を保つうえでも重要である。それぞれのライフステージにみられる住宅などへのニーズに対応し、ゆとりをもって住み続けられるような新たな住宅施策の展開を図る必要がある。

３．生活基盤である住宅は、地震など災害からの防災性を高めるため、安全で安心なまちづくりと居住環境の改善を促進する必要がある。これらの住宅、住環境の整備の推進には、都市計画や福祉など関連分野との連携が必要である。

［主要な計画］

１．公営住宅ストック総合活用計画

既存の市営住宅を総合的に活用するため、従来の中心的手法である建替事業に加え、全面的な改善、個別の改善、計画修繕を含む維持管理などの手法を選択した「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、その実現化に向け計画的かつ効果的な改善、更新を図るとともに、新たな住宅施策として、勤労者世帯の住宅ニーズと、その動向を的確に捉え、他の公営・都市機構・民間を含めた住宅ストックの活用に関するあり方の研究を進め、安全で安心して住める良好な住環境と居住水準を備えた住宅を的確に供給する。

２．市営住宅の整備事業

豊かさを実感できる住生活を営むことができるよう、市営住宅の質の向上をめざし、狭小で老朽化した市営住宅の効率的な改善、整備を進める。

［主な事業］

＊公営住宅ストック総合活用計画推進事業
＊市営住宅建替事業

第９号市営住宅（紀寺）

第９節　景観・自然環境

［基本方針］

本市は、古都としての歴史、風土をもち、緑豊かな自然と歴史の蓄積が都市景観を特徴づけている。「奈良市都市景観条例」により策定した「奈良市都市景観形成基本計画」に位置づけている古都の都市景観の形成に基づき、地域の特性である自然環境や歴史的景観を活かした、愛着と親しみと誇りのもてる奈良らしい個性的な都市空間の形成を図ることが基本である。「古都奈良の文化財」として、東大寺をはじめとする八資産群がユネスコの世界遺産リストに登録されたことや、「屋外広告物法」の規制等の権限移譲で、今後さらに美しい洗練されたまちとするために、景観、自然環境の保全に関わる法的規制を行うとともに、自然環境の保全対策も含む総合的な都市景観整備の推進を図る。

［現況と課題］

１．現在の景観、自然環境の保全に関わる法的規制は、「都市計画法」による風致地区4,727.9ha、「自然公園法」による国定公園区域 2,831ha と自然公園区域 398ha、「奈良県自然環境保全条例」による環境保全地区414.1ha、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」による歴史的風土保存区域 2,776ha と歴史的風土特別保存地区1,809ha などが指定され守られている。

また、現在見直しが進められている「奈良市都市景観形成基本計画」に基づき、都市景観形成に関して、広報、啓発活動、助成事業などの取り組みを進めていく必要がある。

さらに、市域全域においてより良い都市景観の形成の実現を図るために 2004 年（平成 16 年）に施行された「景観法」の適用を検討し、歴史的景観や自然景観の保全及び新しい景観の創出などを進めていく必要がある。

２．現在、歴史的風土保存区域として、春日山地区、平城宮跡地区、西ノ京地区の2,776ha が指定されている。そのなかで特に枢要な部分を形成している地域を歴史的風土特別保存地区として春日山、平城宮跡、聖武天皇陵、山陵、唐招提寺、薬師寺の６地区で 1,809ha を指定して保存を図っている。また、風致地区は、春日山、佐保山、平城山、西ノ京、あやめ池、富雄の６地区で4,727.9ha を指定して自然的景観の保全を図っている。

これらの規制により守られてきた八つの資産群が、世界遺産として登録されたことを機に、今後もこれらの資産群をとりまく緩衝地帯である歴史的風土保存区域や風致地区を都市化の進展から保護、保存するための面的保存対策のあり方と運用方法が今後とも重要な課題である。

３．風致地区については、「奈良県風致地区条例」制定時の種別指定により、都市の風致景観を維持してきたが、近年の経済社会の変化と都市化の進展のなかで、土地利用形態の変化等や、自然的な緑地空間の減少等により風致景観の維持が困難となってきたため 2001 年（平成 13 年）に種別変更が行われた。また、2002 年（平成 14 年）には中核市移行にともない許認可の権限が移譲され

ることとなった。今後は、より市の実情に即した風致景観行政を進めていく必要がある。

4．近鉄奈良駅周辺には、歴史的、文化的価値を有する伝統的な建造物が数多く残っていたことから、本市では 1982 年度（昭和 57 年度）から 1988 年度（昭和 63 年度）に実施した調査をもとに、1994 年（平成６年）４月に「奈良市都市景観条例」に基づき「奈良町都市景観形成地区」の指定を行った。

指定地区内は、歴史的な町並みの保全事業としての建築物等の修理、修景事業や「ならまち賑わい構想」による公共施設の整備等を行い、地区及び周辺地域の観光、地域文化の振興、市民文化、市民交流の拠点となり、活性化に結びついてきている。

今後も、地区内の保全事業を進めていくとともに、地区指定以外の区域についても歴史的、文化的価値を有する伝統的な建造物が数多く残っていることから、保全に向けて検討を行う必要がある。

5．本市の広告物については、現在、「奈良市屋外広告物条例」により規制されているが、情報化時代のなかで広告物等の掲出が多く、歴史的な町並み景観を阻害するようなデザインや色彩等が目立つようになった。特に中心市街地や幹線道路沿いの商業施設の密集地等においては、都市景観に大きな影響を与えている。

古都である本市の独自性を出した規制強化を図り、特色のある古都奈良としての都市景観の保全に向け誘導する必要がある。

6．本市の景観は、歴史的建造物や遺跡、伝統的町並み、歴史的眺望景観などの歴史的景観と、四季を通じて美しい青垣の山々や奈良公園の緑、奈良盆地で多くみられるため池などの自然景観とが一体となっていることに特徴づけられる。近年のライフスタイルの変化、観光ニーズの多様化にあわせて、こうした本市の自然景観の保全、整備をさらに進める必要がある。

7．本市においては、急速な都市化の進展によって貴重な文化遺産やそれを包みこむ豊かな自然環境である田畑や森林、巨樹等が年々減少し、自然環境への影響が懸念されている。

そこで、自然環境の保全対策については、法的規制措置によるものだけでなく、積極的に自然を守り育てていくため、田畑の荒廃防止や植栽林の整備、管理とともに、長い年月、周辺の人々に育まれてきた貴重な緑である社寺の森、竹林を含む里山の森、さらに、巨樹、古木は、環境、景観や風情等を高める大きな要素であることから、市民がそのなかで自然の恵みとやすらぎを享受し、活用していけるように自然環境の保全、育成を推進する必要がある。

［主要な計画］

1．景観・自然環境の保全・整備に向けた法的整備

「景観法」と「奈良市都市景観条例」の整合性を図り、歴史的景観を形成している地区、都市景観の形成のために計画的に整備する必要のある地区及び自然的な環境が残存している地域については、地区の指定及び保全、整備の基準などの検討を行う。

また、文化観光資源の保全を図る必要のある地区については、文化観光保存地区の指定を行うため、区域の範囲、保全、整備の基準、実施事業などを検討し具体化していく。

2．歴史的風土の保存

歴史的風土保存区域内においては、古都における良好な歴史的風土を保存するため、よ

り一層の規制、誘導に努める。

特に歴史的風土特別保存地区内については、強い法的規制によって保存を図っているため、地区内住民の生活や地権者の土地利用に多大な影響を及ぼしている。こうした問題に十分配慮するため、早期買い上げ等の必要な調整措置を講じるとともに、その対策の強化を国に要望していく。

３．風致地区の規制と指導強化

現在、風致地区として指定されている各地区ごとの特色ある自然的、歴史的な風致景観を保全するために、2001 年（平成 13 年）に定められた指針等に従い、建築及び開発行為等について、各地区の風致景観を維持するために、その監督、指導の強化に努めていく。

４．歴史的町並みの保全

「奈良町都市景観形成地区」の指定を行った地区について、伝統的な建造物の保全、修景整備を図る。

また、指定地区以外の区域においても、歴史的、文化的価値のある町並み形成のあるところは、保全に向けて調査を行い、地区住民の合意形成を図りながら、保全対策を講じて歴史と伝統を活かしたまちづくりを行う。

５．屋外広告物等の規制と誘導

時代とともに変化する屋外広告物景観に対応するため、また古都奈良の歴史的な景観を保全していくため「奈良市屋外広告物条例」の規制強化やボランティアとのパートナーシップによる違反広告物の除却等により、古都奈良にふさわしい景観となるよう誘導していく。

６．自然公園・国定公園の整備

奈良公園や大和青垣国定公園の整備について、歴史街道計画による新しい余暇ゾーンづくりとしての公園等の整備をするように、国、県に強く要望していくとともに、本市も必要な協力を行う。

７．自然の保護・育成

優れた自然環境を保護、育成し次世代へ継承するため、関係機関や市民との連携のもと、農地の荒廃防止や計画的な森林整備を進め、森林の有する公益的機能の発揮を促進するとともに、貴重な緑の資源である樹林や巨樹等の保存に努める。

［主な事業］

＊文化観光保存地区の検討
＊歴史的風土の保存
＊風致地区の規制と指導強化
＊奈良町都市景観形成地区の保全・修景整備
＊屋外広告物条例見直しと美しい景観への誘導
＊巨樹等の保存及び緑化の推進

奈良町景観形成地区

第 10 節　公園・緑地

［基本方針］

少子・高齢社会に対応し、安全で緑豊かな住みよいまちづくりを推進するために、市民生活に密着した都市公園の整備を図る。
公園利用の多様化に対応した管理・運営を進めるため、ボランティアの活用を図る。

［現況と課題］

１．本市は、奈良公園や春日山以東に広大な山林原野等を有する緑に恵まれた都市である。
本市では、これまでに都市公園として運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園、都市緑地の整備を進め、緑の確保に努めてきたが、今後さらに市民生活に密着した都市公園を計画的に整備する必要がある。
なお、都市公園の配置状況をみると、西北部ゾーンでは、住宅開発の進展によりおおむね配置されているが、地域的にはアンバランスな状況となっている。特に、中央市街地及び南部ゾーンにおいては、環境保全、レクリエーション、防災、景観の観点から、適正な公園配置を検討していく必要がある。

２．少子・高齢化などにより公園の利用形態が変化し、市民の公園に対するニーズは多様化しているが、既に整備された公園は設備や管理方法などが画一的でその変化に十分対応できていない。公園の維持管理の水準を引きあげるとともに、市民がより親しめる地域に根ざした公園づくりが必要である。

［主要な計画］

１．都市公園の整備・充実
現在整備に着手している都市公園の整備を促進し、早期の開園、供用開始を図る。

２．市民憩いの森の建設
豊かな自然に恵まれた環境のなかで、多くの市民が利用できる施設として、市内中ノ川地区の市有地を整備し市民憩いの森の建設を検討する。

３．都市公園の管理・運営の多様化
公園ボランティア制度などを活用し、公園利用の多様化に対応した管理・運営を進める。

４．合併記念公園の建設
合併の意義を後世に継承し、豊かな地域づくり、地域の活性化、地域間の交流、連携のため公園を建設する。

［主な事業］

＊住区基幹公園整備
＊都市基幹公園整備
＊都市緑地整備
＊中ノ川地区市民憩いの森建設の検討
＊公園ボランティアの活用
＊合併記念公園の建設

第 11 節　河川・水路

［基本方針］

本市の自然災害のほとんどを占める浸水被害を防止し、都市化の進展と流域の開発にともなう治水安全度の低下及び地球温暖化による異常気象にともなう局地的な大雨に対処するため、「大和川流域整備計画」による治水対策及び流域対策を国、県等とともに実施しながら、それにあわせて支流河川の整備を図っていく。さらに、民間の開発事業に対して、指導を行っていく。また、清流復活化対策と景観形成の両面から水質浄化対策を実施するとともに、大和川の清流復活のための「大和川水系第二期水循環改善緊急行動計画（大和川清流ルネッサンスⅡ）」により河川愛護意識の普及啓発を行っていく。

［現況と課題］

１．本市には一級河川が淀川水系と大和川水系を合わせて 25 本あり、大和川水系が約７割を占めている。大和川水系の主要な一級河川については、「大和川水系（生駒いかるが圏域・平城圏域）河川整備計画」により県で整備が図られている。また、市内には準用河川 13 本をはじめ、普通河川 252 本と法定外公共物（水路）約 11,000 本がある。これらの河川は、灌漑用水としての性格を持っているため、改修には水利権、井堰等の取り扱いなど困難な面も多いが、上記の河川整備計画の進捗に合わせて改修を図る必要がある。さらに、大和川流域の洪水抑制のため、雨水流出抑制施設の整備が必要である。

２．都市化の進展と流域の開発にともない、治水安全度の低下が著しく、河川、水路の溢水問題が生じているため、「大和川流域整備計画実施要領」により、民間の開発事業に対して調整池の設置、下流改修等の条件の遵守を指導していく必要がある。

３．都市下水路 11 路線（一部休止区間を除く）については、整備が完了した時期に比べ、都市化が進み雨水や生活排水の流入量が増えており、改修を図る必要がある。

４．市民に、河川と生活とのふれあいを正しく認識してもらうため、水質浄化対策や河川愛護意識の普及啓発を関係機関と連携し行う必要がある。

水質改善強化月間街頭啓発

［主要な計画］

１．治水対策・流域対策の促進

準用河川、普通河川の未改修部分の改修と、流域対策施設整備事業を計画的に行い、浸水被害の解消を図る。

２．開発にともなう指導

民間の開発事業に対して、「大和川流域整備計画実施要領」による指導の強化を図る。

３．都市下水路改修の促進

都市下水路については、河川改修事業との整合を図りながら計画的に改修を行う。

４．水質浄化対策の推進

清流復活化対策と景観形成の両面から、市民生活にゆとりとうるおいを与え、市民に親しまれるよう、水質浄化事業を行うとともに、「大和川清流ルネッサンスⅡ」により、国、大阪府、奈良県、流域市町村と連携を図りながら、生活排水対策の啓発活動を行う。

［主な事業］

＊河川改修事業
＊流域対策施設整備事業

改修された普通河川

第 12 節　上水道

［基本方針］

市民生活の基盤施設である水道は、新世紀に入り量的拡大から質の確保が重要な課題となり、２００４年（平成１６年）６月に厚生労働省から「水道ビジョン」が示され、水道のあるべき将来像について、具体的な施策や方向性が示された。本市における水道も、「清潔でうまい水の安定供給」を基本目標として、渇水や災害にも強い水道、ゆとりのある供給体制等をめざして、環境にも配慮した水道へと施設の更新、整備を図る。

［現況と課題］

１．1992 年度（平成 4 年度）に布目ダムが、また 1999 年度（平成 11 年度）には比奈知ダムが供用開始され、本市待望の水源の安定化がようやく達成された。また、2002 年度（平成 14 年度）に東部地域等の上水道整備事業が完成した。

今後は都市発展にともなう水需要にあわせて、安全で安心な水の供給を持続できる施設の整備を進め、災害に強い水道を構築する必要がある。

２．災害時におけるライフラインの確保をめざして、主要配水池に緊急遮断弁を設置するとともに、北和４市の間で相互融通連絡管を整備している。また、主要管路には耐震継手を採用する等、水道施設の耐震化を図ってきた。

今後も、老朽化した主要施設の更新整備と耐震化を推進し、ライフラインの強化を図る必要がある。

３．貴重な水資源の有効利用の観点から、出水不良、濁水、地下漏水等を解消するため、計画的に配水管改良事業を実施し、有収率の向上に努めてきた。

今後もさらに、水の有効利用の促進を図るため、老朽管の布設替え等新たな改良事業の実施が必要である。

また、水質基準改正にともない鉛管の解消対策を実施するとともに、直結給水を推進する必要がある。

４．水源河川等の環境は、市民生活の高度化、産業の発達等により、ますます多様化する傾向にあるため、水源保全対策に取り組み、安全でおいしい水を供給してきた。

今後も引き続き水源保全対策を推進するとともに、安全でおいしい良質の水道水を供給するための調査、研究を実施する必要がある。

５．情報公開に対応する広報活動として、水道局ホームページを 2003 年度（平成 15 年度）から開設するとともに、庁内ネットワークを整備し各種システムを構築して、情報化施策を推進してきた。

今後もさらに、「水道法」に基づく情報提供については、ホームページや広報紙等を充実させるとともに、各種情報化システムを構築し運用を図る必要がある。

６．浄水場排水処理施設からの排出水の水質管理や送配水管布設工事における再生資材の活用など、部分的に環境に配慮した事業を進めている。

今後はさらに、水道システム全般にわたり環境に配慮した事業を進めていく必要がある。

［主要な計画］

１．水道施設の拡張整備と耐震化

水需要の動向をにらみながら、比奈知ダムからの利水を有効に活用するため、木津浄水場を中心とした諸施設の増補改築を図るとともに、主要送配水幹線の耐震管による複線化等の災害対策を推進していく。

２．水道施設の更新と耐震化

平常時には安定した給水を維持し、災害時におけるライフラインを確保するため、計画的に老朽化した浄水場等基幹施設の更新、改良を行っていく。また水道施設管理システムにおいては、解析等を実施して効率的な施設管理を図り、さらに配水コントロール、ブロック化の構築に向けて検討を行っていく。

３．水の有効利用の促進

旧簡易水道区域も含めて、老朽管の耐震管への布設替えを計画的に行うとともに、地下漏水等を解消するための漏水調査を継続して実施し、有効率及び有収率の向上に努める。

また、鉛の水質基準改正や漏水に対応するため、鉛管の解消対策を行っていく。

市民サービスの向上をめざして直結給水を推進していく。

４．水源保全対策の推進及び浄水処理方法の調査・研究

より安全でおいしい良質の水づくりをめざした水源の保全対策を推進するとともに、水質分析機器を整備、更新する。また、各浄水場における原水水質の動向に応じた浄水処理方法の調査、研究を引き続き実施し、原水から末端給水までの総合的な水質管理の強化を図っていく。

５．広報活動と情報化施策の推進

「水道法」に基づく情報提供を行うため、水道局ホームページや広報紙等を通じ、情報提供を図っていく。

また、情報化施策として各種システムを構築運用し業務の効率化を進める。

６．環境に配慮した水道システムに向けての検討

エネルギー効率のよい水道システムの構築に向けて施設整備を行うとともに、有効資源の再利用等についての調査、検討を進め、環境に配慮した水道システムの構築をめざしていく。

［主な事業］

＊浄水場増補改築（災害対策含む）
＊水道基幹施設の更新事業（災害対策含む）
＊水道施設管理システムの高度運用
＊配水管改良事業（災害対策含む）
＊鉛管の解消対策
＊水源の保全対策
＊「水道法」に基づく情報提供と情報化施策の推進

第 13 節　簡易水道

［基本方針］

市民生活に欠かすことのできない水道事業運営は、安全で安心して飲める水を安定的に供給できるものでなければならない。
このため、本市簡易水道は、水質管理の徹底、施設機能の充実、経営技術の両面における運営基盤の強化等の施策を推進する。

［現況と課題］

１．月ヶ瀬給水区域は、統合簡易水道事業を実施し、2001 年度（平成 13 年度）に完了している。浄水方法の一部変更についても、2004 年度(平成 16 年度)に完了しており、今後は安定供給とともに、水質の維持及び施設管理体制の充実を図る必要がある。

２．都祁給水区域は、都祁簡易水道（布目川表流水)、南之庄簡易水道（地下水)、白石簡易水道（地下水）の３事業により安定給水に努めている。
都祁簡易水道については、1996 年度（平成８年度)より簡易水道再編推進事業により新浄水場を建設するとともに、安全で安定した水源を確保するため現取水地より約 12km 下流の布目ダム堤体直下の布目川表流水を取水する新取水場を建設している。
事業の完了にともない、今後、給水サービスの一層の向上と水道システムの再構築を図る必要がある。

［主要な計画］

１．簡易水道の地方公営企業法適用化
簡易水道の健全経営のため、「地方公営企業法」適用化に向けて固定資産台帳の整備、水道施設管理システムの整備等を行い 2010 年（平成 22 年）を目途に市水道局への移管を進める。

［主な事業］

＊法適用化にともなう資産の調査、評価、計上及び未確定土地の確定業務委託
＊給水装置工事台帳の調査、作成業務委託
＊配水管布設図作成及び水道施設管理システムの構築業務委託

第 14 節　下水道

［基本方針］

下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全などの役割を担い、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠かすことのできない重要な生活基盤施設であり、下水道に対する期待は大きく、整備の促進が望まれている。

このため、公共下水道、農業集落排水、浄化槽設置整備の３事業の計画的な推進により、快適で豊かな生活環境や健全な市街地づくりを進める。

また、下水道の維持管理の効率化、合理化に取り組むとともに、市民に下水道の果たす役割、重要性の認識を深め理解を得るための情報を提供し、下水道の普及、啓発に努める。

［現況と課題］

１．下水道事業は、1951 年（昭和 26 年）に旧市街地を中心とした約 605ha の区域について事業に着手し、その後の事業区域の拡大により、現在では、大和川流域関連公共下水道事業を約 6,086ha、木津川流域の単独公共下水道事業を約 440ha の区域について事業を推進している。2004 年度（平成 16 年度）末の行政人口に対する普及率は、90.4％である。

今後も、整備を促進するとともに、社会情勢等の変化や環境対策への要請をふまえ、認可区域外の居住地等においても事業認可区域への編入を図る必要がある。

２．東部、月ヶ瀬及び都祁地域は、市民の重要な上水道水資源地域であるため、同地域の公共用水域の水質保全を図るとともに、農村集落における生活環境の向上を図るため、下水管路施設及び汚水処理施設、浄化槽設置の早期整備並びに稼働後の汚泥のリサイクルが必要である。2004 年度（平成 16 年度）末の農業集落排水の普及率は 39.9％である。

３．合流区域については、近年の都市化の進展にともない雨水流出量が増加する傾向があるため、下水道管渠の能力や雨水流入系統の現況調査の結果をもとに、改善対策を行う必要がある。

また、河川等への汚濁を軽減し、水質保全を図るための対策についても取り組む必要がある。

４．下水道は、重要な生活基盤施設であるため、地震時においても、その機能が損なわれることなく維持できる施設として対策を行う必要がある。

また、集中豪雨等によるマンホール鉄蓋の浮上、飛散及び摩耗に対する安全対策が必要である。

５．下水道の設置にともない、その管理を適正に行うために維持管理体制を充実し、維持管理の効率化及び普及、啓発の推進を図る必要がある。

［主要な計画］

１．下水道の整備及び事業認可区域の拡大

快適な生活環境を形成するうえで下水道の果たす役割は大きいため、計画的かつ効率的な整備を促進する。

また、土地利用の動向など社会情勢の変化をふまえ、都市計画等と整合を図りつつ事業認可区域の拡大を行うとともに事業の展開を図る。

２．東部・月ヶ瀬及び都祁地域の下水道整備

公共下水道の整備区域に含まれない地域等については、農業集落排水事業と地域の実情に応じ、浄化槽設置整備事業の手法で整備を推進する。

３．合流式下水道の改善

合流区域内の浸水等に対する安全性の向上及び汚濁負荷の軽減を図るため、関係機関等と連携し、改善計画に基づく分水幹線の整備や増強管の整備など地域の特性に応じた合理的で効果的な改善を行う。

４．下水道施設の質的向上

下水道は、重要な生活基盤施設であるため、地震等の災害に対応する施設整備をめざし、管渠などの施設において耐震性の向上に配慮した施設計画を行う。

また、降雨時のマンホール鉄蓋の浮上、飛散及び摩耗に対する安全性を確保するため、設置基準に基づき転落防止機能を有した鉄蓋を採用していく。

なお、既設の施設については、点検を行い必要に応じて改善等を行う。

５．適正な管理の実施

下水道の設置目的を達成させるために維持管理体制の充実を図り、計画的な調査、補修等を実施するとともに、下水道施設の機能維持を高め、水洗化促進の啓発に努める。

また、排水設備指定工事店制度及び排水設備工事完了検査体制の充実を図る。

さらに、工場等からの悪質下水の流入を防止するため、水質管理、監視体制の充実を図る。

６．維持管理の効率化

下水道の維持管理の効率化を図るため、降雨量、流入下水等の情報管理の高度化、下水道台帳システム構築化、下水使用状況把握の迅速な処理等維持管理業務のシステム化を進める。

７．下水道に関する普及・啓発活動の推進

生活者の視点に立ち、市民にわかりやすい下水道とするため、下水道整備の効果や下水道に関する情報を市民に伝え、市民の理解を得ていくとともに、下水道の役割を学校教育、地域、社会活動等の場を活用し、普及の啓発を進める。

［主な事業］

＊公共下水道整備
＊農業集落排水施設整備
＊公共下水道の改善（管の更生）
＊水洗化の普及・啓発
＊下水道台帳システム構築
＊浄化槽設置整備

第 15 節　防災・消防

［基本方針］

社会経済環境の変化や都市化の進展、地球環境の変化にともない、災害も多様化、大規模化していく傾向にある。また、２００３年（平成１５年）１２月には、奈良県全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。このような状況のなか、本市においても、過去に大きな地震の記録や風水害もあり、阪神・淡路大震災をはじめとする多くの災害の教訓に学び、災害から市民の生命と財産を守り、被害の軽減を図るため、減災に向けて消防活動の体制を強化していくとともに防災関係機関と協力し、災害の未然防止対策に取り組み、安全な避難体制や救急救助体制など総合的な防災体制の確立に努める。さらに、市民一人ひとりの防災意識の高揚と地域における連帯を促し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくり、災害に強い組織・体制づくりを進める。また、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に基づき、２００６年度（平成１８年度）以降に国民の保護に関する計画の策定を進める。

［現況と課題］

１．本市には、歴史的文化遺産や木造建築物による歴史的町並みが数多く残されている。これらを後世に伝えるとともに、市民が安心、安全に暮らせるまちをめざし、災害に強いまちづくりのための計画的な都市基盤の整備並びに建築物の耐火耐震性などの向上を図る必要がある。

２．本市の土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流）は、東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域に多く分布している。災害発生が予想される箇所や災害の発生した箇所については、県が市の要望により危険区域を指定（土石流危険渓流は危険区域の指定はない）し、対策工事を行っている。

３．市民の生命や財産を災害から守り、災害発生時の応急活動や避難誘導で被害を最小限度にとどめるため、防災関係機関が一体となり、予防、応急、復旧等の活動を適切、迅速に行える体制を確立する必要がある。

また、気象情報、災害情報等を迅速かつ確実に収集、伝達するための体制を充実する必要がある。

４．市民と行政が一体となった防災対策を推進するためには、市民一人ひとりの防災意識の高揚と地域における連帯、行政の支援が重要である。

本市においても、広報活動や防災講演会、防災訓練を実施してきたが、今後も実効性を高めるとともに、「自分の命は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」、「共助」を基本とした自主防災組織の結成を促進し、その育成と活動に対する支援や防災ボランティアとの連携を強化する必要がある。

５．大規模な地震等による災害時には、ライ

フラインに甚大な被害が発生すると予想され、また、膨大な物資調達需要が発生することから、他自治体との協力体制の確立及び、現在備蓄している10万食の食糧や物資等の確保に関する協定の拡充についても検討する必要がある。

また、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊や部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る必要がある。

6．公立の小・中学校や公民館等を避難所、運動公園等を広域避難地に指定し告知しているが、自分がどこへ避難すべきかを知らなかったり、外国人や観光客を含め、仕事先や外出先では避難すべき場所がわからない可能性が少なくない。

このため、避難場所の周知と誘導標識等の整備を図る必要がある。

7．本市は近畿圏の中核都市として、都市化の進展、市街地の拡大、行政範囲の広域化が進んでいる。これにともなう消防需要の増加に対応するため、組織の近代化、消防力の拡充、強化を図るとともに優秀な人材確保と消防教育の充実により、専門スタッフの養成を行うなど万全を期すことが必要である。

消防体制については、2005年（平成17年）4月現在、消防署5か所、分署5か所及び出張所1か所の合計11か所に、普通ポンプ車、水槽車、化学車、救助工作車、電源車、梯子車、小型動力ポンプ、救急車、高規格救急車、指令車等110台を配備しているほか、消防団として21の分団に普通ポンプ車2台、小型動力ポンプ109台、積載車85台を配置している。

また、これらの装備に加え、「新市建設計画」において、東消防署に救助工作車1台、月ヶ瀬分署に救急車1台及び小型動力ポンプ1台を新規に配備し、消防力の整備を行った。

しかしながら、都市の再開発など都市構造の変化や進展にともない、災害の大規模化、複雑多様化及び広範囲化が予測される。

また、近代的中高層建築物が増加する一方、歴史的文化遺産が数多く残る本市の特性から、この実態に適合した消防力の整備をさらに推進する必要がある。

8．本市の消防においては、防火に関する正しい知識の普及を図るため、市民に対し「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防火意識の普及推進、文化財及び周辺地域の防火体制の強化を図るとともに、高齢者を含む災害時要援護者の住宅からの出火防止を強化するため、近隣相互扶助精神の高揚に努める。

また、防火対象物に対しては計画的かつ効果的な査察を実施する一方、消防訓練の機会などをとらえて必要な技術を習得させ、防火管理体制の確立を強力に推進するなどバランスのとれた総合的な予防施策を進めることにより、火災発生の未然防止に努め、市民生活の安全確保と文化財の保存を図る必要がある。

市民参加のもと行われる防災訓練

９．社会的環境の変化とともに、救急救助事象も、緊急に救命処置の必要な傷病者が増加しつつあり、救命率の向上を図るための高度な救命処置が必要となっている。

救急救助業務の多様化、高度化に対応した体制の整備、充実を図るなかで、特に社会復帰率上昇に向けた取り組みが必要となっている社会の要請に適応した整備を進めていく必要がある。

10．武力攻撃等から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるように定められた「国民保護法」に基づき、本市における国民保護計画を定める必要がある。

［主要な計画］

１．災害に強い都市基盤の整備

地震や大規模火災から市民を守るためには、災害に強い都市構造の形成、防災性の向上が必要である。このため、根幹的な公共施設の整備、ライフラインの強化を図るなど、災害に強いまちづくりを推進する。また、建築物の不燃化、耐震化を促進するとともに、防火地域、準防火地域の指定について検討を行う。

なお、既存木造住宅は、耐震診断・耐震改修実施の普及を通じて、市民意識の向上を図り耐震化を促進する。

２．土砂災害危険箇所の改修・整備

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流の土砂災害危険箇所について、災害を未然に防止するため、県の調査報告や市民からの情報提供により、その改修・整備を県へ要望し計画的に進める。

３．地域防災計画の充実

高齢化、高度情報化社会の到来や都市化の進展により、多様化、大規模化する災害に対し、発生時の被害を最小限度にとどめるために、災害に強いまち、ひと、組織・体制づくりを基本目標に、総合的な防災対策が的確に講じられるよう計画内容の見直しと充実を図る。

４．情報収集・伝達体制の充実

災害時の情報収集、伝達体制を強化するため、ＦＭ放送による災害時緊急放送体制の整備に努める。

インターネット等の活用についても、充実を図る。

５．防災意識の高揚

広報活動や防災講演会、防災訓練等の啓発活動を推進し、防災に関する知識の普及と意識の高揚を図る。

地震や災害に強いまちづくりを進めるため、「自助」、「共助」を基本とした自主防災組織の結成を促進し、その育成と活動に対する支援を図るとともに、防災ボランティアとの連携に努める。

学校・園では、計画的に避難訓練等を取り入れた防災教育の充実に努め、子どもたちの防災に対する意識を高める。

６．災害時における物資の調達及び連携の拡充

大規模な地震等による災害に備え、相互応援協定を締結した自治体との連携の強化を図り、物資調達に即応するため、物資等の確保に関する協定を強化拡充し、備蓄している物資の種類及び数量を検討するとともに、保管場所等についても拡充を図る。また、被災家屋の危険度判定に際して応急危険度判定士の派遣、受け入れ等について、自治体間の相互応援・連携の協力体制の拡充を図る。

7．避難場所の周知と誘導標識等の設置

広報紙やインターネット等を通じて避難場所を周知するとともに、避難場所であることを知らせる避難所案内標識や、避難場所への方向と距離などを知らせる避難誘導標識等の設置を計画的に進める。

8．消防組織体制の拡充

消防組織の近代化、増強をめざし、施設、人員の充実に努める。また、消防団の活性化等、地域ぐるみの防災体制の確立に努める。

9．消防力の充実・強化

都市構造の進展にともない、複雑、多様化及び大規模化する各種災害や、急速な高齢化にともなう消防需要の増大、多様化に対応するため、消防装備の科学化及び消防情報処理体制の強化を図る。

また、大規模な地震による災害対策として耐震性防火水槽等の防災施設、高機能を有する通信施設の整備を計画的に推進する。

10．予防行政の充実・強化

防火対象物の危険度評価を行い、予防行政の効率化を図るなど査察体制を強化するとともに、文化財とその周辺地域の防災体制を強化する。

11．救急救助体制の整備・充実

迅速、的確な救急救助を行い救命率の向上や大規模災害、特殊災害に対応するため、救急体制及び救助体制の強化を図る。

また、事業所に対するＡＥＤ（自動体外式除細動器）※の設置促進及び市民に対する応急手当の普及啓発活動を実施し、病院前救護体制の充実に努める。

12．国民保護計画の策定

2005 年（平成 17 年）に定められた「国民の保護に関する基本指針」に基づき、県と協議のうえ「奈良市国民保護計画」を策定する。

［主な事業］

＊地域防災計画の見直し
＊防災講演会・防災訓練の実施
＊自主防災組織の育成・支援
＊既存木造住宅耐震診断・耐震改修の普及・啓発・支援
＊消防庁舎等整備
＊消防車両等整備
＊消防水利施設整備
＊通信施設整備
＊査察体制の強化
＊文化財防火体制の強化
＊応急手当の普及・啓発
＊奈良市国民保護計画の策定

◆火災の状況（火災統計）

区分／年別	出火件数					焼損棟数	り災世帯数	り災人員	死傷者		焼損面積			損害額（千円）
	計	建物	林野	車両	その他				死者	負傷者	建物床面積（㎡）	建物表面積（㎡）	林野（ａ）	
12	151	80	2	25	44	102	99	281		22	3,036	132	23	971,162
13	158	84	15	20	39	112	87	244	5	25	2,447	101	389	452,366
14	169	81	10	25	53	116	90	208	3	14	3,052	275	145	533,014
15	112	70	4	23	15	98	74	153	8	9	2,194	176	1	427,130
16	137	76	5	25	31	91	70	180	1	14	1,323	240	29	366,169

（平成16年中）

第 16 節　地域の安全・安心

［基本方針］

近年の犯罪の増加に対する市民の不安を解消していくことは、行政の大きな課題となっており、安全で安心できる地域社会を構築していくため、地域、警察などと連携した取り組みが必要となっている。また、住民相互の信頼感や連帯感に支えられた地域環境を整備することにより、近隣社会コミュニティの再生を図り、犯罪の少ない地域社会づくりをめざす。

［現況と課題］

１．市民一人ひとりが防犯に対する危機意識を持つことにより、家庭や社会が果たすべき役割を再認識し、防犯意識の高揚を図る必要がある。

２．地域社会の連帯意識の希薄化等により、これまで伝統的に有してきた自主的防犯機能が低下傾向にある。これにともない地域情報の伝達機能が低下してきており、今後は相互に情報交換を進める必要がある。

３．犯罪を未然に防ぐには、コミュニティの再生が重要な課題である。そのためには、住民の自治意識の向上を図り、地域力を高めることが必要である。

４．2001 年（平成 13 年）６月に発生した大阪府下での児童殺傷事件を契機に、毎月８日を「安全確認の日」とし、学校の安全管理、安全教育に力を入れてきた。しかし、2004 年（平成 16 年）11 月 17 日、本市において小学校女児誘拐殺害事件が発生した。

このことを受け、2005 年（平成 17 年）１月 11 日に毎月 17 日を「子ども安全の日」と定め、学校、家庭、地域、行政が一体となって、子どもの安全確保、安全指導に努めている。

さらに、「子ども安全の日」の定着と充実を図る必要がある。

５．社会的弱者である子どもたちを犯罪から守るため、あらゆる機会を通じて安全に関する教育が必要になっている。

６．安全に歩行でき、また犯罪を未然に防止するため、夜間に安全に通行できる対策が必要である。

［主要な計画］

１．安全・安心なまちづくり

市民と行政が一体となって、安全・安心なまちづくりに関する取り組みを展開するために、広く市民からの意見を聴き、地域ぐるみで地域の安全・安心を図っていける組織づくりをめざす。また、地域における犯罪、事故等を抑止するための防犯活動の一環として、青色防犯パトロールの活動を強化する。

２．地域安全情報の共有化

すべての地域において、犯罪の前兆と思われる不審者情報について、学校、教育委員会、警察、保護者、地域が協力し、情報が潜在化しないよう共有化のためのネットワークの充実を図る。

３．「犯罪撲滅計画」の策定

犯罪撲滅のため、地域の安全を地域で見守れるようコミュニティの再生に取り組み、通学路の見守り、声かけ運動、門灯の点灯等の犯罪防止につながる自主防犯活動を推進する。

４．「子ども安全の日」の定着と充実

二度と小学校女児誘拐殺害事件のような痛ましい事件が起こらないために、また、事件を風化させないために、「子ども安全の日」の定着を図り、学校、家庭、地域、行政が一体となり、子どもの安全確保に努める。

５．防犯教育の推進

幼児・児童・生徒が危険を予測し、回避する能力を身につけられるよう、実践的な安全教育を進めるとともに防犯や応急手当などの訓練を実施する防犯教室の開催を推進する。

子ども安全の日の集い

６．街路灯の整備

街路灯の増設を図り、市民が安全に歩行でき、安心して暮らせる犯罪の少ないまちづくりをめざす。

７．関係機関との連携

地域の安全確保を図るため、警察、防犯協議会、自治会などの団体・機関等との連携を強化し、地域に密着した防犯活動を展開する。

［主な事業］

＊安全・安心な日常生活圏づくり構想
＊「なら・地域安全条例」の制定
＊青色防犯パトロールの強化
＊「犯罪撲滅計画」の策定
＊「子ども安全の日」の定着促進
＊街路灯の増設

地域の安全を守る青色パトロールカー

奈良市第3次総合計画 後期基本計画

第4章 地域を支える産業を育成するまちづくり

冬の浮見堂

第４章　地域を支える産業を育成するまちづくり

第１節　観光交流

［基本方針］

本市は観光によって成り立つ国際文化観光都市であり、経済に重要な位置を占める観光関連産業を育成、振興していくことは、経済基盤の強化のために欠かすことができない。

このため、観光関連事業者や関係機関、団体等と連携しつつ、観光資源の保全と活用、観光関連施設の整備、サービス機能の充実などの対策を強化し、総合的な観光戦略を推進する。

［現況と課題］

１．本市はわが国有数の歴史的、文化的観光都市であり、経済においても、観光関連産業はきわめて重要な役割を果たしている。本市への観光客数は、近年 1,300 万人前後で推移しているが、その大部分は、日帰り客という状態である。これは、立地条件から宿泊施設等の集積が少ないのが原因である。

しかし、経済効果の面から宿泊観光の促進を図る必要があり、日帰型観光から、滞在型、通年型観光へと創意と工夫をもって、観光客の誘致に努める必要がある。

２．世界遺産※をもつまちとしての歴史的、文化的資源を活用した観光地をつくっていくことが、本市観光事業の重要な課題である。

この面では、観光資源の保有者や観光関連事業者の自覚に待つ面も大きいが、2010 年（平成 22 年）には平城遷都 1300 年という記念すべき年を迎えることも展望しつつ、現代的な手法の演出等により歴史的、文化的資源に付加価値を与える工夫が必要である。そして、伝統行事の振興はもちろん、郷土料理や伝統料理の研究等飲食文化の充実を図る必要がある。

また、施設整備が進んでいる「ならまち」を観光資源としても活用し、市内にある歴史的観光資源を活用したモデル観光コースの設定、ＰＲ活動等と有機的な結びつきを重視するなどの方策の検討が必要である。

３．観光客の受け入れ対策として、観光案内のパンフレット、観光 CD－ROM 等の作製をはじめ、インターネットのホームページの充実、観光案内板や道標の整備を行い、観光客の便宜を図っているが、観光客へのサービス向上を基本に、観光客と市民がふれあうよう、また観光産業従事者の接客マナーの向上について、機会あるごとに啓発に努めなければならない。

４．本市を訪れる外国人観光客は、1994 年（平成６年）以降約 18 万人から 27 万人までの間で変動しているが、これは為替の変動等社会的要因による面もある。なお、宣伝と誘致については、国際観光振興機構及び歴史街道推進協議会を通じてのＰＲや海外観光展への参加、国内の T.I.C.（ツーリスト・インフォメーション・センター）及び関西国際空港内の観光案内所でのＰＲ等を実施している。

また、国土交通省が提唱している外国人観光客誘致事業である「ビジット・ジャパン・

キャンペーン※」と連携することにより、今後本市への外国人観光客が増えるものと予想される。このため、外国人観光客が安全・安心に観光できるよう、受け入れ体制の充実を図る必要がある。

5．近年、本市を訪れる修学旅行生はほぼ横ばいの状況にある。また、国際社会に通じるアイデンティティーを確立するうえからも、感受性の強い時期に、わが国文化発祥の地である本市を訪れる意義は大きいことから、本市の特性を活かして積極的に修学旅行の誘致活動に努める。

一方、修学旅行生は、リピーターとしての可能性をもっていることから、客室や食事に対するニーズの高度化にも対応した受け入れ体制の充実を図る必要がある。

一般観光客に対しては、「やすらぎ」や「いやし」が強く求められている近年の傾向から奈良を再認識し、リピーターの増加に結びつけるため、あらゆる情報の発信と観光キャンペーンの実施、イベントの開催等を推進する必要がある。

［主要な計画］

1．観光関連施設の整備促進

ホテル建設をはじめ、観光駐車場、無料休憩所、公衆便所等観光関連施設の整備については市及び県や関係業界が協議し、最も効率的な方法を検討し、その推進を図る。

2．観光開発の推進

本市の歴史的風土や自然環境の特性を活かし、伝統行事、伝統芸能等文化財を観光資源として活用するとともに、その特性を活かした「地域ブランド向上３ヵ年計画」を策定し、その事業を実施する。

「古都奈良の文化財」がユネスコの世界遺産リストに登録されたのを契機としてはじめられた、ろうそくのやわらかな灯りで彩られる「なら燈花会」、天平文化を体現する「平城（なら）遷都祭」、奈良の夏の最後を踊りとパフォーマンスで飾る「バサラ祭り」など新しいまつりも継続して開催、支援する。

また、「ならまち」を中心とした町並みや仕事場と個人の収集品を見せる「奈良まちかど博物館」など文化を活かしたコースの充実を図る。

名勝「月瀬梅林」、針テラスや温泉施設を活用するとともに本市域を基点として、県南部や他府県に及ぶ広域にわたる新しい観光ルートの設定など、総合的な観光のまちづくりを推進する。

3．宣伝と誘致の展開及び情報の発信

平城遷都 1300 年という記念すべき年を迎えることから、行政、観光事業者、市民が一体となった「平城遷都 1300 年記念事業」へ参画し、国際観光振興機構や歴史街道推進協議会などの広域観光ネットワークを通じた宣伝や、首都圏での観光キャンペーン、各地での誘致宣伝活動に積極的に参加し、世界遺産をもつまち奈良をＰＲする。

ホームページには、英語版に加えハングル、中国語、ドイツ語、スペイン語、フランス語のページを作成し、新鮮な話題を提供していく。

また、近鉄奈良駅、ＪＲ奈良駅、針テラス等の観光情報ターミナルにおいて首都圏、中京圏、京阪神等への観光情報の発信を行う。

4．観光客受け入れ対策の充実

観光客へのサービスを充実するため、観光ボランティアガイドの育成、観光事業従事者へのマナー研修を実施するなど、人材の育成を図り、観光客と市民の心がふれあう魅力あ

る観光地づくりを進める。

観光資源や交通網の整備にともなう観光案内板や標識を設置し、観光客に便利な案内システムをめざすとともに、観光客が目的地へスムーズに移動できるよう、幹線道路でのパークアンドバスライド・サイクルライドを充実する。

５．外国人観光客の受け入れ体制の充実

日本語、英語、ハングル、中国語の４ヶ国語表記による観光案内板や道標等の整備を促進し、外国人観光客が自由に一人歩きできる環境を整える。

国際観光振興機構を通じたＰＲ活動、あるいは歴史街道推進協議会でのＰＲ資料作成にも参画する。

国土交通省、自治体、民間企業等が官民一体となり実施する「ビジット・ジャパン・キャンペーン」事業の展開により、外国人観光客誘致を促進する状況は大きく変化しているが、本市も連携共同事業を実施する。

６．修学旅行生の誘致対策

奈良県や大阪市と協力し韓国等の海外からも含めた、修学旅行の誘致を図る。

また、学校の情報教育で教材としても活用できる観光 CD－ROM を製作し、計画的に全国の修学旅行実施校へ送付し修学旅行の事前学習に役立てる。

さらに、修学旅行生に奈良、特に世界遺産を知ってもらうため、近鉄奈良駅舎の上階にある「なら奈良館」の活用を図る。

一方、ホテル、旅館、観光施設などでは豊富な体験学習の場を提供できるように努める。

７．コンベンションの誘致推進

ヒト・モノ・情報の交流をさらに活発にするため、コンベンション※施設を充実させるとともに関連施設や団体、隣接府県と連携のもと、引き続き積極的な国内外からのコンベンション誘致活動を行い、経済の活性化、国際化の推進、文化の振興に努める。

８．月ヶ瀬地域の梅林の整備

月ヶ瀬地域においては、名勝「月瀬梅林」を保全、育成するとともに、梅林を活かした観光産業の活性化を図るため、「月ヶ瀬地区梅林整備計画」を策定し、「月ヶ瀬梅公園」、「月ヶ瀬梅の文化博物館」や梅林周遊道路などの整備を進める。

［主な事業］

＊ビジット・ジャパン・キャンペーンへの参画
＊「平城遷都 1300 年記念事業」への参画
＊「地域ブランド向上 ３ ヵ年計画」の策定
＊インターネットによる国内外への情報提供
＊観光ボランティアガイドの育成
＊奈良まちかど博物館の認定・ＰＲ
＊インフォメーションセンターの充実
＊平城遷都祭などイベントの開催・支援
＊コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
＊月ヶ瀬・都祁地区の温泉の活用

瓦づくり（奈良まちかど博物館）

第４章　地域を支える産業を育成するまちづくり

第２節　農林

［基本方針］

本市の農業は、２１世紀の新たな政策体系の確立をめざした「食料・農業・農村基本法」の基本理念に基づくとともに、本市の農業の課題に対応した施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

そのため、本市の農業の特色である、都市近郊農業としての特性を活かした農業の展開のなかで、農業の基本である食料の安定供給や、農業生産活動のもつ水源かん養、自然環境保全等の多面的な機能の適切かつ十分な発揮、また、農業の担い手の確保、育成と、農業生産基盤や施設の整備による、地域に適合した農業構造の確立と農業の持続的な発展、さらには、都市と農村の交流等により農村の活性化を推進していくことが重要である。

一方、林業振興については、林業の活性化とともに森林の公益的機能の向上に努める。

［現況と課題］

１．本市では、都市化の進展とともに地域農業の形態などが大きく変容してきている。また、地域間の農業構造の差が大きく、自立農家層と零細規模農家層の分極化、安定的な農外就業、兼業化の定着のなかで、本市の農家数、耕地面積はともに年々減少の傾向にある。

このような情勢のなか、農業後継者の育成を進める一方で、農地の集積等による経営の合理化、土地利用の効率化を図るため、地域での営農組織を核とした地域ぐるみでの生産振興をめざす。また、地域の特性を活かした農業の振興や、生産条件の地域差を補正することにより、農業、農村の多面的機能の確保を図る。

農村地域の多様化に対応するため、農業生産基盤と生活環境との一体的な取り組みや地域資源の活用、就業の場の拡大等幅広い取り組みにより、豊かで魅力ある農村社会の実現をめざす。さらには、国際化時代に対応した生産性の高い農業を実現していく必要がある。

２．本市の主要作物は、米のほか、茶、いちご等施設野菜となっている。しかし、米については、近年の消費量の減少と反当収量の増加による生産調整にともない、作付面積が制限されている状況にある。茶、いちご等の施設野菜についても、労働力不足や価格の低迷等により作付面積の減少がみられる。

そのため、米については、おいしい米づくりをめざし、茶、施設野菜などについては、都市近郊の立地条件を活かした産地形成に努め、新しいブランドの育成をめざす。さらには、収益性の高い安定した農業を推進する必要がある。

一方、遊休農地が増加傾向にあるなか、水田農業構造改革対策として麦、大豆の本作化等、水田農業の望ましい生産構造の実現が求められており、新しい展開が必要となってきている。そのため、担い手育成とともに麦、大豆等による土地利用作物の生産や消費拡大が期待される花卉などの産地形成に努め

る。さらに、消費者との直接交流や土にふれあう機会の提供も推進しなければならない。

3．農業基盤整備の面では、魅力ある農業の確立をめざし東部地域を中心として、農村基盤総合整備事業、県営ほ場整備事業、大和高原国営農用地開発事業等を実施してきた。

また、老朽化したため池の整備を行い、農業生産基盤の整備とともに農地防災も図ってきた。

今後も、農業基盤整備の一層の推進と大和高原国営農用地開発事業にともなう灌漑施設の整備推進に努めるとともに、新鮮な農産物の流通と地域の活性化のため広域営農団地農道（グリーンロード）整備を促進し、集団的優良農地の確保、保全、農地の有効利用を進め、農業の生産性の向上に努める必要がある。

一方、農業近代化施設の整備については、米のほか、本市の特産である茶、いちご等の施設の整備を行い、その生産振興に努めてきたが、共同施設の維持や運営の課題に対応するため、施設や組織の再編を図りその維持に努めるとともに、労力の省力化を進め、品質の向上に努める。また、農産物の集出荷体制についても、農業協同組合を核として流通の改善が図られてきた。今後は、生産から出荷、販売まで一貫した組織体制と施設整備の促進により、産地としての機能を図っていくことが必要である。さらに近年、環境に対する関心が高まっていることから、環境負荷の軽減を図る営農体制の確立が必要である。

4．本市の林業は、古くは薪炭材や建築材供給の場として位置づけられてきた。戦前、戦後の一時期には、材木の採取等による山林の荒廃が進んだが、森林に対する関心が高まり、本市では 1975 年度（昭和 50 年度）から 1,000ha の造林計画を立て、2003 年度（平成 15 年度）末の造林面積は 1,153ha に達している。

現在、本市の森林資源は、森林面積 12,584ha、林野率 46%、うち人工林は 5,735 ha で、森林面積の 46%となっている。本市としては造林、間伐等の事業とともに林道や作業道の整備も進めてきたが、森林の所有形態は小規模であるうえ、林業生産活動の低迷等により林業従事者も年々減少してきている。そのため近年、適正な管理や保育ができていない森林が増加してきている。

今後も、造林や間伐、林業基盤の整備を進め、林業のより一層の振興と活性化を図る必要がある。また、林業従事者の確保のため、森林施業の実施体制を整備し、集落ぐるみで間伐等の保育を推進する必要もある。

さらに、水源かん養や自然環境の保全、防災等、森林のもつ公益的機能を高めるため、東部地域に広がる森林を保護、育成する積極的な取り組みが必要である。

［主要な計画］

1．農業生産体質の強化

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、農業改善計画の認定と改善のための支援に努める。また、都市近郊農業の有利性を活かした収益性の高い施設園芸や米の生産調整に対応した、地域振興作物の育成を図る。

一方、地域の農地の効率的な活用を図るため、営農組織を核とし、集落一体となった営農体制の確立をめざす。さらには、生産条件の地域差を補正し、農業、農村のもつ多面的機能の確保のため、中山間地域等直接支払制度を活用して農地を保全する。

また、耕作放棄地の解消策の推進と新規就農の促進に努める。

２．農村地域の活性化

急速な都市化にともなう農村地域の多様化に対応するには、生産基盤と生活環境の一体的な整備や環境保全機能の維持が必要である。そのため、農業基盤整備による優良農地や担い手の確保とともに生活環境の整備、地域資源の活用、就労の場の確保、拡大など幅広い取り組みに努めることにより、豊かで魅力ある農村社会の実現を推進する。

３．農業生産の振興

米については、品種の構成を基幹とした適地適品種の作付と、適正な管理等に努めることにより、需要に応じた良食味米の計画的な生産を進め、茶については、共同加工施設の導入による労力の省力化と品質の一層の向上に努め、いちごについては、品質の高い品種の導入を進める。

また、中核農家や集落営農組合を中心とした麦、大豆等の土地利用型農業の活性化により農家経営の安定を図る。

さらには、消費者ニーズに応じ、安全と安心に配慮した品種、技術の導入や産地間競争力の強い作物等の振興を図るとともに、地域にあった少量多品目の生産化も進める。

４．新しい農業の展開

都市近郊農業の特性を活かした消費者と直接交流が図れる直販施設の整備や、市民に土とふれあう場を提供する市民農園の育成を図り、地域の特産物を活かした新ブランドの創出と地産地消の推進に努める。また、観光資源を活用した農業の振興等、都市住民との交流を図るグリーン・ツーリズム等の手法を検討、展開していく。

５．農業生産基盤整備と施設の整備

優良農地の創設と農地の有効利用、地域農業の振興のため、県営ほ場整備及び広域営農団地農道（グリーンロード）整備事業や、公益的機能も考慮したため池整備事業等の土地改良事業や大和高原国営農用地開発事業にともなう灌漑施設整備の推進を図る。

また、農業近代化施設の導入を進め、生産性の向上と農産物の高品質化、農業経営の合理化を促進する。

６．環境に配慮した農業の展開

農業の環境への負荷軽減を進めるため、減農薬栽培、畜産の施設整備、茶の肥料使用量削減や農業用廃プラスチックの適正処理等をめざした営農体制、営農実践に努める。

７．林業の振興

林道や作業道等の林業基盤の整備を推進することにより、造林、間伐等の森林整備の促進を図り、健全な森林の育成、確保と優良な木材生産や林業労働者の就労の場の確保、拡大を進め、林業の活性化を図る。

また、間伐をはじめとした森林の総合的な管理を進めることにより、森林の持つ水源かん養、自然環境の保全等の公益的な機能の発揮も誘導していく。

さらに、年々減少する林業従事者の確保や、作業の共同化を進めるとともに、市民ボランティアや民間団体と一体となって、里山を中心とした森林の整備と保全に取り組む。

［主な事業］

＊中山間地域等直接支払制度の活用
＊土地改良事業
＊森林総合保育事業
＊農業経営基盤強化促進事業
＊鳥獣害防止対策事業強化促進事業
＊遊休農地対策事業
＊農林産物直売所整備事業
＊奈良東部広域営農団地農道整備事業

月ヶ瀬地区に美しく広がる茶畑

ほ場整備がおこなわれた都祁地区の水田

第４章　地域を支える産業を育成するまちづくり

第３節　商工・サービス

［基本方針］

最近の中小商業・工業をとりまく環境には、国際化、情報化の進展、技術革新、消費者の少子・高齢化、消費者ニーズの多様化、高度化、ゆとりと豊かさ志向の高まりなど厳しいものがあるが、本市も例外ではなく、環境変化に的確に対応できるよう企業の自助努力を促進し、体質強化を図るための支援、指導を強化していく。また、郊外の大規模店進出に対し中心市街地の活性化を図る。

都祁地域については、交通アクセスの利便性を活かし、県とともに企業誘致等を進める。

さらに、長い歴史のなかで受け継がれてきた奈良の伝統工芸品等の技法、技術を絶やすことなく後世に伝承する。

［現況と課題］

１．近年の商業をとりまく環境は、大規模店の進出等に加え、技術革新や情報化の進展、消費者の少子・高齢化、消費者ニーズの多様化などにより著しく変化している。これらの環境の変化に対応していくためには、商業者の自助努力とともに、商業機能の充実、情報力の充実、人材の育成、あるいは商業者と消費者との交流等を推進する施策の展開を通じて、流通競争力並びに体質強化に努め、商業の近代化を図っていくことが必要である。

２．商業、サービス業の振興は、街路計画や都市再開発など都市計画と密接な関係をもっており、今後の都市計画において、これら商業、サービス業の動向とその振興策を取り込むことが重要であるが、それと並行して中心市街地の活性化を図っていくことが必要である。また、都祁地域の恵まれた交通条件を背景として新規産業の誘致、育成を図っていくことも必要である。

３．企業活動のあらゆる面でインターネットの活用などによる情報化が進展するなか、本市中小商業者の情報化への対応は立ち遅れている。情報化への対応次第で今後ますます大規模店との格差が増大することが予測されるため、中小商業者が新たな事業活動分野を開拓するため、情報化の促進と積極的な支援が必要である。

４．中小企業は、急速に変化する経済情勢に影響されやすく、その経営基盤の強化を図る必要がある。

これに対応できる人材の育成が急務であり、その人材活用と、新たな産業育成のための施策が必要である。

５．中小企業の融資の円滑化を図るため、中小企業資金融資制度の資格要件の簡素化、指定金融機関の増加、融資枠の拡大等、融資制度の充実が必要である。

６．本市には、奈良のもつ風土や歴史に培われ、市民の生活にとけこんで受け継がれてきた伝統工芸などが数多く残っている。これらの伝統工芸等の従事者自身は技法、技術の伝

承者という誇り高い職業意識をもっているものの、経済的に先行きの不安感が強く、そのために、後継者育成に限界を生ずるという悪循環となっているようである。

これらを克服するためには、本市の伝統工芸等を再生するための振興施策の推進が必要である。

［主要な計画］

１．奈良マーチャントシードセンターの効率的な運営と活用

奈良マーチャントシードセンターは、新しい時代の商業振興と心豊かな消費生活の実現に向け、それに必要な商業振興施策を講じる拠点とするとともに、情報流通基盤や活力あるコミュニケーションづくりの必要な事業を行う。中心市街地活性化の拠点としてこの施設の効率的運営を図るとともに、中小商業者等の積極的な活用を促進し、流通競争力及び体質の強化に努める。

２．商業機能の充実

従来より実施している商店街の共同施設設置事業やイベント事業に対する支援に加え、商工関係団体の事業に対し指導、助言をし、新たに起業者への支援を行う。また、商業を取り巻く厳しい環境に対し、中心市街地活性化基本計画策定委員会を立ち上げ本市商工業の振興を図る。

また、「新市建設計画」に基づき都祁地域で新規優良企業誘致事業及び大和高原工業団地開発計画を県と協力しながら進める。

３．情報化への対応

情報化社会の到来による社会構造の変化のなかで、中小商業者の情報化への対応が競争力を左右するため、情報化への意識の高揚を図る啓発、指導を行う。

また、経営基盤の強化を図るため、中小商業経営におけるネットワーク活用を推進し、中小商業者自体の経営の合理化、情報化の促進を支援する。

４．人材の育成と特産品などの情報発信

中小企業の経営の近代化、合理化及び技術の向上を図るために、奈良市中小企業人材育成助成制度の充実を図り、情報力をはじめとする経営資源を活用する能力をもった人材の育成に努める。

また、本市は、関係機関が行う奈良の特性を活かした物産品（特産品）の開発のための調査、研究に協力するとともに、奈良ブランドの一つとして、特産品などの情報発信に努める。

５．融資制度の充実

中小企業の金融の円滑化を図るために、その事業に必要な資金のあっせんを行っているが、経済情勢の変化に応じて、中小企業の経営の近代化、合理化及び安定化を図るため、融資制度を充実して、地域経済の発展及び振興に努める。

ギャルみこしで賑わう商店街

６．奈良工芸などの活性化

奈良工芸などにおける後継者不足が近年深刻化しており、伝統ある奈良工芸などの技法、技術を次代に伝えることは、重要課題である。

その施策については、奈良工芸後継者育成検討会等で協議するとともに、「受け継ぐ・創作する・開放する」の三つを基本理念とした施設である「なら工藝館」を活用し、奈良工芸の一層の振興発展を図っていく。

［主な事業］

＊経営支援及び教育研修事業
＊商店街等共同施設設置事業助成
＊情報化促進事業
＊人材育成事業助成
＊中小企業資金融資制度
＊なら工藝館の活用
＊中心市街地活性化事業
＊奈良マーチャントシードセンターの活用
＊新規優良企業誘致事業

奈良の伝統工芸品「奈良人形」

なら工藝館

第４節　勤労者対策

［基本方針］

勤労者が自己の能力を有効に発揮し、家族とともに安心して豊かな生活ができるよう、行政、企業及び勤労者が一体となって勤労者福祉の向上を図る。特に、中小企業と大企業の間に存在する雇用、労働条件、福利厚生などさまざまな面での格差を縮小するとともに、人口の高齢化に対応するため、中小企業の勤労者や中高年齢者等に重点を置いた施策を展開する。

また、勤労者総合福祉センターを拠点として、勤労者の心身の健康を保持し、教養文化の向上をめざすとともに、（財）奈良市勤労者福祉サービスセンターの活性化を図る。

さらに、多様な就労機会の確保をめざし、若年層の雇用についても検討し、関係機関との連携のもと、本市における雇用促進を図る。

［現況と課題］

１．2001 年度（平成 13 年度）の事業所統計では、市内の事業所数は 10,877 事業所、従業者数は 120,078 人であった。このうち公共団体を除く従業者数 300 人未満の事業所数は 10,346 事業所、従業者数は 94,592 人で、従業者の約８割が中小企業に勤めており、そのほとんどが未組織労働者である。

中小企業勤労者のための福祉共済制度の普及と総合的な福祉事業の実施によって、勤労者福祉の向上を図ることは、雇用の安定、促進につながるとともに、中小企業の振興と地域社会の活性化に貢献するものである。

勤労者のゆとりある豊かな生活を実現するため、きめ細かな勤労者福祉に取り組む必要がある。

２．勤労者の福祉を向上させ、勤労意欲の高揚と雇用の安定・促進を図るため、各種相談、情報提供、教養文化教室、職業講習、研修並びにスポーツ等の活動を通じて、心身のリフレッシュや交流を深める場である勤労者総合福祉センターの効率的な管理運営を行う必要がある。

３．健康で働く意欲のある高齢者が増加し、働く機会を求める声が顕著になっている。自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が増加するなかで、高齢者対策にどのように取り組んでいくかが課題となっており、高齢者が豊かな経験と能力を活かし、仕事を通じて地域社会に貢献できる機会と条件をつくるための施策が必要である。

４．若年層の職業意識の変化や若年者をとりまく就職環境は厳しく、若者の離転職行動やニート※の増加が顕在化している。若年者の雇用安定、効果的な人材育成を図っていくためには、学校から就労への円滑な移行が重要である。その要素として、企業の考え方と若年者の意識のマッチングが考えられる。在学中の早い段階から、若者が具体的な人材ニーズを理解し、ニーズに応じた能力開発に取り組むよう支援していく必要がある。

［主要な計画］

１．中小企業勤労者の福祉共済制度の実施

中小企業勤労者のための総合的福祉事業の一環として設置された（財）奈良市勤労者福祉サービスセンターを活性化して、中小企業勤労者の福祉の向上を図り、中小企業の振興、地域社会の活性化に貢献する。

２．勤労者総合福祉センターの活用

勤労者福祉の推進拠点にふさわしい施設として、適正かつ効率的な運営を実施するため関係団体、関係機関と連携、調整のうえ事業内容の充実を推進する。

３．中高年齢者就業の促進

中高年齢者の就業対策として、中高年齢労働者の仕事への定着率を高める一方、退職後の高年齢者には、シルバー人材センター等の充実、普及により臨時的、短期的な就業の促進を図る。

４．若年層の就労の促進

学校から就労への移行を円滑にするため、主体的に進路を選択する能力の育成及び社会に必要とされる能力の育成を支援する。

［主な事業］

＊勤労者総合福祉センターの充実
＊シルバー人材センターの充実
＊就労支援の促進

シルバー人材センター会員による剪定作業

奈良市勤労者総合福祉センター

第５節　消費生活

［基本方針］

安定した消費生活をめざし、消費者の権利と安全を確保するため、消費生活相談体制の充実をはじめ、消費者の利益を擁護する消費者保護対策を推進するとともに、出前消費生活講座等を通じて情報の提供を強化、充実するなど、総合的な消費者行政を推進する。

また、「計量法」に基づく適切な計量の実施を確保することにより、計量取引の安全と秩序の維持に努める。

［現況と課題］

１．近年、情報化、国際化、サービス化の進展等消費者をとりまく環境が著しく変化してきており、消費者ニーズも多様化、高度化し、新たな消費者問題が発生している。特に契約や解約に関するトラブル、悪質な商法による被害が増えている。これらを未然に防ぐためには、消費者意識の向上を図るための啓発に努めるとともに、消費生活相談を充実して適切なアドバイスを行い、消費者に情報提供をする必要がある。

２．エネルギー消費は、一貫して増加している。また、家庭においても、機器の効率化が進む一方で、新たな機器の普及やより快適な生活を求める市民のニーズにより、機器保有台数の増加や使用時間、使用条件の変化がエネルギー消費の増加要因となっている。地球温暖化などは、地球規模の問題であり、省資源、省エネルギー対策の必要性に対する市民の理解と意識をさらに高める必要がある。

３．消費者保護の観点から、適切な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するため、計量行政を推進していかなければならない。

また、消費者の利益や、市民サービスの一環として消費者の計量に関する相談、指導等を行い、消費者保護のための積極的な取り組みを行うことが必要である。

［主要な計画］

１．消費生活相談業務の充実と情報体制の整備

消費生活をとりまく社会経済環境の変化にともなって発生する新たな消費者問題等のトラブルに対して迅速、的確な処理を行うため、消費者相談業務の充実を図る。また、消費生活情報ネットワーク・システムなどを通じて情報収集を行い、消費者に情報提供するための体制を整備する。

２．消費生活と消費者意識の啓発

消費者が自主性をもって消費生活の安定向上に努めることができるよう、消費生活に必要な基礎的知識の普及、情報提供などの啓発パンフレットを作製し、また、出前消費生活講座を効果的に開催して、消費者被害を未然に防止することに努める。

３．省エネルギー・省資源意識及びグリーン購入の啓発

省エネルギー対策及び地球温暖化防止のためのグリーン購入の必要性に対する市民の理解と意識の向上を図るため、リーフレット、しみんだより等で、市民に対し啓発、広報を強化していく。

４．適切な計量の実施確保

「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するため、はかりの定期検査、立入検査を行うことにより消費者保護を図る。

［主な事業］

＊消費生活相談
＊出前消費生活講座
＊はかりの定期検査

消費生活相談

附属資料

１．奈良市第３次総合計画基本構想
２．奈良市附属機関設置条例（抜粋）
３．奈良市総合計画審議会規則
４．奈良市総合計画審議会委員名簿
５．奈良市総合計画審議会への諮問
６．奈良市総合計画審議会からの答申
７．奈良市第３次総合計画後期基本計画策定経過
８．用語解説

１．奈良市第３次総合計画基本構想

第１章　基本構想策定にあたって

１．基本構想の目的

基本構想の目的は、奈良市をとりまく社会経済環境の変化や主要課題に対応しながら、奈良市がめざすべき将来像と、これを実現するための市政運営の基本方針を示すことである。

２．基本構想の目標年次

基本構想の目標年次は、2010 年（平成 22 年）とする。

第２章　まちづくりの基本的な考え方

１．基本理念

奈良市は、三方を青垣の山々や丘陵に囲まれた奈良盆地北部の豊かな自然のなかで、平城京として都が開かれ、天平文化の華を咲かせるなど、わが国の歴史、文化において重要な役割を担ってきた。1898 年（明治 31 年）の市制施行後は、交通網の整備や宅地開発などの進展に伴う都市基盤の整備が行われ、歴史、文化、自然に恵まれた環境を活かした国際文化観光都市として、今日まで発展してきた。

1991 年に策定した「奈良市新総合計画」では、こうした奈良市の発展の経緯と特性をふまえ、「人と自然と文化を大切にするまち」を都市の理念とし、歴史的風土と自然が調和した環境を人類の貴重な資産として守り育てるとともに、人間性を尊重し、新しい文化を築く営みが展開される都市の創造をめざした。

「奈良市新総合計画」期間中は、この都市の理念をまちづくりの基本として、様々な施策を進め、市制 100 周年にあたる 1998 年には、「古都奈良の文化財」として、東大寺をはじめとする八資産群が、ユネスコの世界遺産リストに登録された。

歴史や自然環境を守り育てるとともに、新しい時代に対応した文化を創造し、人を中心としたまちづくりを進めることの重要性は、今日ますます高まっている。こうしたなかで、世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産をまちづくりの核とし、人と自然と文化を大切にするまちづくりをさらに発展させるため、世界遺産がもつ学術、芸術、技術の粋に学び、加えて人の心を大切にし、次の 100 年に向けた基盤づくりをめざす。

２．都市の将来像

これまで奈良市は、豊かな歴史、文化、自然をもつ国際文化観光都市として、さらに、近畿圏の良好な住宅都市として発展してきた。

また、「古都奈良の文化財」が、ユネスコの世界遺産リストに登録されたことにより、これらを含む歴史的風土と自然環境が調和した風格のある奈良市が、あらためて世界的に認められることとなった。

これからの奈良市は、世界遺産を人類全体の遺産として積極的に保全しつつ、それら

をはじめとする歴史的文化遺産をまちづくりの核と位置づけ、国際文化観光都市として、独自性の確立をめざす。

少子・高齢化、国際化、情報化といった時代の変化に柔軟に対応するとともに、市民はもちろん奈良市を訪れる一人ひとりが、奈良の歴史、文化、自然に学び、誇りと喜びを感じ、多くの人々を引きつける平和で魅力あふれるまちをめざす。

こうした取り組みが、奈良の歴史、文化、自然の価値をいっそう高め、文化性の高い市民生活を実現するとともに、より多くの人が魅力を感じて集い、学び、交流の輪を広げ、新しい文化を育んでいく。

このようにして生まれる新しい交流と文化が、奈良市を輝ける未来へとつないでいく。

そこで、都市の将来像を「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」とする。

3．基本方向

都市の将来像である「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」のまちづくりについて、具体的な方向性を示す。

(1) 世界遺産を核に交流するまち

関西では近年、関西国際空港の開港と２期事業の着工、関西文化学術研究都市の建設といった国家的プロジェクトの進展がみられた。また、リニア中央新幹線構想や首都機能移転の候補地の一つとして、三重・畿央地域が検討されるなど、奈良市と全国や世界を結ぶ基盤整備が進んでいる。

これまでも奈良市は、国際文化観光都市として多くの人々が集まり、交流する場となってきたが、世界遺産という新しい価値が加わったことは、奈良市の情報発信において大きなチャンスと言える。

世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産を核として、新しい情報網を積極的に活用し、奈良市をより良く知ってもらい、魅力を感じてもらうための情報交流を進めるとともに、国内はもとより世界各国から人々が集う場や機会を提供する。

(2) 歴史、文化、自然を未来につなぐ心豊かなまち

21 世紀において、奈良市がその特性を活かし発展していくためには、豊かな歴史、文化、自然を守り育て、次の世代へとつないでいかなければならない。また、それは、世界遺産をもつ都市としての使命と言える。

市民はもちろん奈良市を訪れる多くの人々が、千古から先人たちによって受け継がれてきた奈良の歴史、文化を学び、理解し、愛する心を育むことによって、現代から未来に活かす新しい知恵を生み出していくことができる。

また、世界的にも環境問題への取り組みが重要となっているなか、奈良市は、貴重な自然環境を保全する取り組みにおいて先導的役割を果たし、将来に向けた循環型社会づ

くりを進める。

(3) みんなが主役となるまち

活発な交流を行い、歴史、文化、自然を未来につないでいくには、市民の積極的な参加が必要となる。

そのためには、市民一人ひとりが、奈良の歴史、文化、自然を愛し、市民はもちろん奈良市を訪れる多くの人々とのふれあいを広げるとともに、この奈良市で暮らすことの誇りと喜びを感じることのできるまちづくりを進める。

また、次代を担う子どもが健やかに育ち、高齢者が安心していきいきと毎日を送れるとともに、市民の自主性・主体性が尊重され、様々なライフスタイルが実現できなければならない。

こうしたまちづくりを進めるため、市民と行政、市民相互、奈良市に集うすべての人々との情報交流を進め、まちを愛する多くの市民がまちづくりに参加でき、市民一人ひとりが主役となることをめざす。

4．人口

奈良市においては、世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産を核とし、その保全に努めながら進められる京阪奈新線、京奈和自動車道、リニア中央新幹線などの交通網の整備と相まって、多くの人々を迎えることのできる魅力あふれるまちをめざす。

また、豊かな自然環境と調和のとれた良好な住環境整備を積極的に進める。

こうした状況をふまえ、全国的には出生数の減少に伴い、人口が減少すると予想されるものの、奈良市は、交流人口の拡大と将来人口 40 万人をめざしたまちづくりを進める。

第３章　施策の大綱

都市の将来像を実現するための施策を、体系的に示す。

1．人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

人権が尊重され、安心していきいきと暮らすことができる社会を築いていくことは、まちづくりの基本である。同和問題をはじめ、女性、障がい者、外国人などに対する様々な差別や偏見を解消するため、行政と市民が一体となって、互いの人権を尊重する取り組みを進め、人権文化の創造をめざす。

そして、多文化共生をめざし、生命の尊厳、人権尊重を中心に据えた平和の文化を発信していくことが重要である。

世界遺産をもつ奈良市は、その豊かな歴史、文化、自然を守り育て、未来につなげ、これからのまちづくりに活かしていかなければならない。さらに、新しい個性的な市民

文化を創造していくことが重要である。

そのためには、市民一人ひとりが個性や能力を発揮し、新しいまちづくりに取り組めるよう、男女共同参画や市民・国際交流、文化・芸術活動を進める機会づくりと支援を行う。

そして、こうした取り組みを未来につないでいくため、次代を担う子どもたちが自主性、創造性、社会性など「生きる力」を身につけ、いきいきと学び、遊ぶことができるよう、学校、家庭、地域が一体となって、新しい時代に向けた教育内容の充実や教育環境の改善などを進める。

さらに、子どもから高齢者まで、すべての世代にわたって交流を図り、ともに学ぶ開かれた社会を築いていくため、その基盤となる生涯学習の充実をめざす。

2．福祉のまちづくり

少子・高齢化をはじめとする社会構造の変化に伴って、市民のニーズはますます多様化・高度化してきている。こうしたなか、だれもが住み慣れた地域や家庭で、安心していきいきと暮らしていくことのできる社会を実現するために、様々な面から総合的な福祉のまちづくりを進める。

このためには、福祉、医療、保健の連携を強化し、健康づくりや医療体制の充実を図るとともに、市民の福祉活動への自発的な参加によって、地域がともに支え合う地域福祉の充実をめざす。そして、いつでも、どこでも、だれにでも必要な福祉サービスを提供できるシステムづくりや、高齢者、障がい者、子どもにもやさしいバリアフリーのまちづくりを進める。

また、だれもが安心して生きがいを感じる高齢期を迎えることができるよう、介護保険事業の適切な運営に努めるとともに、高齢者が心身ともに充実した生活を送ることができる生きがい対策など、総合的な高齢者福祉の充実を図る。

さらに、次代を担う子どもたちが、健やかに育っていける環境整備を進めるとともに、安心して出産や子育てができる支援体制の充実を図る。

3．環境保全と安心・快適なまちづくり

地球規模の環境問題が深刻化するなかで、地域レベルの循環型社会の構築をめざした取り組みが重要である。

奈良市には、世界遺産に登録された春日山原始林をはじめとする豊かな自然や歴史遺産が存在することから、その環境保全が国際的にも特に求められている。そのため、温暖化ガス排出量削減やゴミ減量、特に分別収集、資源リサイクルなどについての取り組みを進め、歴史と自然を大切にする環境にやさしいまちづくりをめざす。

また、自然は、人々にやすらぎと憩いの場を提供してくれるが、とりわけ奈良市にとっては、歴史、文化とともに多くの人々を引きつける大きな魅力となっているため、ま

ちづくりの観点からも積極的に自然との共生を図り、歴史的景観や環境の保全・整備に努める。

こうした自然との共生を進める一方で、快適な都市環境を創造するための道路、公園、上・下水道などの都市基盤整備や都市機能の充実、うるおいのある居住環境整備も不可欠であり、これらと一体となった計画的な土地利用を進めるための施策を展開する。

さらに、災害や事故などのない、安全に暮らせるまちをめざし、震災や風水害等の防災対策、交通安全対策、消防・救急体制等の充実を図る。

4．地域を支える産業を育成するまちづくり

産業活動は、豊かな市民生活を支え、都市の活力を維持、発展させるとともに、社会参加を求める人々に多様な雇用機会を提供する。

近年では、経済の国際化が進展し、情報ネットワークを活用したビジネスが広がりをみせるなかで、国際的な競争力を確保するとともに、急速に変化する世界的標準に的確に対応した産業活動の展開が求められている。

こうした社会の変化のなか、奈良市の主要産業である観光関連産業が、海外や国内の観光都市との競合のなかで、集客力を維持し、発展していくために、世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産を核とし、情報ネットワークを活用した積極的な情報発信、誘致活動、各種基盤施設の整備を進める。

加えて、総合的な地域経済の振興を進めるため、市民参画によるイベントやコンベンションを展開、支援するとともに、市民全体でもてなしの心の高揚を図り、国際文化観光都市としての魅力の向上に努める。

また、奈良の歴史、文化と深い関わりをもつ伝統工芸、地場産業については、地域特性や独自性を活かした活性化を図る。そして農林業では、生産基盤整備を進める。

さらに、高齢化の進展や男女共同参画社会の実現などの社会環境の変化に対応し、シルバー産業や家事支援サービス、余暇関連サービスなどの生活支援型サービス業の振興を図るなど、消費者のニーズに応えていくとともに、消費者保護にも努める。

第４章　基本構想の推進

1．市民参加の推進

社会経済環境が大きく変化し、人々のライフスタイルが多様化するなかで、様々な地域課題にきめ細かく対応していくことが、ますます重要となっている。また、市民のニーズに対応したまちづくりを進めるため、その把握の継続的取り組みや、計画策定プロセスへの市民参加の重要性が高まっている。

一方、市民は、コミュニティ活動やボランティア活動に積極的に参加し、より質の高い行政サービスを求めて主体的に行政に働きかける動きもみられる。

こうしたなかで、まちづくりへの市民参加を推進するため、市民と行政のパートナー

シップが求められており、コミュニティ活動やボランティア活動を支援するとともに、ＮＰＯなどとの連携を図り、より多くの市民が参加できる多様な機会づくりを進める。

さらに、様々なメディアを活用した積極的な情報公開と情報交流を推進する。

２．効率的な行財政運営の推進

地方分権の進展や中核市への移行、少子・高齢化の進行をはじめとする社会の変化に伴って、市民の行政需要はますます増加・多様化し、新たな行政サービスの提供が求められており、限られた財源や人材等の資源を有効に活用し、対応していかなければならない。

このため、情報システム等を活用した事務の効率化とともに、事務事業の徹底した見直しを図り、簡素で効率的な組織・機構への再編、財政の健全化に努め、地方分権時代にふさわしい効率的な行財政運営を推進する。

３．関係機関との連携の推進

市民の活動エリアの広域化やニーズの多様化に伴い、関係機関との役割分担と相互協力の重要性が高まっている。

このため、広域的視野のもとに上位計画との整合性を図りながら、行政各分野において、国、県、近隣市町村、関係団体、民間企業との情報交流を積極的に行い、幅広い連携、協力を推進する。

２．奈良市附属機関設置条例（抜粋）

第１条　法律若しくはこれに基く政令に定のあるものを除く外、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により、本市に設置する附属機関は別表のとおりとする。

第２条　前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。ただし、当該附属機関が２以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関	担　任　す　る　事　務
市　　長	奈良市総合計画審議会	本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務

３．奈良市総合計画審議会規則

（目的）

第１条　この規則は、奈良市附属機関設置条例（昭和２８年奈良市条例第２４号）第２条の規定により、奈良市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第２条　審議会は、委員３０人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　各種団体を代表する者

（３）　関係行政機関の職員

３　委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとし、その職に就任した場合は、委員に委嘱されたものとする。

４　委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

（小委員会及び部会）

第３条　審議会に専門の事項についての調査及び審議を行うため小委員会及び部会を置くことができる。

２　小委員会及び部会の長及び委員は、前条の委員のうちから会長が指名する。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事）

第６条　審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

２　幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

４．奈良市総合計画審議会委員名簿

＜奈良市総合計画審議会委員＞

副会長	伊藤　　忠通	奈良県立大学教授
	上田　　和男	奈良市ＰＴＡ連合会会長
	上野　ひろ美	奈良教育大学理事・副学長
	大石　　正	奈良女子大学大学院人間文化研究科教授
	大西　　崇夫	奈良市農業委員会会長
	久保　　博子	奈良女子大学助教授
会　長	杉江　　雅彦	同志社大学名誉教授
	杉若　　弘子	奈良教育大学助教授
	髙橋　　敏朗	大阪市立大学名誉教授
	田辺　　征夫	奈良文化財研究所所長
	谷井　　勇夫	奈良市観光協会会長
	淡野　　明彦	奈良教育大学副学長
	西口　　廣宗	奈良商工会議所会頭
	野崎　　善男	奈良市民生児童委員協議会連合会会長
	馬場　　徹	奈良市自治連合会会長
	藤井　　賢一	奈良県企画部長
	藤井　　義治	奈良市万年青年クラブ連合会会長
	藤原　　昇	奈良女子大学名誉教授
	松井　　静子	奈良佐保短期大学名誉教授
	村田　伊代子	奈良市地域婦人団体連絡協議会会長

＜第一部会＞

伊藤　　忠通	部会長
久保　　博子	
杉江　　雅彦	副部会長
杉若　　弘子	
髙橋　　敏朗	
藤原　　昇	

＜第二部会＞

伊藤　　忠通	
上田　　和男	
上野　ひろ美	
杉若　　弘子	副部会長
髙橋　　敏朗	部会長
田辺　　征夫	
野崎　　善男	
藤井　　義治	
松井　　静子	
村田　伊代子	

＜第三部会＞

大石　　正	
大西　　崇夫	
久保　　博子	副部会長
杉江　　雅彦	
谷井　　勇夫	
淡野　　明彦	
西口　　廣宗	
馬場　　徹	
藤井　　賢一	
藤原　　昇	部会長

（50 音順敬称略）

５．奈良市総合計画審議会への諮問

奈　企　企第２１８号
平成１７年９月１２日

奈良市総合計画審議会

会　長　　杉　江　雅　彦　様

奈良市長　　藤　原　　昭

奈良市第３次総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

奈良市第３次総合計画後期基本計画を定めるにあたり、別添のとおり後期基本計画（案）を策定いたしましたので、奈良市附属機関設置条例に基づき、貴審議会の意見を求めます。

６．奈良市総合計画審議会からの答申

奈　総　審　第１号
平成１８年２月２日

奈良市長　藤　原　　昭　様

奈良市総合計画審議会
会　長　杉　江　雅　彦

奈良市第３次総合計画後期基本計画について（答申）

平成１７年９月１２日付け奈企企第２１８号で諮問のあった「奈良市第３次総合計画後期基本計画（案）」について慎重に審議を重ねた結果、その内容に一部修正を行い、別添のとおり答申します。

ついては、当審議会における意見を十分ふまえ、奈良市の将来像である「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」の実現に努められるよう希望します。

なお、計画期間の５年を展望したとき、少子・高齢化の進行や人口の減少など社会環境の変化が考えられます。計画の実現に向けては、市民と行政が協働し多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応したまちづくりを推進するとともに、これまで以上に透明性の高い行財政運営を図り、市民生活のより一層の向上に尽力されることを期待します。

７．奈良市第３次総合計画後期基本計画策定経過

【２００５年（平成１７年)】

7月 11 日　第１回奈良市総合計画審議会　開催
- 委員の委嘱
- 会長、副会長の選出
- 奈良市第３次総合計画の概要説明

7月 22 日　第２回奈良市総合計画審議会　開催
- 部会の設置
- 後期基本計画の基礎指標説明

9月 12 日　第３回奈良市総合計画審議会　開催
- 後期基本計画（案）の諮問
- 後期基本計画（案）の審議

10 月 14 日　第１回奈良市総合計画審議会
第２部会開催
- 後期基本計画（案）各論の第１章及び第２章の審議

第１回奈良市総合計画審議会
第３部会開催
- 後期基本計画（案）各論の第３章及び第４章の審議

10 月 25 日　第１回奈良市総合計画審議会
第１部会開催
- 後期基本計画（案）総論に関する審議

10 月 31 日　第２回奈良市総合計画審議会
第１部会開催
- 後期基本計画（案）総論に関する審議

11 月 7 日　第４回奈良市総合計画審議会　開催
- 後期基本計画（案）の審議

11 月 24 日　奈良市総合計画審議会会長から市長に後期基本計画の中間答申がなされる

12 月 1 日～28 日　後期基本計画（案）に対する市民の意見募集実施

12 月 8 日　基本計画特別委員会　開催
- 後期基本計画中間答申をもとに審査

12 月 12 日　基本計画特別委員会　開催
- 後期基本計画中間答申をもとに審査

12 月 13 日　基本計画特別委員会　開催
- 後期基本計画中間答申をもとに審査

12 月 14 日　基本計画特別委員会　開催
- 後期基本計画中間答申をもとに審査

12 月 16 日　基本計画特別委員会委員長より後期基本計画中間答申の審査報告がなされる

【２００６年（平成１８年)】

1月 17 日　第５回奈良市総合計画審議会　開催
- 後期基本計画（案）の審議

2月 2日　奈良市総合計画審議会会長から市長に後期基本計画の答申がなされる

2月 10 日　奈良市第３次総合計画後期基本計画を決定

８．用語解説

【ア行】

■ＩＳＯ14001

ＩＳＯ（国際標準化機構）によって認証される環境管理システム規格。企業、団体等の環境対策への対応の基準を示すものとなっている。

■ＩＴ

情報技術（information technology）のこと。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。

■アウトリーチ

劇場や美術館等の芸術文化発信基地から外に飛び出し、社会と広く接点を持ち、芸術文化を広める活動。

■ＡＥＤ（自動体外式除細動器）

心臓に電気ショックを与えて心拍を再開させる機器。

■ＮＧＯ

Non-Governmental Organization の略語で、政府組織ではない民間の団体・組織のこと。非営利である点ではＮＰＯと同じであるが、公的ではなく民間が行っているという非政府性がより強調される。一般には国際連合と協力できるような、国境にとらわれない国際的活動を行う組織という意味で使われることが多い。

■ＮＰＯ

Non-Profit Organization の略語で、非営利団体・組織のこと。市民が主体となって社会的な活動を行っている民間の非営利団体を指す。ＮＧＯとほぼ同義語であるが、私企業などと違って営利を目的としない社会的事業を行っているという非営利性がより強調される。日本では国内における概念として用いられることが多い。なお、ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）は、ＮＰＯのうち特定非営利活動促進法に基づき、都道府県または国の認証を受けた団体のことを言う。

■ＦＡＱ

「よく聞かれる質問」という意味で、よくある質問とそれに対する回答をまとめたもの。

■ＬＧＷＡＮ

地方自治体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方自治体の組織内ネットワークを相互に接続している広域ネットワーク。

【カ行】

■行政手続のオンライン化

住民が自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて、申請・施設予約などの行政手続きを行えるようにすること。

■建築協定

地域の住民が自発的に建築基準法の基準以上のルールを取り決めて、それをお互いに守り合うことを制度化したもの。

■公共キオスク端末

公共施設等におかれる情報端末で、行政手続きや公共的な案内を行う。

■公的個人認証サービス

行政手続をインターネットを通じて電子申請により行う場合に必要となる電子証明書を、市区町村と都道府県が共同して住民に提供するサービス。

■高病原性鳥インフルエンザ

鳥類がインフルエンザウィルスに感染して起こる病気。鳥インフルエンザのうち、死亡率が高いか、ウィルスが変化して死亡率が高くなる可能性がある特定のウィルスによるインフルエンザ。

■コンベンション

会議。集会。見本市。

【サ行】

■三位一体改革

①国庫補助負担金の削減、②地方交付税の改革、③国から地方への税源移譲の３つを一体にして改革を進めること。地方分権を推進し、地域の自己責任と自己決定に基づく効率的な行政サービスを提供できるよう地方自治体の財政基盤や自立性を強化することをめざし、「平成１５年度予算編成の基本方針」の中に初めて登場したことば。

■ＣＡＴＶ

ケーブル（有線）テレビの略語。同軸ケーブルによって接続した特定の地域に対して、多様なサービスを提供するTV放送システム。地上波放送のほか、独自番組、BS（放送衛星を用いた衛星放送）やCS（通信衛星を用いた衛星放送）の番組も配信されている。インターネット接続など、次世代メディアとしても注目されている。

■ＧＤＰ（国内総生産）

国内で新たに生産されたモノやサービスの付加価値の合計額。国の経済規模を計る指標のひとつで、この伸び率が「経済成長率」になる。類語のＧＮＰ（国民総生産）は、外国に住む国民の生産量も含めている。日本では近年、国の生産量をより正確に計るためＧＮＰに代わってＧＤＰを用いるようになった。

■自助・共助・公助

災害時において「自助」とは、自分の命は自分で守ること。「共助」とは、地域の人たちで助け合って地域の安全を守ること。「公助」とは、行政とライフライン各社をはじめとする公共企業が行う応急対策活動をいう。

■住民基本台帳ネットワークシステム

各種行政の基礎である住民基本台帳の４情報（氏名／住所／性別／生年月日）と住民票コード、これらの変更情報についてネットワーク化を図り、全国共通に電子的な本人確認ができる仕組み。

■情報セキュリティ対策

市が保有する個人情報等の情報資産をさまざまな脅威から保護し、安全性を維持する対策。

■情報ネットワーク

インターネットに代表される、通信回線を通じてさまざまな情報をやり取りできる仕組み。

■情報リテラシー

コンピュータやネットワークを活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。

■世界遺産

世界各地の文化遺産、自然遺産を人類全体の財産として、各国が協定して守っていくため、１９７２年に国連教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」に基づいて

認定された文化遺産、自然遺産。

【タ行】

■団塊の世代

第二次世界大戦後の日本において、１９４７年（昭和２２年）から１９４９年（昭和２４年）の第一次ベビーブームで生まれた世代のこと。作家の堺屋太一氏がその著書の中で命名した。この前後の世代に比べて特に人口が多い。かれらが２００７年（平成１９年）以降一斉に定年退職を迎えることによる影響を「２００７年問題」と呼ぶことがある。

■地区計画

住民と権利者の合意のもとで決めるまちづくりのルール。

■データベース

さまざまな情報を大量に蓄積、整理して、コンピュータを用いて検索などができるように構成されたファイルまたはその集合体。

■鳥インフルエンザ

鳥類がインフルエンザウィルスに感染して起こる病気。鳥インフルエンザウィルスに感染して発病するのは、鶏や七面鳥等の家禽に限られ、野鳥はほとんど発病しない。

【ナ行】

■ニート

Not in Education, Employment or Trainning の頭文字を取った略語。就業の意思がない点でフリーターとは区別される。これに近い概念として、厚生労働省が年齢を１５～３４歳に限定した非労働力人口（就業者でも求職中の失業者でもない者）である若年無業者のうち家事も通学もしていない者、と定義した集計では平成１６年に６４万人となり、１０年前に比べ1.5倍以上増加している。

【ハ行】

■光ファイバー

光通信の伝送路に使うガラス繊維でできた細い線。光ファイバーを心線とする通信ケーブルを光ファイバー・ケーブルといい、従来の通信ケーブルと比較して、桁違いの大量のデータを高速に伝送できる。

■ＰＦＩ

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。

■ＢＳＥ（牛海綿状脳症）

牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病。

■ビジット・ジャパン・キャンペーン

訪日外国人旅行者の増大をめざして、国を挙げて取り組む戦略的なキャンペーン。

■フリーター

「フリー」と「アルバイター」を合わせた和製の造語。厚生労働省による「労働経済の分析」では、年齢が１５～３４歳の学校卒業者、かつ女性については未婚で、アルバイト又はパートとして雇用されている者、または現在家事も通学もしておらずアルバイトやパートの仕事を希望している者、と定義される。

■ポータルサイト

入り口や窓口として情報提供を行なう

ウェブサイトのこと。利用者がインターネットを利用する際に最初に訪れる場所。

■ホームページのアクセサビリティ

利用しているすべての人が、年齢や身体的条件に関係なく、ホームページに提供されている情報に問題なくアクセスし、利用できること。

■ホストコンピュータ

ネットワークに接続している端末に、各種サービスを提供する中心となる高い処理能力をもつ大型のコンピュータ。

【マ行】

■メセナ活動

企業が文化・芸術活動に対し後援・資金支援を行うこと。〔アウグストゥス治下の古代ローマの政治家で文芸を庇護したマエケナス（Maecenas）の名にちなむ〕。

【ヤ行】

■ユニバーサルデザイン

年齢や言葉の違い、身体的条件などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人にとって使いやすいものであるように製品や環境などをデザインすること。もとのデザインを変更したり、特別な仕様を加えたりすることで今ある障壁を除去する「バリアフリー」からさらに深く踏み込んだ考え方とされる。

【ラ行】

■リカレント教育

学校教育終了後、職業生活に入っても必要に応じて、教育を受け直すことができる環境を、教育政策の上で保証しようとするもの。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康と権利のこと。１９９４年（平成６年）にカイロで開かれた国際人口開発会議で提唱され、「リプロダクティブ・ヘルス」は、女性の性に関する機能やその生涯において「身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること」をいう。また、これを享受する権利のことを「リプロダクティブ・ライツ」という。具体的には、だれもが安全で満足な性生活を営むことができ、こどもを産むかどうか、また産むならいつ、何人産むかを自由に決定し、安心して妊娠や出産ができることなどを意味する。

■レファレンスサービス

利用者のさまざまな相談に応じ、利用の手助けを行うこと。

奈良市章

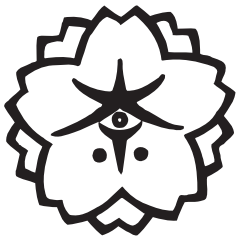

奈良市の市章は 1903 年（明治 36 年）５月に制定されました。
「あをによし奈良の都は咲く花の薫ふがごとく今盛りなり」と万葉集に歌われた、
ゆかり深い奈良八重桜をかたどっています。

市　民　憲　章

〇奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。
〇奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。
〇奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。
〇奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。
〇奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。

奈良市第３次総合計画
後期基本計画
世界遺産に学び、ともに歩むまち－なら

発行日　2006年２月
発　行　奈良市
〒630－8580　奈良市二条大路南一丁目1番1号
ＴＥＬ　0742－34－1111（代表）
企画・編集　奈良市企画部企画政策課

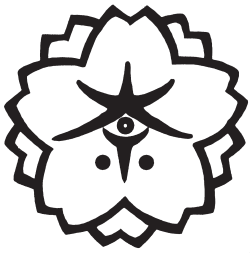

この計画書は、再生紙及び大豆インクを使用して印刷したものです。